

# 史跡上田城跡保存活用計画 (案)

上田市・上田市教育委員会



第1章 史跡上田城跡保存活用計画策定までの沿革と目的	1
第1節 策定までの沿革	1
第2節 計画の目的	1
第3節 策定体制・経過	2
第4節 計画の対象範囲と期間	4
第5節 他の計画との関係	6
第2章 上田市の概要	9
第1節 社会環境	9
第2節 自然環境	10
第3節 歴史環境	12
第3章 史跡上田城跡の概要	16
第1節 上田城の歴史と資料	16
第2節 指定の状況	39
第3節 調査成果	42
第4節 史跡整備の履歴	45
第5節 関連法規制	47
第4章 史跡上田城跡の本質的価値	50
第1節 本質的価値の明示	50
第2節 構成要素の特定	52
第5章 史跡の現状と課題	76
第1節 史跡指定地	76
第2節 史跡指定地周辺	84
第6章 大綱・基本方針	89
第1節 大綱	89
第2節 基本方針	90
第7章 保存管理の方向性と方法	91
第1節 保存管理の方向性	91
第2節 保存管理の方法	91
第3節 現状変更等の取扱い	102

第4節 史跡追加指定の考え方	.....	107
第5節 指定地公有化の考え方	.....	109
第8章 活用の方向性と方法	.....	110
第1節 活用の方向性	.....	110
第2節 活用の方法	.....	110
第9章 整備の方向性と方法	.....	112
第1節 整備の方向性	.....	112
第2節 整備の方法	.....	113
第10章 運営・体制の整備の方向性と方法	.....	114
第1節 運営・体制の方向性	.....	114
第2節 運営・体制の方法	.....	114
第11章 施策の実施計画と経過観察	.....	116
第1節 施策の実施計画の策定と実施	.....	116
第2節 経過観察	.....	118

# 第1章 史跡上田城跡保存活用計画策定までの沿革と目的

## 第1節 策定までの沿革

徳川勢力下の真田昌幸によって築城された上田城は、関ヶ原の敗戦により徳川方に破却されたが、寛永3年(1626)から仙石忠政が城の復興に着手し、本丸の七つ櫓や櫓門などが再建され、続く松平氏が幕末までその姿を保った。明治維新後の払下げで、櫓や石垣等の建造物は一部を除いて解体・搬出され、堀や櫓台、土塁も公共施設の建設や、公園造成等の土木工事で一部が失われた。しかし、破壊を免れた堀、石垣、土塁のほか忠政が再建した西櫓がほぼ当時の姿のまま伝えられているなど、近世の城郭構造を維持している部分も少なくない。そのため、昭和9年(1934)に本丸と二の丸の一部が史跡に指定された。

これまで上田市では、「上田城跡環境整備委員会」を組織して昭和51年度に調査研究報告書をまとめ、昭和56年度には「上田城跡公園整備方針」、昭和61年度には「上田城跡公園整備方針(第二次)」、平成2年度には「史跡上田城跡整備基本計画(以下「整備基本計画」)」を策定し、計画的な発掘調査やそれに基づいた本丸東虎口櫓門や二の丸北虎口の復元整備、尼ヶ淵崖面の崩落防止工事を行ってきた。「整備基本計画」は平成23年度に改訂を行い、園路の整備や、勤労青少年ホーム及び市営プール跡地整備を行った。

現在の上田城跡には、多くの観光客が訪れ、移築復元された本丸の南櫓・北櫓、復元された本丸東虎口櫓門、市立博物館などを見学している。また、四季を通じて市民が訪れる都市公園でもあり、日常的な憩いの場、桜の咲く時期には花見会場として賑わいをみせている。なお、平成28年に大河ドラマ「真田丸」が放映されると、過去最高の来訪者を記録したものの、その後は放映前に近い水準で推移している。

平成23年度の「整備基本計画」の改訂と同時に策定した「史跡上田城跡保存管理計画(以下「保存管理計画」)」に関しては、二の丸にある旧市民会館の撤去やテニスコートの城外移転が進行中であることから、史跡の価値をいかに伝えていくか、あらためて見直す必要性が生じている。また、上田市は、「上田市文化財保存活用地域計画」、「上田市歴史まちづくり計画」を推進する上で、上田城跡を中心とした各種施策は文化財保護行政のみならず、まちづくり事業と連携して取り組む重要課題となっている。このため、平成30年(2018)の文化財保護法改正によって「文化財保存活用計画」が制度化されたことを受け、従来の「保存管理計画」を見直して「保存活用計画」を作成することとした。

## 第2節 策定の目的

史跡上田城跡保存活用計画は、重層的な歴史を持つ史跡上田城跡を次世代に継承していくため、本質的価値やその構成要素を明確にし、適切な保存、整備、活用、実施体制の現状と課題を整理し、適切な方向性や方法を示すことを目的として策定する。

### 第3節 策定体制、経過

#### (1) 策定体制

上田市では、史跡上田城跡の整備検討のため、令和2年度に「史跡上田城跡整備専門家会議(以下「専門家会議」という)」を設置している。本計画の策定にあたっては、「専門家会議」内に設置した「史跡上田城跡保存活用計画策定委員会」にて審議、検討を行い、文化庁及び長野県教育委員会の指導・助言を得ながら策定を進めた。

##### 【史跡上田城跡保存活用計画策定委員会】

氏名	所属等	専門分野	備考
浅倉 有子	上越教育大学名誉教授	日本近世史	
内田 和伸	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部長（兼）遺跡整備研究室長	史跡整備	
小和田 哲男	静岡大学名誉教授 公益財団法人 日本城郭協会理事長	城郭全般	
北野 博司	東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科教授	石垣構造	
千田 嘉博	奈良大学文学部教授	城郭考古学	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	建築史	
三井 圭司	公益財団法人東京都歴史文化財団学芸員 日本大学大学院非常勤講師	写真史	
吉田 ゆり子	東京外国語大学大学院教授	日本近世史	
渡辺 洋子	芝浦工業大学名誉教授	建築史	
渡邊 定夫	東京大学名誉教授	都市計画	令和3年度まで
梅干野 成央	信州大学工学部准教授	建築史	令和4年度から

##### 【オブザーバー（指導・助言）】

氏名	所属等	備考
浅野 啓介	文化庁文化財第二課 文化財調査官	
谷 和隆	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 主任指導主事	令和4年度から
石丸 敦史	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 文化財専門員	令和3年度まで

【事務局】

氏名	所属等	備考
峯村 秀則	上田市教育委員会教育長	
小野沢 和也	上田市教育委員会教育次長	令和3年度から
中澤 勝仁	上田市教育委員会教育次長	令和2年度まで
上原 晶	上田市教育委員会生涯学習・文化財課長	令和4年度から
竜野 秀一	上田市教育委員会生涯学習・文化財課長	令和3年度まで
和根崎 剛	上田市教育委員会生涯学習・文化財課上田城跡整備担当政策幹 上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当係長	令和3年度から 令和2年度まで
塩崎 幸夫	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当係長	
古平 浩之	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当係長	令和3年度から
谷口 弘毅	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当	
中沢 徳士	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当	令和3年度まで
滝沢 敬一	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当	
内藤 佐和子	上田市教育委員会生涯学習・文化財課文化財保護担当	

(2) 経過

※史跡上田城跡保存活用計画策定員会はいずれも新型コロナウイルスの影響でリモート開催。

○令和3年度第一回史跡上田城跡保存活用計画策定員会 令和3年9月30日

- ・計画の構成について
- ・策定スケジュールについて等

○令和3年度第二回史跡上田城跡保存活用計画策定員会 令和4年3月23日

- ・1章～4章を中心とした協議等

○令和4年度第一回史跡上田城跡保存活用計画策定員会 令和4年9月27日

- ・1～4章についての協議
- ・5章(現状と課題)についての協議

○令和4年度第二回史跡上田城跡保存活用計画策定員会 令和4年12月19日

- ・全体(1章～11章)についての協議

○パブリックコメント 令和5年1月16日～令和5年2月16日

## 第4節 計画の対象範囲と期間

### (1) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は史跡指定範囲と都市公園上田城跡公園区域内とする。史跡指定範囲は、概ね都市公園の範囲に含まれる。ただし、都市公園区域外の三の丸、小泉曲輪についてもかつての城郭内及び景観に関わる場所であることから、方向性等について記載する。



図1 史跡上田城跡の指定範囲及び都市公園上田城跡公園の範囲

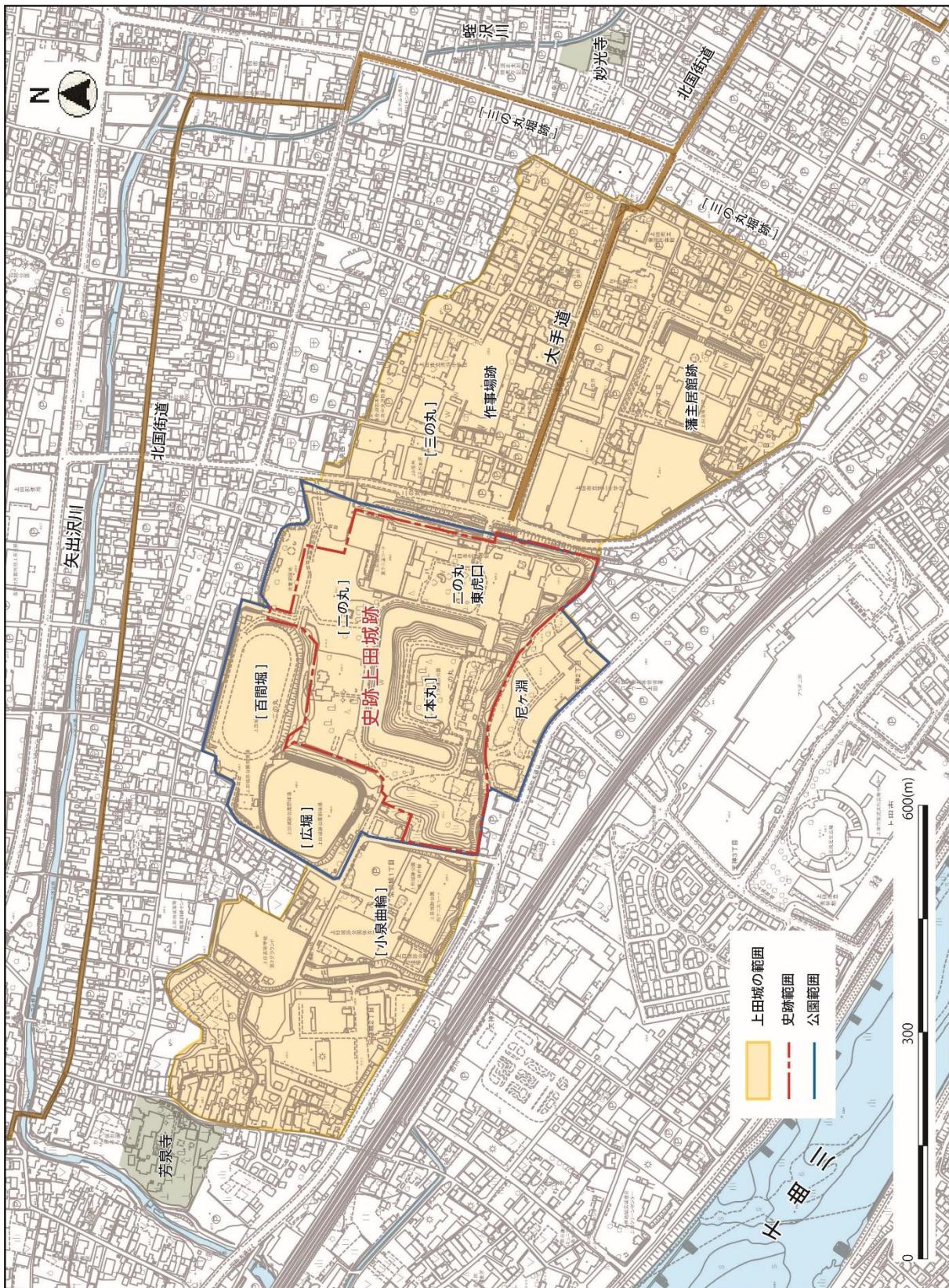


図2 計画対象範囲図

## (2) 計画期間

本計画は、令和5年度から令和15年度までの概ね10年間を見据えた計画とする。

## 第5節 他の計画との関係

本計画は、上田市の最上位計画である「第二次上田市総合計画」と、上田市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての根本となる方針や目標を定めた「上田市教育大綱」、文化財保護のマスタープランおよびアクションプランである「上田市文化財保存活用地域計画」を上位計画とする。

また、上田城跡は中心市街地に位置し、都市公園や特定避難場所等の機能も有していることから、以下に挙げる関連計画とも密接に連携を図っていくものとする。

史跡上田城跡整備基本計画は、本計画に齟齬がない事業を進め、順次改訂を進めていくこととする。

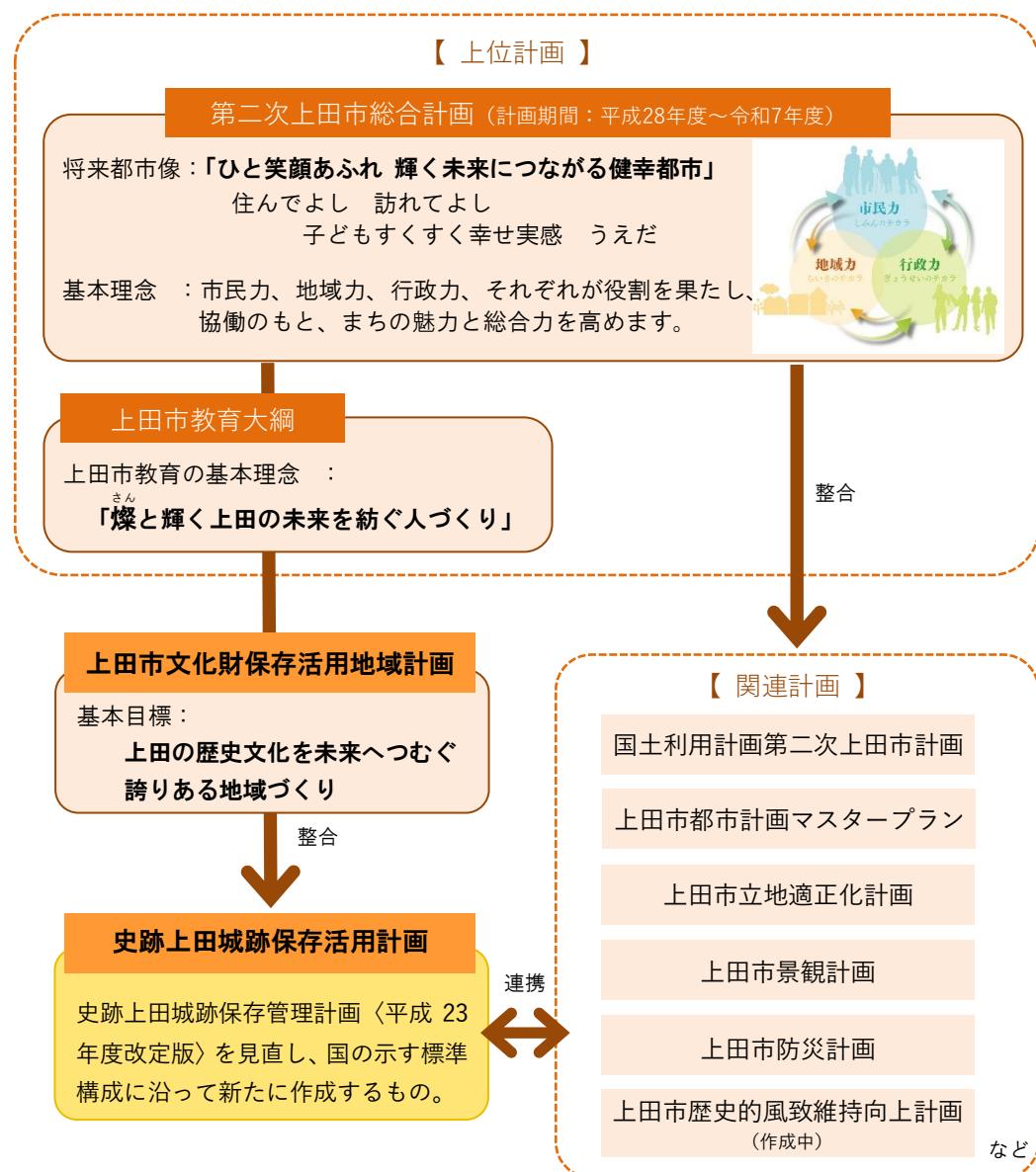


図3 計画の位置付け

## (1) 上位計画

### ①第二次上田市総合計画（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）

上田市政運営の基本的指針となる計画で、将来都市像として「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市」を掲げている。現在は第二期上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化が図られた後期まちづくり計画の推進中であり、「文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり」における基本施策の一つとして「日本遺産のストーリーや、真田氏と上田城、蚕都の繁栄といった、上田市の特徴的な歴史や文化に関する生涯学習の機運醸成を図ることや、歴史資源を活用した観光施策の推進等が掲げられている。

### ②上田市教育大綱（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

令和 3 年 3 月に改正した教育大綱は、第二次上田市総合計画の教育と文化に関する分野であり、これまでの施策の方向性を大幅に変更することなく、学校教育での「生きる力」の育成、また、ふるさとへの愛着や誇りを持つシビックプライドの醸成が重要であること等の考え方は、前期計画を引き継いでいる。

上田市教育の基本理念である「燐と輝く上田の未来を紡ぐ人づくり」のもと、「生涯学習、スポーツ」分野の目標に、「学びを通じて、郷土を愛し、地域づくりを担う人を応援します」と示している。

### ③上田市文化財保存活用地域計画（計画期間：令和 4 年度～令和 7 年度）

上田市における文化財の保存・活用についてのマスターplan及びアクションプラン。基本方針の一つとして「上田城跡は保存活用計画を策定し、史跡としての本質的な価値を明らかにしたうえで、整備に向けた基本的な考え方を整理するとともに、旧市民会館撤去と武者溜り等の整備事業を適切に進めていく。」としている。

## (2) 関連計画

関連計画の概要および上田城跡に関する方向性は、表1のとおりである。

表1 関連計画の一覧

名 称	概 要
①国土利用計画 第二次上田市計画  平成 28 年(2016) 3 月策定 計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度 担当課：政策企画課	社会・経済情勢の状況変化に的確に対処した土地利用を総合的かつ計画的に進めることを目的に策定した、上田市における土地利用に関する行政上の指針である。 この計画における上田城跡に関する事項として、中心市街地を都市機能集積拠点と位置づけ、上田城跡公園一帯は歴史と観光の拠点として、多くの市民や来訪者が訪れ、憩えるような景観にも配慮した空間整備を進めるとしている。
②上田市都市計画マスターplan  平成 27 年(2015) 3 月策定 計画期間：平成 22 年度～令和 12 年度 担当課：都市計画課	第二次上田市総合計画や長野県が策定する上田都市計画区域マスターplanに即し、これまでの拡大志向の都市づくりを見直し、都市機能の質的な充実、安全で安心な都市の形成、自然環境の保全などを重視する都市づくりへと転換する方向性を示している。 「地域別都市づくり方針」の上田中央地域における基本目標として「上田城跡・信濃国分寺などの歴史的空間と千曲川・神川などの自然空間が身近に感じられる、風格ある都市景観の形成を目指す」としている。
③上田市立地適正化計画  平成 31 年(2019) 3 月策定 計画期間：平成 27 年度～令和 17 年度 担当課：都市計画課	「拠点集約型都市構造」の形成を目指して、中心市街地、郊外地域、田園地域、観光地域等がそれぞれ特色を生かしながら互いに依存し合う良好な関係を保ちつつ、「住みやすい上田市」を実現することを目的として策定。 上田中央地域の地域エリア形成方針として「上田城跡や信濃国分寺史跡などの歴史的遺産、新たな賑わい、また、交通の結節点など、市の玄関口にふさわしい交流の空間となる地域の機能を高める整備を促進する」としている。
④上田市景観計画  平成 24 年(2012)12 月策定 計画期間：平成 25 年(2013) 3 月～ 担当課：都市計画課	美しい自然や歴史と文化が生きる魅力ある景観づくりをより効果的に進めいくために定めた景観計画である。 この計画の基本方針のひとつに、各地に点在する歴史的な資産を受け継ぎ生かすことで、歴史と文化の薫り高い風格の感じられる景観づくりを行うとしている。
⑤上田市地域防災計画  平成 25 年(2013) 3 月策定 計画期間：平成 25 年度～ 担当課：危機管理防災課	災害対策基本法に基づき、上田市防災会議が、上田市の地域に係る防災・減災対策を、総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として策定した。 上田城跡公園は特別避難場所に指定され、災害発生時に地域防災拠点での生活が困難な在宅要配慮者に対してケアができる場所とされている。
⑥上田市歴史的風致維持向上計画  (作成中) 計画期間： 担当課：都市計画課	歴史まちづくり法に基づき、地域のまちづくりと一体となった歴史的文化遺産の整備・活用を推進し、観光振興及び交流人口の増大、市の活性化を図る目的で作成した。 上田城跡は重点区域内に含まれており、関連する事業として武者溜整備事業や櫓復元整備事業などが挙げられている。

## 第2章 上田市の概要

第1節 社會的環境

長野県東部に位置する上田市は、平成 18 年に上田市・丸子町・真田町・武石村が新設合併して発足した。北は長野市・千曲市・須坂市・坂城町・筑北村、西は松本市・青木村、東は嬬恋村（群馬県）・東御市、南は長和町・立科町と接している。市域は上田盆地を中心に、東西約 31km・南北約 37km・面積 552km<sup>2</sup> の広がりを持つ。市役所本庁舎の位置は、東経 138 度 15 分・北緯 36 度 24 分・海拔 456m である。人口は令和 5 年(2023)1 月 1 日時点で 153,507 人であり、県内では長野市・松本市に次ぐ規模である。かつては「東山道」や「北国街道」が通過し、交通の要衝として栄えた。現在でも北陸新幹線や上信越自動車道が通り、首都圏からのアクセスは良好である。

上田市の農業は、低地部では雨が少なく日照時間が長い特徴を活かしてリンゴやぶどうなどの果樹や花きなどが生産され、高冷地では高原野菜が生産されている。商工業については、かつての主力産業であった蚕糸業で培われた技術基盤を受け継ぐ機械金属工業が盛んである。観光業については、上田城跡や神社仏閣などの文化財や由緒ある温泉地、二つの高原に代表される雄大な自然など、観光資源が豊富であることから年間を通して多くの観光客が訪れる。

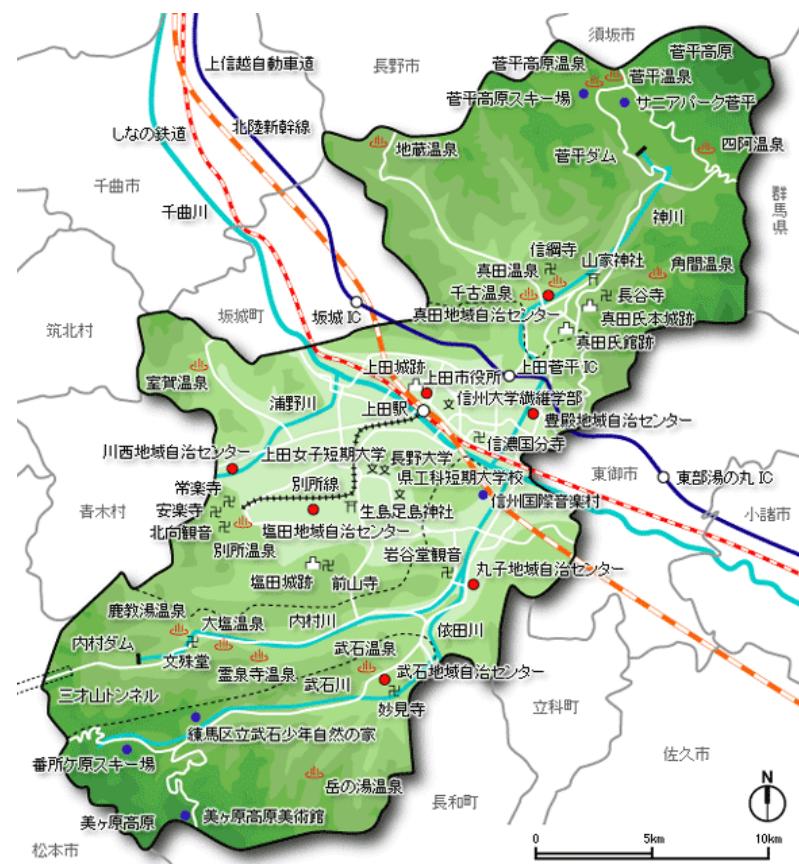


図4 上田市の概況図（出典：上田市HP）

第2節 自然的環境

上田市は内陸性の気候が特徴で、年間平均降水量は約 900mm と全国的にみて少雨である。年間平均気温は 12.9°C で、夏は気温の日較差が大きく、日中の気温に比べると夜間は比較的過ごしやすい。日照時間は年 2,000 時間以上あり、快晴の日は年間約 80 日に達する。菅平高原は冬期の気温が -20°C を下回ることもあり、全国でも有数の厳寒地となっている。風は年間を通じて東や西から吹く風が多いことが特徴で、これは南や北に山々が連なっている地形の影響を受け、風が千曲川に沿って東西に吹き抜けるためと考えられる。

太郎山、独鉛山、殿城山など、1,200～1,300m級の山々に囲まれた上田盆地には、千曲川、神川、産川、浦野川等が流れ、河岸段丘が発達している。このほか、断層活動による段丘上の崖地形も見られるほか、盆地を囲む山々の谷口などでは扇状地が広がっている。上田盆地の南側には塩田平と呼ばれる平坦地が広がり、川筋などには湖成層が露出しているところもある。内村層には緑色凝灰岩(グリーンタフ)と呼ばれる岩石を挟んでいることが特徴で、上田城北側の太郎山や独狐山などに見られ、上田城の石垣にも使用されている。



図5 上田市域の主要河川・山

上田城跡は市街地中心部に所在し、上田泥流層が削られてできた段丘端部に所在する。上田泥流層の下層にはもろく崩れやすい火山性堆積物と河床礫層が見られ、上田城南側の崖面は千曲川の浸食を受けやすい。上田泥流層は千曲川右岸でみられ、噴火により山体崩壊した際の土砂が押し寄せてきたものと考えられており、鳥帽子岳あるいは浅間山系にその起源が推定されている。

植生としては、上田市は太平洋側と日本海側の境目にあたり、多様な植物分布が見られる点が特徴である。山地にはアカマツが多く、里山ではコナラやクヌギ林が多い。通称染屋台を形づくる大段丘には、ケヤキ林が帶状に続き「グリーンベルト」と呼ばれる特徴的な景観が見られる。

## 第3節 歴史的環境

### (1) 原始

上田市内で発見された最も古い人類の痕跡は、菅平高原をはじめとした市内の旧石器時代（約2万年前）の遺跡から出土した石器である。

縄文時代には生活様式が大きく変化する。市内では土器を使い始めた縄文時代草創期（15,000～12,000年位前）の遺跡として、菅平高原の唐沢B遺跡が知られる。長野県を含む中部高地は、縄文時代中期になると人口が増え、見事な模様の縄文土器や土偶が出現するなど、縄文文化が栄華を極める。市内でも前期末から中期（5,500～4,500年前）に集落が増え、神川流域（四日市遺跡・八千原遺跡・浦沖遺跡）や黄金沢扇状地（八幡裏遺跡群）、武石川から依田川流域（岩ノ口遺跡・中丸子遺跡ほか）において、大きな集落遺跡が発見されている。後期（4,500～3,300年前）から晩期（3,300～2,800年前）にかけて市内の遺跡数は激減する。隆盛を極めた縄文文化の面影は既になくなりつつあったと考えられている。

千曲川流域に稻作が伝えられた時期は明確ではないが、弥生時代中期になると善光寺平や佐久平で大規模な集落が営まれるようになる。市内では中期の生活跡は千曲川周辺でわずかに確認されているのみだが、後期後半になってようやく集落が増える。代表的な遺跡として、千曲川右岸では、中央地域の常入遺跡群下町田遺跡や西部地域の宮原遺跡等がある。千曲川左岸では、浦野川流域や産川流域に多くの集落遺跡の分布がみられる。



写真1 下町田遺跡の建物跡と土器

### (2) 古代

上田盆地で最も古い古墳と考えられる秋和大藏京古墳（方墳、4世紀終末～5世紀前半ごろ）、東信地方で唯一とされる前方後円墳の二子塚古墳（6世紀前半）は、それぞれ市街地北方の虚空蔵山南麓斜面、太郎山麓の扇状地に築かれている。

塩田地域の他田塚古墳（円墳、7世紀前半ごろ）や塚穴原1号墳（円墳、6世紀後半）は、昭和47年（1972）および昭和50年（1975）の発掘調査により、石室内から人骨や見事な装身具、馬具・武器・土師器・須恵器等が出土しており、古墳時代後期に上田地方を治めた豪族の墓であった可能性がある。

丸子地域にある鳥羽山洞窟遺跡（国史跡、5世紀中ごろ）は、遺体を開口する洞窟に納めて曝す「曝葬」をした遺跡であり、古墳以外の葬送儀礼を行う特異な集団の存在を知ることができる。また、社軍神遺跡は集落内に玉作工房跡が検出され、地元で産する緑色凝灰岩を材料として勾玉などを作っていたことがわかつており、畿内のヤマト政権と結びついた玉作り専門技術者の存在が想定されている。

奈良時代になると、大宝律令のもと信濃国府が設置され、国司が派遣され統治が行われた。国府は『和名類聚抄』には筑摩郡（松本市）にありと記されているが、信濃国分寺は上田に建

立されており、国府と国分寺は近接して設置されるのが一般的であることから、9世紀ごろに上田から筑摩郡に移ったと考えられている。上田における国府の所在地は、関連地名や条里的遺構が残る染屋台<sup>そめやだい</sup>や、信州大学織維学部周辺が有力とされている。

畿内と東山道諸国の国府を結ぶ道としての東山道であるが、初期の東山道は伊那郡から直線的に佐久方面へと抜けていたようである。その後、官道として整備されてからは筑摩郡を経由するようになり、この時点では上田地域を通過するようになった。詳細な位置は不明ではあるが、信濃国分寺跡に近い千曲川沿いを東に向かって上野国へ抜けていたことは確かで、小県郡には、国府・国分寺・東山道があり、信濃国の政治・経済の拠点であったと考えられる。

『延喜式』（平安時代中期に編纂された格式（律令の施行細則）で三大格式の1つ）には、信濃国東部の牧として望月牧<sup>もちづき</sup>・新治牧<sup>みはり</sup>・長倉牧・塩野牧・塩原牧が見られる。牧は奈良時代文武天皇の勅旨により開発が始まった牧場であり、上田地域は軍馬などの供給源であった。

### （3）中世

平安時代末には多くの荘園が成立し、『吾妻鏡』には、上田市域の浦野庄、塩田庄、小泉庄、常田庄、依田庄の5つの荘園と、塩原牧、新張牧、塩河牧の3か所の牧の名が見られる。

治承4年（1180）、木曾義仲は依田庄依田城（丸子地域）を本拠地に挙兵して上洛。政権の中枢に座ったものの、源頼朝に敗北した。塩田平では幕府の重臣である島津氏、その後は北条氏が地頭職をつとめ、北条義政が移り住んでからは塩田北条氏が3代60年間にわたって治めた。このころ、小県地方は信濃の文化の中心になっていたと考えられ、塩田守護所と鎌倉を結ぶ鎌倉道も整備され、北条氏の庇護もあって全国から学問僧が集まり、塩田平は「信州の学海」と称されるまでに繁栄した。

鎌倉幕府が滅亡して信濃から北条氏の勢力が消滅すると、上田市域も在地の領主による争乱の時代に入り、上田市の北西に隣接する坂城町にある葛尾城<sup>かつらお</sup>を本拠とする村上氏が支配を広げた。

天文年間、信濃侵攻をなした甲斐の武田氏と小県を領有した村上氏は、上田原と砥石・米山城で戦うも、武田氏は大敗を喫した。しかしながら、天文20年（1551）に、現真田町長地区から身を起こした武田配下の真田幸隆は砥石・米山城を乗っ取り、武田氏は川中島へと進出し、幸隆は武田家内地位を確立していく。

武田氏滅亡後の戦乱の世で、幸隆の子昌幸は小県郡一円から上州沼田までを支配下に収め、時勢に応じて相模の北条氏や越後の上杉氏、三河の徳川氏など主君を変えながら所領を守り、天正11年（1583）には小県郡の中央に位置し街道の要衝である地に上田城の築城を開始し、現在の市街地の骨格をなす城下町づくりも行った。

上田城築城後、真田氏は上杉氏や羽柴（豊臣）氏に臣属したために徳川勢から攻められた。天正13年（1585）の第一次上田合戦では昌幸の長男信幸らが守りを固め、慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いに関連した第二次上田合戦では、昌幸と次男信繁（幸村）がたてこもり攻撃をしのいだ。しかし、のちに徳川軍についた兄信之が入城することになった。



図 6 上田・上州の位置関係図

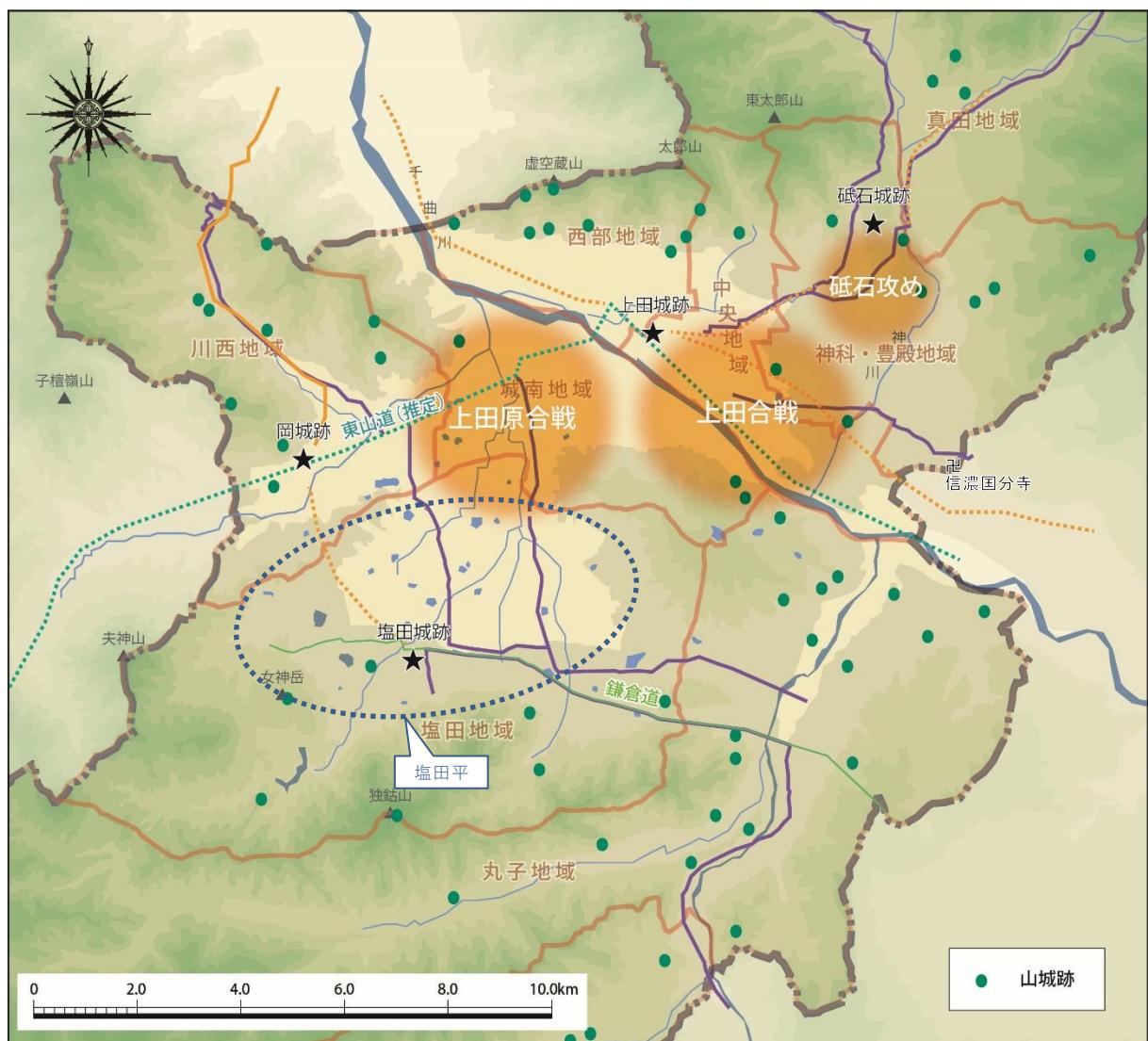


図7 戦国期の上田（軍事道路と城郭）

#### (4) 近世

上田城（藩）主は真田氏（1601～1622）から仙石氏（1622～1706）、松平氏（1706～1868）と代わるが、岩村田藩や小諸藩の藩領や天領であった丸子地域の一部を除き、上田市域のほとんどは上田藩領であった。

上田の城下町は、北国街道の宿駅を兼ねて、地域の経済及び流通の拠点となり、街道沿いには旅籠屋や商家が軒を連ねた。また、城下は松本に向かう保福寺道、上州に向かう上州道、別所に向かう別所道、祢津道などの発着点となり栄え、様々な産業が育った。

上田地方の村々では養蚕が広く普及し、生産された繭は、生糸として上州方面に売り渡されたほか、上田紬にも利用された。この上田紬は、17世紀はじめに生産が始まり、広く町人のあいだで常用され、全国にも送り出されたことで、大島紬や結城紬と並ぶ日本の三大紬の1つとして数えられることがある上田の名産となり、蚕種製造や養蚕とともに、大きな発展をみせた。

また、上田地方では稻作栽培も行われてきた。しかし、小雨地帯のため、農業用水の確保のため近世前期を中心に堰の開削やため池の築造など水利施設の整備が盛んに行われた。



写真2 塩田平のため池景観

#### (5) 近代

近世から普及していた蚕種業は発展を続け、近代初頭には日本の総輸出量の約25%を小県郡が占めるまでになる。さらに明治26年（1893）、信越線が上野－直江津間が全線開通し、輸出港である横浜まで直結する輸送路が確立し、世界的な商圈の拡大につながった。

また、大屋駅は、丸子地域や諏訪地域の大量の生糸を出荷するための駅として明治29年（1896）、日本初の請願駅として開業した。

教育・研究においても、明治25年（1892）に小県蚕業学校（現上田東高校）、明治43年（1910）に上田蚕糸専門学校（現信州大学纖維学部）が開校し、優れた指導者や多くの学生が集まり、上田の蚕糸業を活気づけた。こうして、近代の上田は「蚕都上田」と称されるまでに発展した。

蚕糸業の発展により上小地域に鉄道網が整備され、高原のリゾート開発や温泉地の繁栄をもたらした。



写真3 大屋駅

# 第3章 史跡上田城跡の概要

## 第1節 史跡上田城跡の概要

### (1) 上田城の沿革

#### ①築城〈真田氏期〉

上田城は天正11年（1583）に徳川勢力下の真田昌幸が越後・上杉景勝方との境目の城として築城された。築城開始から2年後の天正13年、上州沼田の領有をめぐる紛争から昌幸が家康から離反して上杉氏に臣従したため、上田城は徳川方大軍の攻撃を受けた（第一次上田合戦）が落城せず、真田氏と上田城の名は全国に知れ渡った。合戦後、昌幸は上杉氏から豊臣秀吉に転属し、他の信濃の城郭と時を同じくして建物や石垣の大規模改修を行ったとされる。

本丸から出土する桃山期の瓦、特に金箔瓦は、天守やそれに匹敵する建造物に用いられたものと考えられているが、建物礎石等の遺構の確認には至っていない。



写真4 出土した金箔瓦

#### ②破城〈真田氏期〉

慶長5年（1600）の関ヶ原合戦で、西軍・石田三成方に与した真田昌幸と次男信繁（幸村）は、中山道を西上する徳川秀忠の大軍を相手に上田城で籠城戦を行って足止めし、秀忠を関ヶ原に遅参させた（第二次上田合戦）。昌幸の健闘もむなしく合戦は徳川方が勝利し、上田城は徳川配下の諸将によって破却されたうえで、徳川方についた長男・信之に引き渡された。しかし、信之は城の修復を行わず、三の丸に藩主屋敷を構えて藩政にあたった。新たに海野町・原町の町割りをして宿場機能を持たせたるなど、信之は領内の経済振興に注力したが、元和8年（1622）、松代藩（長野市）に移封を命じられた。真田氏の上田在城期間は39年間である。

#### ③復興〈仙石氏期〉

元和8年（1622）に小諸から入封した仙石忠政は、廢城同然となっていた上田城の復興を計画し、幕府の許可を得て寛永3年（1626）に工事に着手した。工事は寛永5年に忠政が病床に臥すまで続けられ、その後、忠政の病死と重臣の抗争などの事情から未完成に終わっている。仙石氏は忠政以降、政俊、政明と三代84年間にわたって上田を治めた。

現在見ることができる上田城の姿は、この仙石忠政が復興した上田城が幕末まで伝えられたものである。本丸は7棟の隅櫓と土塀、東西虎口に2棟の櫓門などが完成したものの、二の丸、三の丸は堀、土塁、虎口石垣などの普請が完成しただけで、櫓や門を建てる作事は手付かずで終わった。その後、寛永18年、貞享3年（1686）、元禄15年（1702）の3回にわたり改修工事が行われた記録が確認されており、破損した石垣の修復、二の丸北虎口土橋の木

桶を石桶に改修、二の丸南西部に煙硝蔵を建設、本丸侍番所の建て直しなどが実施された。真田信之が整備した三の丸の藩主屋敷は、仙石氏以降も使用され、幕末まで維持された。

### ③維持・改修〈松平氏期〉

宝永3年（1706）、出石藩（兵庫県豊岡市）に移封となった仙石氏に代わって、出石から松平忠周が入封した。松平氏は、明治維新に至るまで七代、160年余にわたって上田藩を治めた。

城は享保17年（1732）に起きた千曲川の大洪水で、崩壊の危機に瀕した尼ヶ淵の崖面に護岸用石垣が築かれたほか、二の丸に糀蔵6棟が新築されたものの、仙石氏時代の姿がほぼ幕末まで維持されたようである。幕府の許可を仰いだ石垣等の修復工事は享保18～21（元文元）年（1733～36）以下8回が記録に残るなど、中・小規模な改修工事等を行なながら、必要な城の機能を維持していた。

ただし、この時期には、上田城の本丸は「とまりからす（泊り鳥）」が夜中に鳴き騒ぐほどの林と化し（『上田縞崩（うえだじまくずれ）格子（ごうし）』宝暦12年（1762））、七つ櫓の一部は名称すら判明しないほどの扱いだったようで、形ばかりの城となっていた可能性がある。

表2 上田城歴代城主

城主	石高	入封・襲封年	移封・没年
さなだ まさゆき 真田 昌幸	安房守 9万5千石（沼田領を含む）	天正11年（1583）築城	慶長5年（1600）改易
のぶゆき ノ 信之	伊豆守 〃	慶長5年入封	元和8年（1622）松代移封
せんごく ただまさ 仙石 忠政	兵部大輔 6万石	元和8年小諸藩から入封	寛永5年（1628）没
〃 まさとし 政俊	越前守 弟・政勝に矢沢2千石を分知（寛文9年）	寛永5年襲封	延宝2年（1674）没
〃 まさあきら 政明	越前守 5万8千石	寛文9年（1669）襲封	宝永3年（1706）出石移封
まつだいら ただちか 松平 忠周	伊賀守 5万8千石	宝永3年出石藩から入封	享保13年（1728）没
〃 ただざね 忠愛	伊賀守 弟・忠容に塙崎（長野市）5千石を分知（享保15年）	享保13年襲封	宝暦8年（1758）没
〃 ただより 忠順	伊賀守 5万3千石	寛延2年（1749）襲封	天明3年（1783）没
〃 ただまさ 忠濟	伊賀守 〃	天明3年襲封	文政11年（1828）没
〃 たださと 忠学	伊賀守 〃	文化9年（1812）襲封	嘉永4年（1851）没
〃 ただます 忠優（忠固）	伊賀守 〃	天保元年（1830）襲封	安政6年（1859）没
〃 ただなり 忠礼	伊賀守 〃	安政6年襲封	明治2年（1869）版籍奉還

### ④廃城〈陸軍による接収〉

明治4年（1871）の廢藩置県に伴い、上田城は国（兵部省）に接収され、東京鎮台第二分営が置かれた。第二分営は三の丸の旧藩主屋形に本部を置き、上田城には調練場と火薬庫が設けられた。しかし、明治6年には第二分営が廃止され、明治7年に本丸、二の丸の土地、

建造物、樹木などの一切が民間に払い下げられることとなった。建造物や石垣は次第に取り壊され、西櫓1棟を除いた全ての建造物と石垣の一部は解体され、桑畠などに変貌していった。

#### ⑤本丸の公園化〈明治～大正時代〉

明治12年（1879）、城の面影が失われていくのを惜しんだ松平家旧臣や住民から、城跡本丸に松平神社創建の動きがあり、その趣旨に賛同した常盤城村の丸山平八郎は、所有していた本丸の土地を神社用地として寄付し、松平氏の祖靈を祀った松平神社が創建された。丸山氏は後に本丸上段と堀の一部も神社附属の遊園地用地などとして寄付し、唯一残された西櫓についても旧藩主松平忠礼に献納している。これにより上田城跡の本丸は「上田公園」として整備され、市街化などの破壊から免れた。

また、二の丸には監獄や伝染病院、公会堂が置かれ、本丸とは対照的に公共事業による開発行為が進められていった。

#### ⑥二の丸の公園化Iと史跡指定〈昭和初年～15年頃〉

二の丸も公園化の要望が高まり、土地の公有化、刑務所等の移転、体育・遊戯施設等の建設が行われ、昭和初期に本丸を含めて上田城址公園として市民に開放された。

一方で昭和9年12月28日には、本丸と二の丸の大部分が史跡に指定された。

#### ⑦城郭景観の復旧I〈昭和16年～24年〉

昭和16年（1941）、市内で遊郭として使われていたかつての本丸隅櫓2棟が東京の料亭に転売され、これを知った市民の間から、2櫓を買い戻して城跡に移築復元しようという保存運動が起きた。当時の上田市長浅井敬吾を会長として上田城跡保存会が結成され、市民の寄付金により二つの櫓は買い戻された。移築復元工事は太平洋戦争さなかの昭和18年から始められ、戦局悪化による中断をはさんで、戦後の混乱まもない昭和24年に、現在の南櫓、北櫓として完成をみた。

#### ⑧二の丸の公園化II〈昭和25～64年〉

大正末期から昭和40年代にかけての上田城跡は、市街地に隣接した中核公園として各種の体育、文化施設や顕彰碑が建設され、催し物や市民の憩いの場として親しまれた。しかし、建造物以外の史跡の保存に対する認識が希薄だったために、総合的な整備計画を策定しないまま、都市公園として施設建設や整備が進められた結果、城跡の遺構と歴史的景観が損なわれ、史跡としての価値を低下させる結果を招いた。

#### ⑨城郭景観の復旧II〈平成時代〉

昭和63年度に「上田城跡公園整備計画研究委員会」を組織し、文化庁と長野県教育委員会の指導、助言のもとに、専門の研究者らを招聘して研究を重ね、その答申をもとに『史跡上田城跡整備基本計画（以下、整備基本計画）』を平成2年度に策定した。

整備基本計画では、上田城跡の整備を短期、中期、長期の3段階に分けて段階的に実施していくこととし、城跡に相応しくない施設の城外移転、計画的な発掘調査の実施、発掘結果と正確な史資料に基づく遺構の復元整備、城構えを踏まえた史跡範囲の拡大等を基本的な目標として定めた。

平成3年以降、整備基本計画に沿って、発掘調査と整備事業が実施され、本丸東虎口櫓門の復元整備や二の丸北虎口石垣の復元整備等を行い、尼ヶ淵に面した石垣や崖面の修復工事を実施してきた。

表3 上田城（跡）の歴史的画期と背景

和暦	画期	本丸	二の丸	三の丸／小泉曲輪／尼ヶ淵	歴史的背景
天正11 (1583)	築城	・徳川方の城として越後の上杉に対する境目の城として築城開始			・天正壬午の乱
天正13 (1585)		・上杉方の境目の城として完成			
天正18 (1590)	大改修 破城	・豊臣家臣の城として改修か？(金箔瓦の使用を想定)			・秀吉の天下統一 ・関ヶ原合戦
慶長6 (1601)		・徳川方により破却			
寛永3 (1626)	復興	・新たな縄張りで復興を開始	※三の丸に藩主居館を置く		・元和偃武／武家諸法度 ・陣屋支配と本丸・二の丸の形骸化
寛永5 (1628)		・仙石忠政の病死により中断			
正保4 (1647)		・正保絵図の提出			
享保17 (1732)	維持・改修	・尼ヶ淵に護岸用石垣を築く			・元和偃武／武家諸法度 ・陣屋支配と本丸・二の丸の形骸化
宝暦7 (1757)		・二の丸土橋石垣の積み直し			
天明8 (1788)		・本丸外西南方石垣の孕み修復			
寛政3 (1791)		・本丸櫓・土塀屋根瓦修繕			
文政2 (1819)		・二の丸櫓門前枡形石垣、本丸御簾筈櫓脇石垣の積み直し			
弘化5 (1848)		・石垣・櫓修復			
万延元 (1850)		・尼ヶ淵石垣崩落			
明治4 (1871)	廢城	廃藩置県			・幕藩体制の終焉
明治6 (1873)	陸軍施設	東京鎮台第二分営設置			・明治政府による新体制確立
		分営廃止			
明治7 (1874)	二の丸の公共建物設 本丸の公園化1	・城跡の払下げ開始			・封建制の象徴から市民公園への転換 ・全国的な公園整備の機運の高まり ・二の丸の公共用地活用の嚆矢
明治11 (1878)			・武者だまり北側に招魂社遷座		
明治12 (1879)		・松平神社遷座			
明治13 (1880)		・上の段に遊園地を造る			
明治14 (1881)		・招魂社が上の段に移転			

和暦	画期	本丸	二の丸	三の丸／小泉曲輪／尼ヶ淵	歴史的背景	
明治 16 (1883)	本丸・二の丸の公園化1	・上の段に上田藩校明倫堂の建物一部を移転			<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和天皇御大典</li> <li>二の丸の大規模公有化</li> <li>築城 350 年記念</li> <li>国史跡指定</li> </ul>	
明治 18 (1885)			・武者溜り北側に上田監獄署を新築			
明治 27 (1894)			・武者溜りに武徳殿を新築			
明治 29 (1896)		・上田公園として体裁が整う				
大正元 (1912)				・小泉曲輪に原蚕種製造所を新築		
大正 6 (1917)			・北東部に伝染病院を新築			
大正 12 (1923)			・北部に招魂社が移転新築 ・武者溜りに上田市公会堂を新築			
大正 14 (1925)		・上の段に弓道場設置				
昭和 2 (1927)	本丸・二の丸の公園化2		・二の丸堀に上田温電が北東線を敷設		<ul style="list-style-type: none"> <li>太平洋戦争による城郭建造物の滅失</li> <li>櫓 2 棟の転売</li> <li>櫓の復興機運の高まり</li> <li>上田城址保存会の設立</li> </ul>	
昭和 3 (1928)			・監獄が城外に移転 ・東部にテニスコートが完成 ・東部に児童遊園地が完成 ・百間堀に陸上競技場、運動場、相撲場が完成			
昭和 4 (1929)		・微古館開館（西櫓）				
昭和 7 (1932)			築城 350 年祭			
昭和 9 (1934)		国史跡に指定	・東虎口に時の鐘を移築			
昭和 12 (1937)			・北虎口付近に武徳殿を移転			
昭和 16 (1941)		・金秋楼・萬宝楼（櫓 2 棟）が転売される ・上田城址保存会結成、櫓 2 棟を買い戻す				
昭和 17 (1942)	城郭景観復旧期1				<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法の施行（昭和 25 年）</li> <li>現状変更許可申請行為の明確化</li> <li>都市公園「上田城跡公園」の誕生</li> </ul>	
昭和 19 (1944)		・櫓再建に着手・中断				
昭和 23 (1948)		・上田城址保存会再結成、工事再開				
昭和 24 (1949)		・北櫓・南櫓の再建工事完了				
昭和 24 (1949)						
昭和 28 (1953)	二の丸の公園化2	・3 棟の櫓を上田市立博物館とする	・武者溜り北側に動物園が復活		<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法の施行（昭和 25 年）</li> <li>現状変更許可申請行為の明確化</li> <li>都市公園「上田城跡公園」の誕生</li> </ul>	
昭和 29 (1954)			・東北部に市民プール完成 ・東部に山本鼎記念館を新築			
昭和 37 (1962)			・武者溜りに市民会館を新築			
昭和 38 (1963)			・東部に市立博物館を新築			
昭和 40 (1965)			・百間堀を埋め立てて児童遊園地を移転			
昭和 42 (1967)			・二の丸堀 真田傍陽線が廃止			
昭和 47 (1972)						

和暦	画期	本丸	二の丸	三の丸／小泉曲輪 ／尼ヶ淵	歴史的背景	
昭和 52 (1977)	2 城郭景観復旧期	「上田城跡環境整備委員会調査研究報告」			<ul style="list-style-type: none"> <li>上の段の料亭「富貴」（明倫堂建物）を解体撤去</li> <li>二の丸堀にけやき並木遊歩道を設置</li> <li>北東部に勤労青少年ホームを新築</li> </ul>	
昭和 54 (1979)		<ul style="list-style-type: none"> <li>上の段の料亭「富貴」（明倫堂建物）を解体撤去</li> </ul>				
昭和 56 (1981)		<ul style="list-style-type: none"> <li>二の丸堀にけやき並木遊歩道を設置</li> <li>北東部に勤労青少年ホームを新築</li> </ul>				
昭和 57 (1982)		「上田城跡公園整備方針」				
昭和 58 (1983)		築城 400 年				
昭和 61 (1986)		「上田城跡公園整備方針（第二次）」				
昭和 63 (1988)		<ul style="list-style-type: none"> <li>上田市総合展示館（武徳殿）を解体撤去</li> </ul>				
平成 2 (1990)	2 集中対策期	史跡上田城跡整備基本計画			<ul style="list-style-type: none"> <li>平成の城郭復元ブーム</li> <li>近現代構造物の「不要施設」位置づけと除却</li> </ul>	
平成 4 (1992)		<ul style="list-style-type: none"> <li>北虎口石垣の復元整備 1</li> </ul>				
平成 5 (1993)		<ul style="list-style-type: none"> <li>上の段の民家等移転完了</li> <li>櫓復元のための発掘調査に着手（～平成 7）</li> </ul>				
平成 6 (1994)		<ul style="list-style-type: none"> <li>北虎口石垣の復元整備 2</li> <li>東虎口櫓門を復元整備</li> </ul>				
平成 9 (1997)	尼ヶ淵崖面				<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡内における防災・安全確保の意識醸成</li> <li>全国城跡等石垣整備研究会（文化庁主催）</li> <li>「石垣整備の手引き」作成に着手（文化庁）</li> <li>石垣カルテの必要性の指摘</li> <li>3次元レーザー測量技術の浸透</li> <li>北陸新幹線開通と尼ヶ淵の景観維持</li> </ul>	
平成 12 (2000)						
平成 22 (2010)						
平成 23	基本計画二期（改訂）	史跡上田城跡保存管理計画／史跡上田城跡整備基本計画（改訂）			<ul style="list-style-type: none"> <li>大河ドラマ「真田丸」放送</li> <li>来城者数の大幅な増加</li> </ul>	
平成 26		<ul style="list-style-type: none"> <li>市民会館廃止</li> </ul>				
平成 27		<ul style="list-style-type: none"> <li>市営プール、旧公園管理事務所撤去</li> </ul>				
平成 28		<ul style="list-style-type: none"> <li>真田神社社務所移転新築</li> </ul>				
令和 4		<ul style="list-style-type: none"> <li>北東部に緑地帯・多目的広場を設置</li> <li>樹木屋敷に北観光駐車場を設置</li> </ul>				
	史跡上田城跡保存活用計画					

## （2）上田城の構造

上田城は、南を千曲川の副流によって形成される「尼ヶ淵」と呼ばれる崖に面し、北に太郎山及び虚空蔵山が聳える地に立地している。城の東側には蛭沢川、北・西側には矢出沢川の流路を変えることによって惣構えとして配置している。

真田氏が築城した上田城の構造については資料に乏しく、明確なことは判明していないが、仙石氏復興後の縄張りは尼ヶ淵沿いに本丸を配置して梯郭式に二の丸を配置する。東側には三の丸、西側には小泉曲輪を配置している。曲輪の配置が少ない北側については、百間堀と広

堀と呼ばれる広大な堀を配置して守りを強化している。本丸・二の丸・三の丸堀は大部分が水堀となっており、三の丸堀から百間堀・広堀に水を供給していたと考えられている。本丸と二の丸の建造物は、本丸に櫓が7棟、櫓門が2基、侍番所が1棟、煙硝蔵が1棟、糸蔵が6棟、記録に残るのみであり、二の丸には櫓などの建造物は築かれていなかった。三の丸は大手門から二の丸まで大手道が伸び、その両側に武家屋敷が並んでいた。大手道の南側には藩主屋形及び作事場(中屋敷)が置かれ、本丸・二の丸から離れた場所が政庁として機能していたことが特徴である。

また、上田城は鬼門除けを強く意識したと考えられており、本丸及び二の丸、作事場の北西隅は「隅欠」<sup>すみおとし</sup>が設けられている。

城下町は城の東側から北側にかけて形成され、東側から北側を回り込むように北国街道が整備され、三の丸東側(海野町)から北東側(原町)にかけて上田宿が置かれた。時代が下ると侍町が三の丸だけでは足りなくなり、東側の鷹匠町や馬場町、北側の大工町等も侍町と化していった。

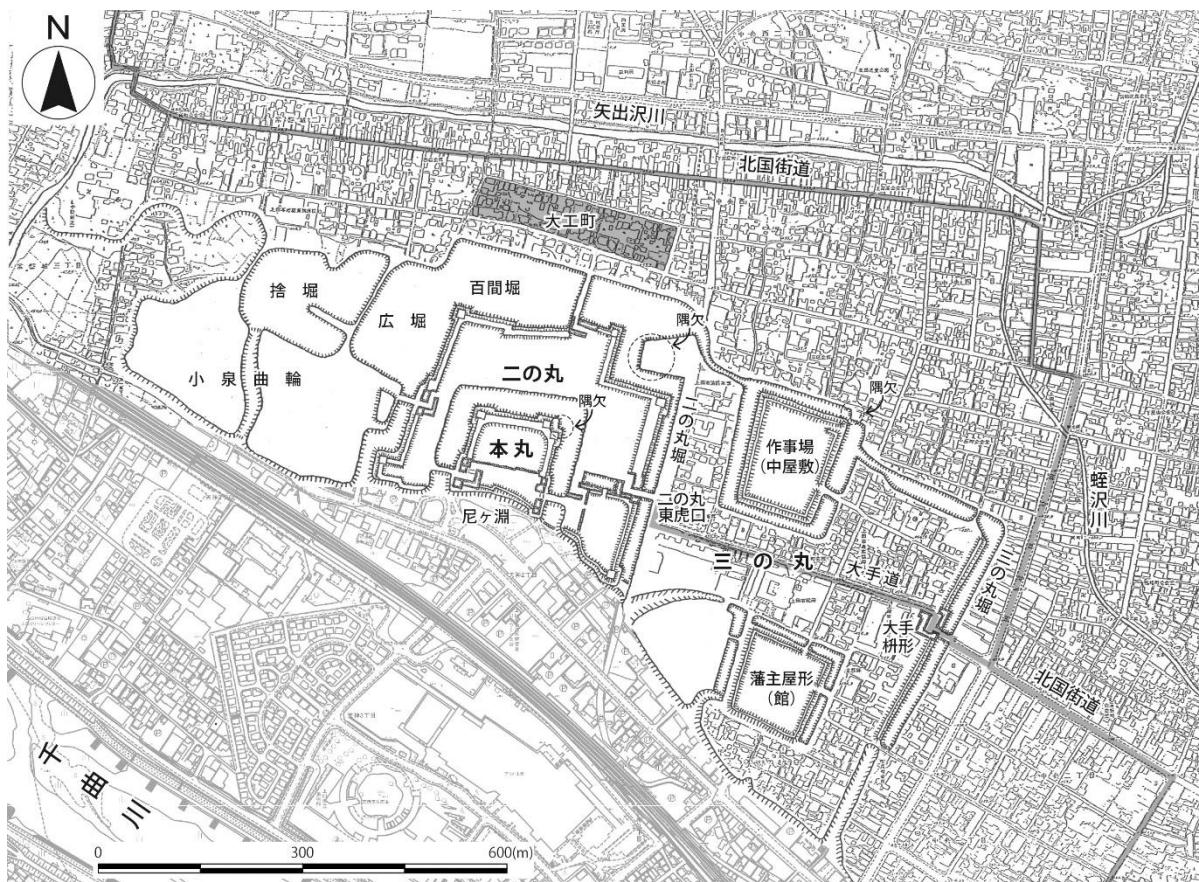


図8 上田城縄張図 (尾見智志氏作図を加工編集)



図9 元禄15年（1702）上田城下町絵図（上田市立博物館蔵）

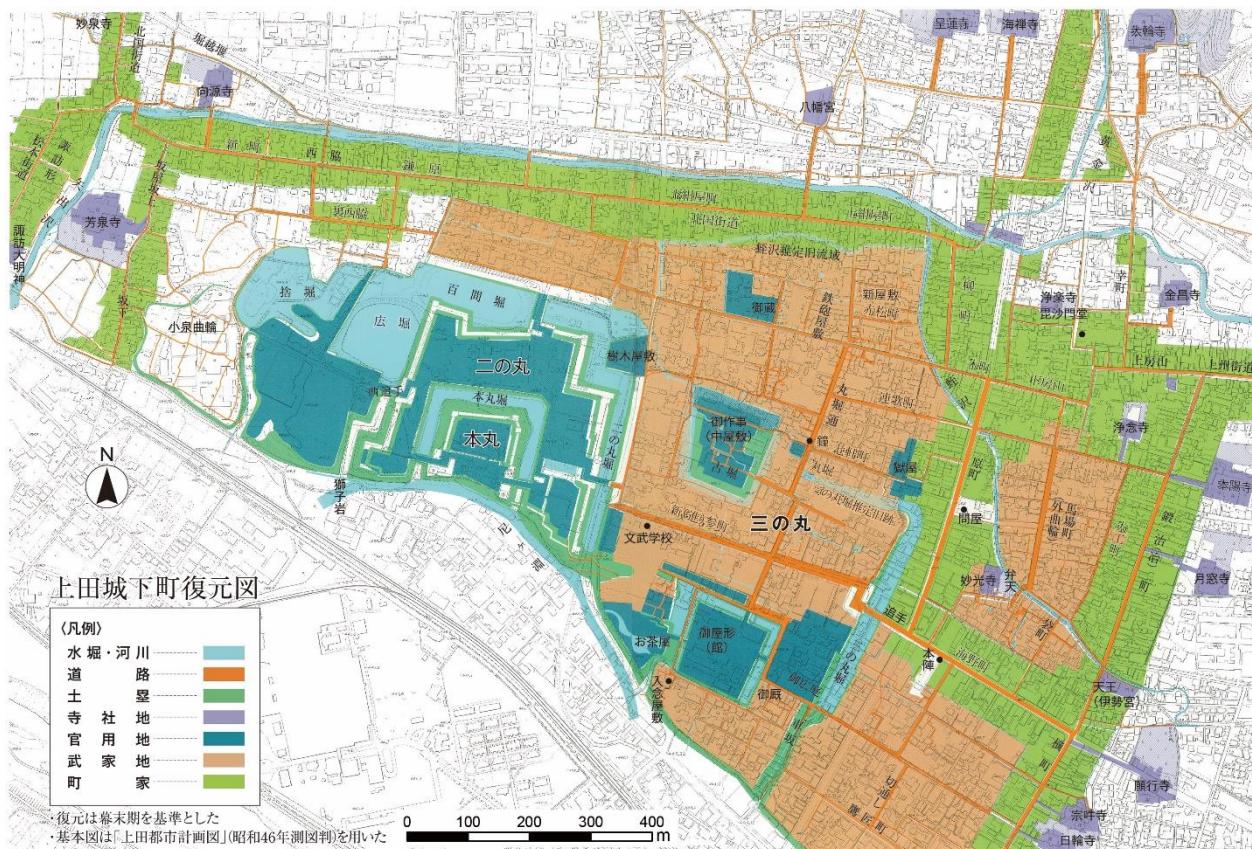


図10 上田城下町復元図(出展：定本 信州上田城)

### (3) 関連史料（文書、絵図、写真等）の概要

上田城あるいは城跡に関する史料は多数確認しているが、(1)に記した画期によりその数には多寡が認められ、特に〈真田氏期〉の史料については、ほとんど確認されていない。近世の関連史料としては、市立博物館所蔵の「松平家文書」が藩主家史料として重要な位置を占める。また、近代の写しではあるが、市立上田図書館所蔵の「花月文庫郷土史附地図」や「上田市史編纂資料図」といった市内公共施設の収蔵史料のほか、国立公文書館、国立国会図書館、長野県立歴史館、長野市真田宝物館、日本カメラ博物館等に古文書、絵図、写真（初期写真・古写真）等が収蔵されている。

一方、近代以降の関連史料については、市立博物館所蔵の「上田城址保存会綴」や市立上田図書館所蔵の「花月文庫」などの収蔵史料のほか、長野県立歴史館、防衛省防衛研究所、城内本丸に鎮座する真田神社（松平神社、上田神社を改称）等に文書、地図、古写真等が収蔵されている。

ここで、平成21年度から取り組んできた史料調査の成果から、遺構の保存整備に深く関連する構造物の改変や植栽の状況、城地の利用状況等について判明する史料を抽出し、概要について記しておきたい。

#### ①文書（古文書・近現代の文書）

これまでの調査により把握した文書は次のとおりである。

- a. 近世の建造物（櫓、櫓門等）、石垣、堀、土塁等に関するもの（「松平家文書」ほか）
- b. 幕末から明治初頭の上田藩の写真事情に関するもの（「大野木家文書」ほか）
- c. 廃城後、明治5年まで所在した東京鎮台第二分営に関するもの（「防衛省防衛研究所所蔵史料」ほか）
- d. 明治6年から長野県が行った城跡内の建造物、土地等の払下げに関するもの（「長野県行政文書」ほか）
- e. 明治期に識者により収集された史料のうち、上田城に関するもの（「花月文庫」ほか）
- f. 南北櫓の移築復元に関するもの（「上田城址保存会綴」）

#### ②絵図・地図

これまでの調査により把握した絵図・地図は次のとおりである。

- a. 近世に描かれた上田城に関する絵図（「松平家文書」ほか）
- b. 明治初頭に描かれた旧城郭及び城下町の絵図（「松平家文書」ほか）
- c. 長野県が行った城跡内の建造物、土地等の払下げに関するもの（「長野県行政文書」）
- d. 明治期に写された上田城に関する絵図（「花月文庫郷土史附地図」ほか）
- e. 昭和15年発行『上田市史』編纂に係る史料のうち、上田城に関するもの（「上田市史編纂資料図」）
- f. その他近代の上田城跡に関するもの（上田市立博物館所蔵史料ほか）

### 〈近世の上田城絵図〉

上田城の絵図については、正保 4 年（1647）に幕府に提出された絵図（いわゆる正保絵図）をはじめとして、仙石家文書、松平家文書等に近世の絵図が複数存在する。また、上田から転出した真田家（松代藩）、仙石家（出石藩）の史料にも存在するほか、池田家文庫（岡山）や細川家文書（熊本）等、他藩の史料にもみることができる。これらにより仙石忠政の復興以降の上田城を景観の変化という観点からみると、三つの変化の契機を挙げることができる。一つは松平忠愛による享保 18~21 年（1733~36）に実施された尼ヶ淵崖面石垣の築造、二つ目は天明 8 年（1788）の二の丸御蔵 4 棟の新築（天保 14 年（1843）2 棟増築）、そして三つ目は本丸・二の丸の樹木（松、杉等）が徐々に増えている様子がうかがえることである。



正保 4 年（1647）信州上田城絵図（国立公文書館蔵）

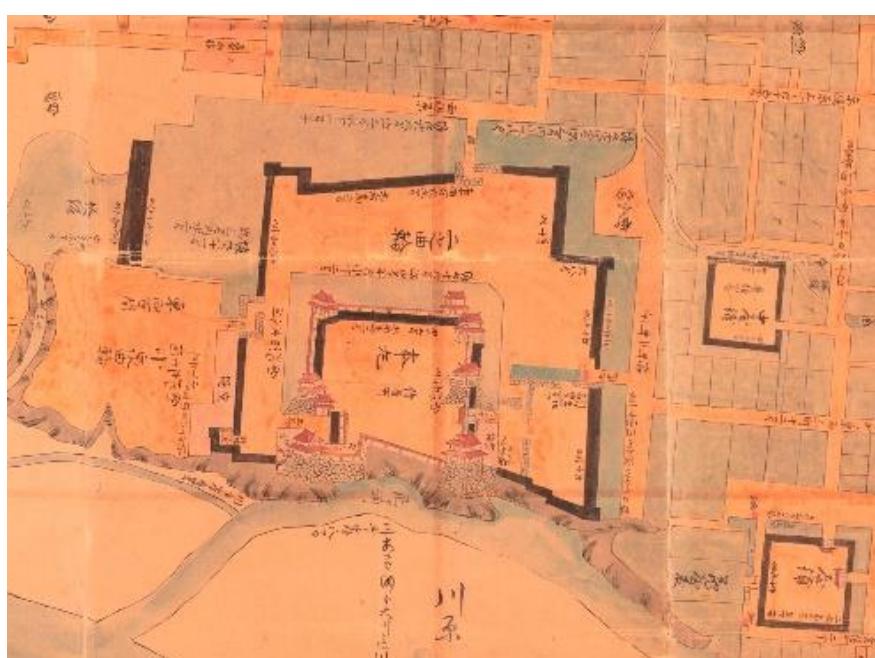


図 12 元禄 15 年(1702) 仙石氏家臣屋敷割図 天保 15 年(1844)写（上田市立博物館蔵）

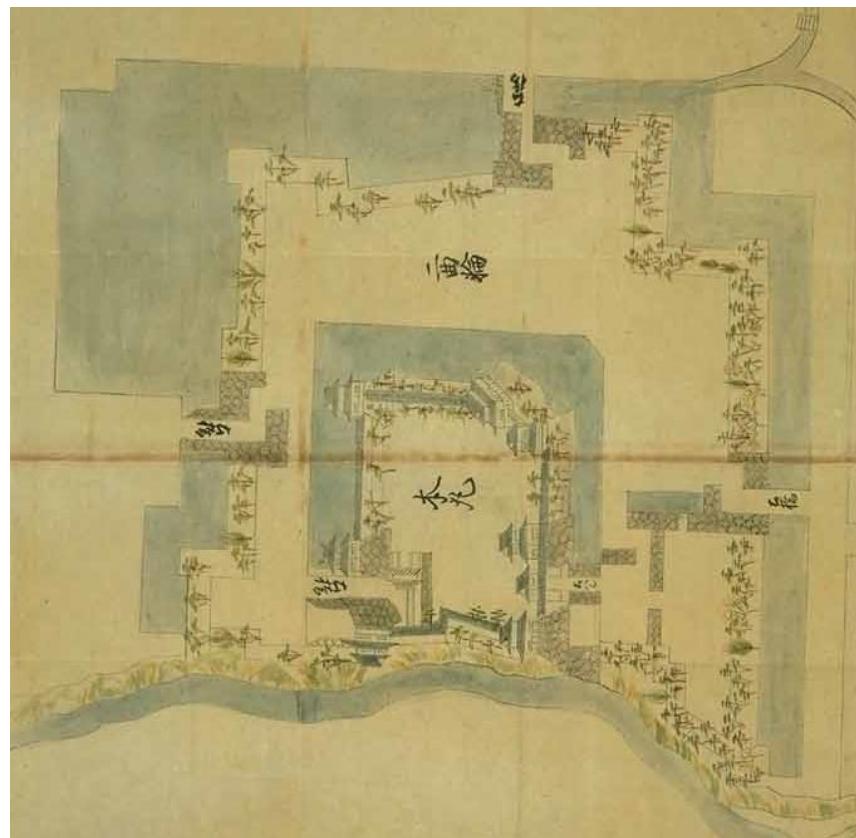


図 13 年代不詳 信州上田城図 日本古城絵図 151 国立国会図書館所蔵

#### 〈近代以降の上田城絵図〉

明治期になると上田在住の実業家・飯島保作（花月・茂経とも）が、郷土史関係史料を精力的に収集し、このなかに上田城に関連する近世の文書や絵図が数多く含まれている。なお、収集された史料は上田市に寄贈され、『花月文庫』として市立上田図書館に所蔵されている。

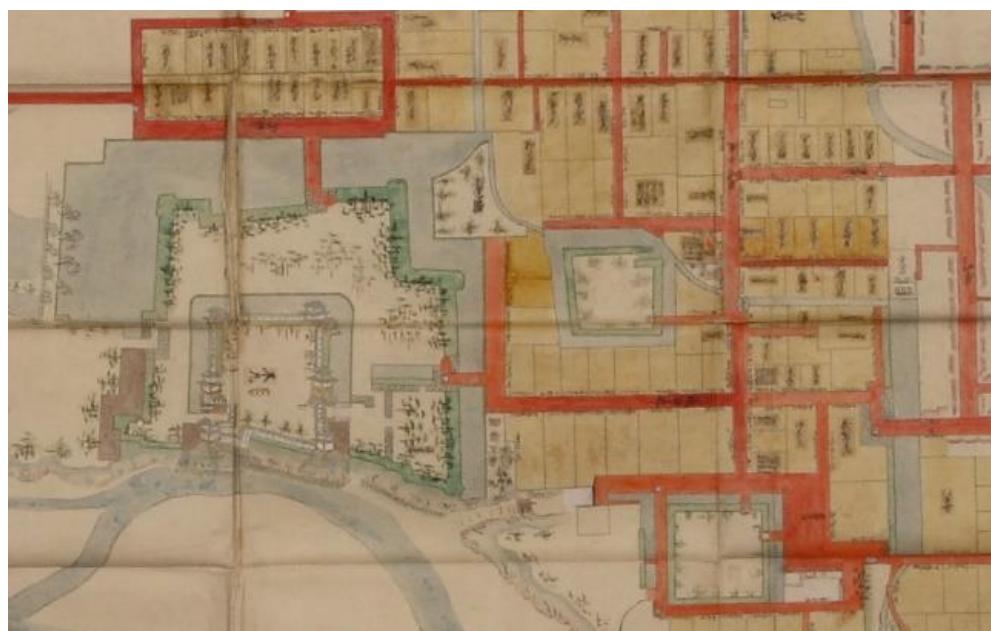


図 14 推定享保年間(1716～1735)城構図(写) 上田市史編纂資料図番外 4(上田市立図書館)

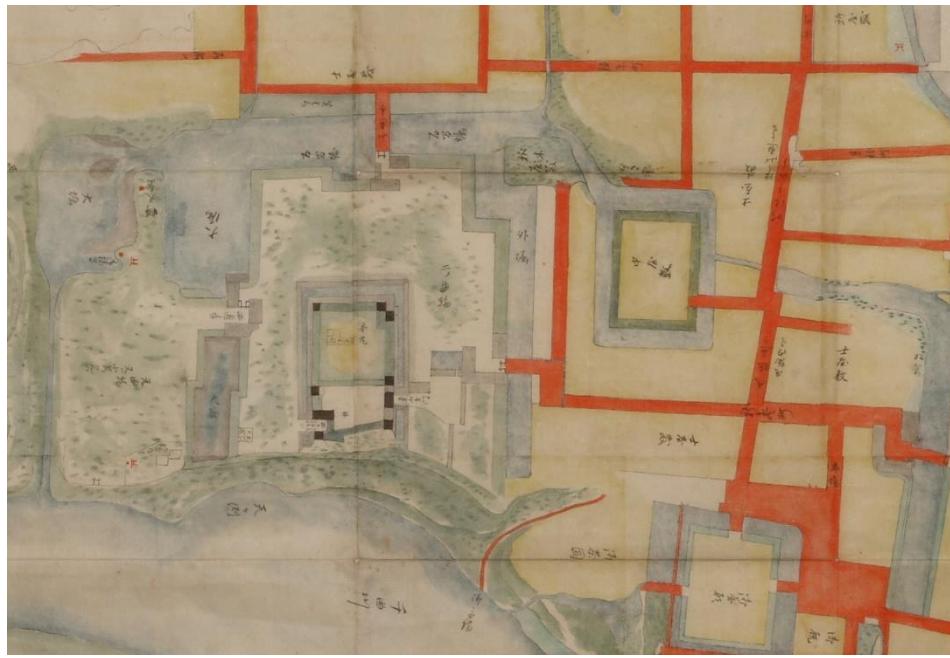


図 15 年代不詳 上田城之図(写) 花月文庫郷土史附地図 6 (市立上田図書館所蔵)

上田図書館には他に、昭和 15 年（1940）に発刊された『上田市史』編纂の際に、編者の藤沢直枝らが収集した絵図等も保管されている。これらのほとんどは写しであるが、現在では原本の所在が確認できないものばかりであり、近世の上田城のようすを伝える貴重な史料である。

#### 〈絵図から判明する本丸隅櫓の情報〉

櫓の規模に関する表現がある絵図としては、松平家文書 No.513 「信州小縣郡上田城本丸二之曲輪図」が知られる。ここに、本丸櫓について「櫓七 二重 四間ニ五間」という記載があり、「7 棟の櫓は、二重（外観 2 階建て）で、基礎の大きさは 4 間 × 5 間」と解釈できる。仙石氏の復興以降、本丸に櫓が 7 棟あり、すべて二重櫓だったことは、正保絵図やその後に描かれた複数の近世絵図などから間違いないものと判断され、基礎の大きさについても、現存する西櫓や、平成 6 ～ 7 年に実施した本丸土壘上にあった櫓跡の発掘調査の結果とも一致している。

次に櫓の外観であるが、正保絵図では櫓はすべて漆喰塗りの壁として描かれているのだが、元禄 15 年（1702）に仙石氏が幕府に提出した「上田城修復願絵図」では、下見板張りの表現がされている。絵図を見る限り、仙石氏の復興当初の櫓は総漆喰塗りの白壁だった可能性もあろうが、おそらく当初から下見板張りだったのだろう。幕末の絵図や現存する西櫓、明治の初期写真等で確認できる櫓は下見板張りであることから、幕末当時の櫓は下見板張りだったことは間違いないと考えられる。

一方、武者溜りの構造については、土壘と石垣、三十間堀の位置関係が大きく異なる近世の絵図は確認していないが、池田家文庫所蔵の上田城絵図には、武者溜りの東西を区切る石垣の間に門が描かれており、同様に本丸の上の台と下の段を区切る石垣にも門が描かれた例がある。こうした点については、今後、発掘調査等で遺構の存在を確かめるなどして、明らかにしていくことが必要である。

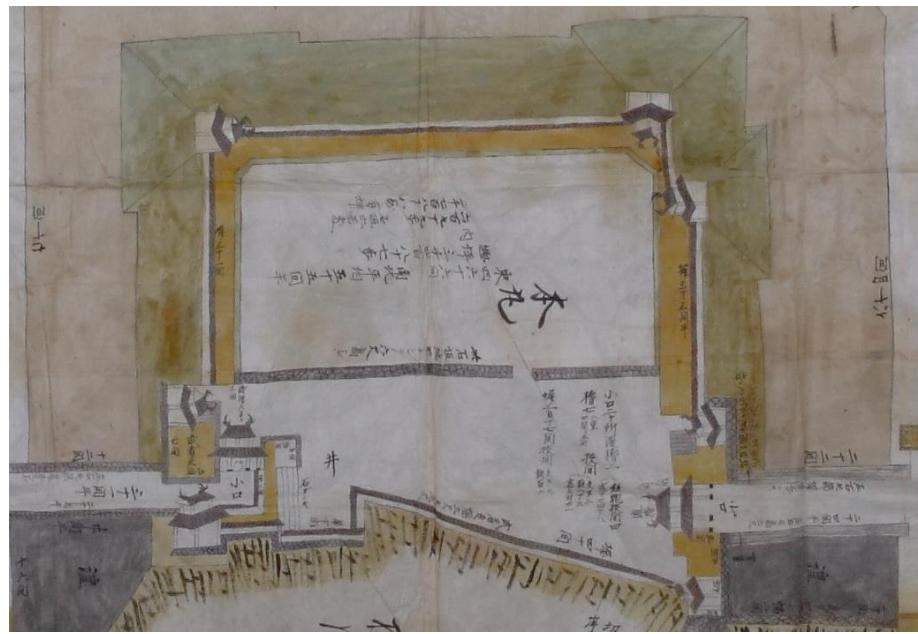


図 16 享保 14 年(1729) 信州小縣郡上田城本丸二曲輪図 松平神社文書 513 上田市立博物館所蔵

### ③指図・立面図

幕末から明治初頭の時期に、本丸・二の丸に所在した建造物については、払下げに関する文書や当時の絵図から判明しているが、これらの指図は発見されていない。松平家文書には三の丸に所在した藩主屋形の指図がある。また、近世に作成された建造物の立面図についても、これまでの調査では発見できていない。

なお、図面としては、昭和 17 年 (1942) に製図された、南櫓・北櫓の移転改築設計図を上田市教育委員会が保管している。上田城跡保存会による両櫓の移築復元工事は昭和 24 年に完成を見るが、工事に着手する際に文部省の指導で修正が加えられるなどされた、精緻な図面である。

また、西櫓及び南櫓・北櫓の構造については、昭和 56~61 年 (1981~86) まで行われた改修工事の際に、詳細な立面図等の図面を作成している。また、平成 25~28 年 (2015~17) にはこれらの詳細な構造把握と図面の作成、西櫓の初重の真柱木口から採取した小木片により放射性炭素年代測定を行い、西暦 1451~1486 という伐採年代を得た。また、同時に行った樹種同定でケヤキ材と判明した。

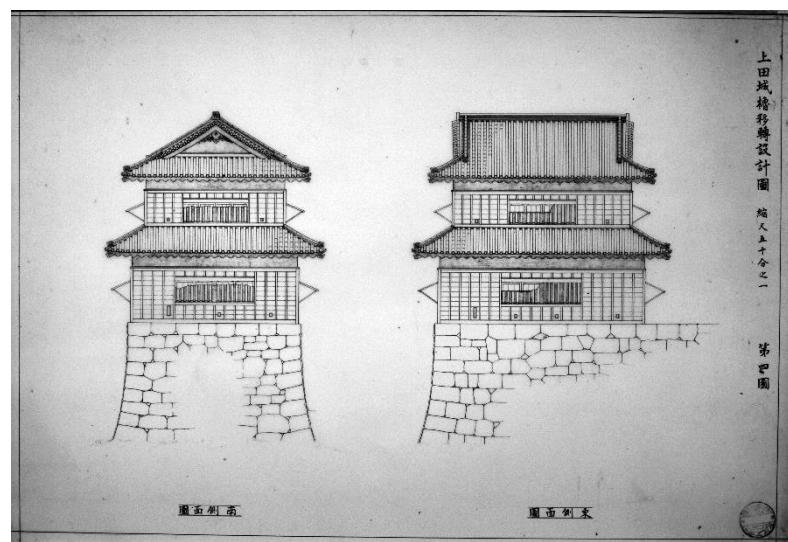


図 17 昭和 17 年(1942) 「上田城櫓移轉設計圖 縮尺五拾分之一 第四圖」(上田市教育委員会所蔵)

#### ④写真（初期写真・古写真）

調査により把握した初期写真・古写真は次のとおりである。なお、ここでは鶴卵紙に印画された写真を「初期写真」とし、その他の印画紙に概ね昭和 20 年までに印画されたものを「古写真」と分類する。

- a. 幕末から明治初頭に撮影された上田城の初期写真
- b. 明治から昭和 20 年までに撮影された上田城跡の古写真

写真の所在確認を中心に、横浜開港資料館や長崎大学附属図書館、日本カメラ博物館（石黒コレクションほか）等で史料調査を行ったほか、デジタルアーカイブス等でも関連史料の所在を調査した。その結果、上田城跡の新たな古写真を複数発見したものの、復元対象とする櫓が写っている史料の所在は確認できていない。

##### 〈上田城跡を写した最も古い写真（初期写真）〉

本丸東虎口を撮影した初期写真（写真 5）は、コロディオン湿板方式という透明なガラス板をネガとする撮影方法で、卵白液に浸した鶴卵紙に印画されたものである。これと同じ構図・撮影者の初期写真は、宮内庁書陵部にも 1 枚所在することが以前から知られており、平成 6 年（1994）に復元された本丸東虎口櫓門の根拠史料となったほか、昭和 17 年（1942）から始まった南櫓・北櫓の移築復元の際にも文部省に提出されている。

この初期写真については、撮影を明治 11 年（1878）頃と推定した。明治天皇の東海北陸巡幸（上田 9/10～11）の献上品（下記の宮内庁所蔵写真）となっていること、また、櫓が移築された上田遊郭の設置許可（明治 11 年）の時期等がその根拠である。本丸堀に草やツタが繁茂しているため、撮影時季は初夏から初秋と考えられる。また、以前から指摘されているように、櫓が取り壊されてしまった櫓台石垣に既に草が生えており、櫓が解体されてからある程度の時間が経って撮影されたことが推測される。

なお、この初期写真は国内では宮内庁書陵部所蔵『各種写真』、長崎大学附属図書館所蔵『ボードインアルバム（小アルバム）』、日本カメラ博物館所蔵資料（石黒敬章氏寄託『石黒コレクション』以下 3 枚）の合計 5 枚が所在することを確認している。



写真 5 明治 11 年（1878）頃撮影の本丸東虎口（上田市立博物館蔵）

### 〈武者溜りを撮影した古写真〉

写真6は武者溜りから本丸東虎口を撮影したものである。松平神社(明治12年10月創建)と丸山稻荷の鳥居(明治30年に常磐城丸山平八郎邸に移設)が写っているため、明治12年(1879)10月から明治30年までに撮影したものである。武者溜りの状況はあまり明確ではないが、西側の石垣は既に撤去され、一面が畠(桑畠か)になっている。本丸を見ると、東虎口の櫓が解体され、うっそうとしていた樹木もきれいに伐採されていることが分かる。



写真6 表題なし 撮影者不明 鶴卵紙 個人蔵

### ⑤絵葉書(写真が印刷された葉書)

これまでの調査により把握した絵葉書は次のとおりである。

- a. 扱下げ前後に撮影された上田城跡の初期写真を用いた絵葉書
- b. 明治から昭和20年までに撮影された上田城跡の古写真を用いた絵葉書

明治30年代後半以降、名勝や文化財等の写真が印刷された絵葉書が大流行し、上田城跡の写真を用いた絵葉書が数多く発行された。写真是唯一取り壊しを免れた西櫓を被写体にしたものがほとんどであるが、松平神社や招魂社等の絵葉書は、廃城後の本丸の建造物や植生が分かる史料として注目される。

なお、明治11年頃の撮影と推定される本丸東虎口櫓門と櫓の初期写真の画像が用いられた絵葉書も確認している。このことから、この初期写真的画像が、当時、広く出回っていたことが想像できる。



写真7 信州上田城(宮兵書店發行) 撮影者不明 明治40年以前に発行 個人蔵

## ⑥絵画

江戸時代の絵画で上田城跡の復元整備の根拠史料となるものは、現在のところ知られていない。

### (4) 現存する城郭建築（本丸櫓）

現存する本丸隅櫓は、寛永3年から同7年(1626～1628)にかけて仙石忠政により普請された7棟の重層櫓の内の3棟である。この時、東西虎口の櫓門や、櫓と櫓門を繋ぐ土塀等も完成している。その後の改修等の記録は乏しいが、嘉永元年(1848)に前年の善光寺地震で傾いた櫓2棟を修復したという(いずれの櫓であるかは不明)。

明治4年(1871)の廃藩置県に至り、上田城は兵部省の管理下となり、東京鎮台第二分営が置かれた。しかし、分営の撤退後、同7年(1874)に上田城は民間に払い下げられ、明治11年にかけて建造物は解体された。唯一解体を免れた西櫓は払い下げを受けた丸山平八郎から最後の藩主・松平忠礼に献上され、藩主家資料を収納していたが、上田市に寄贈されて昭和4年(1929)から徵古館として利用された。

一方、北櫓・南櫓は明治11年(1878)頃に上田遊郭に移築され、貸座敷に転用されたが、昭和16年(1941)に市民運動により集めた寄付金で買い戻された。現在地への移築復元は昭和18年から同24年(1943～1949)にかけて行なわれ、昭和34年(1959)には西櫓・南櫓・北櫓が長野県宝に指定された。なお、「西櫓・南櫓・北櫓」という名称はこの時に付けられたもので、江戸時代には西櫓を「西川手櫓」「西矢倉」「西川手御櫓」、南櫓を「東川手櫓」「川手御櫓」、御簾笥(たんす)奉行預かりの櫓(北櫓・失われた西櫓北側櫓の2棟)をそれぞれ「御簾笥櫓」「西御多門脇御櫓」などと呼んでいたことが判明しているが、本丸土壘上に所在した3棟の名称については確認できていない。

昭和29年(1954)から昭和40年(1965)まで、3棟の櫓は市立博物館として利用された。本丸東虎口櫓門が復元整備されるまでは南櫓のみを公開していたが、現在は北櫓も見学可能としている。なお、西櫓は内部の傷みが著しいため、文化財保護と安全確保の観点から現在は公開していない。

櫓の保存修理工事として、昭和42年(1967)に3棟の屋根替えと壁の部分修理、同51年から61年(1976～1985)にかけて屋根替え、壁塗替え、後世の改造・増設部分の撤去復旧が行なわれた。なお、3棟とも階段は当初の形状が不明であるため、撤去等せず、現状のままとされた。

現存している西櫓・北櫓・南櫓の特徴等について、以下に記す。

## ①西櫓

- ・主要な構造材である柱や梁・桁・小屋束・母屋はチョウナ仕上痕や仕口等の痕跡調査の結果、柱に江戸期の修理によるとみられる若干の時期差は認められるものの、ほぼ当初材が残っているものと考えられる。
- ・後補の補強とみられる筋違は、1階部分がさらに新しく改変されている。
- ・全体に、階段部分の改変はあるものの、ほぼ寛永期の構造形式を維持しつつ修理や補強がな

されて現在に至るものと考えられる。

- ・筋違は本来の構造ではないので、幕末に設けられた可能性がある。その後の筋違の改変は昭和初期に徵古館とした際に、窓を開けるために行った改変とも考えられる。
- ・真柱に取り付く繋梁は一般的には設けないもので、西櫓では繋梁を設けるために側柱を増やしている。
- ・「仙」の刻印は1・2階真柱、2階東・南面柱に多数確認されている。打たれた刻印の上下や方位には一貫性が無く、高さは腰から頭の高さに打たれており、仙石氏に関する象徴的なものであるかどうかは不明である。

## ②北櫓・南櫓

- ・2棟とも明治期の払下げ後の移築転用と、昭和24年の城内移築復元がなされてきたものであり、転用時のことと考えられる柱の台カンナによる再仕上げや、真柱の丸柱から角柱への再加工等がみられるものの、主要構造部材には当初材が多く残っていると考えられる。
- ・柱に残る筋違の仕口痕跡から、江戸時代には別の筋違いが設けられていた時期があったと考えられ、西櫓と同様に補強や修繕がしてきたことがわかる。
- ・2棟は開口位置に若干の違いはあるものの、西櫓とほぼ同様の規模及び構造形式である。
- ・櫓は大壁であるため壁内部での腐朽等が多く、部材も大きくないため移築されて活用される例は少ない。上田城の櫓は部材が大きいために移築することができた可能性がある。
- ・両櫓とも柱等の部材が削られているものの、寛永時代の部材も多く残されていることが判明している。



写真8 西櫓



写真9 南櫓



写真10 北櫓

## (5) 災害

上田市周辺は年間降水量が900mm程度と少なく、地震による被害も少ないとされている。しかし近年では、夏季にゲリラ豪雨と呼ばれる短時間の集中豪雨等の被害が目立つようになり、また、地震についても上田城跡付近で震度3以上の揺れが記録されることが増えている。

### ① 風水害（表2）

上田城跡は千曲川の河岸段丘端部に占地し、本丸の南側の尼ヶ淵にはかつて千曲川の本流・分流があり、自然の堀の役目を果たしていた。本丸と尼ヶ淵との比高差は約12mを数える。

また、二の丸の北側には矢出沢川の水を引き込んだ、百間堀・広堀と呼ぶ広大な水堀が設けられ、城の守りを堅固なものにしていた。

ただし、強固な要害を持つ反面、洪水による尼ヶ淵崖面の崩壊等の脅威にもさらされており、近世から近代初頭には、崖面保護のために石垣の築造などの対策がされた。

築城以降、記録が残っている上田城跡周辺での風水害の発生状況は表2のとおりである。尼ヶ淵を流れる千曲川の本流・分流は、洪水のたびに流路を変えたことが推定され、17世紀前半には何度か流路を変えていたことが、古文書からうかがい知ることができる。享保17年（1732）には、洪水で尼ヶ淵の崖面が大きく削り取られ、千曲川の本流とも推定される「大川」が崖下を流れるようになり、崖の浸食と崩落防止のために長大な石垣が築造されたことは、上田城と尼ヶ淵の関係を表現する際の好例としてよく取り上げられる。大正2年以降、千曲川堤防が整備され、尼ヶ淵まで川の水が及ぶことはなくなっている。

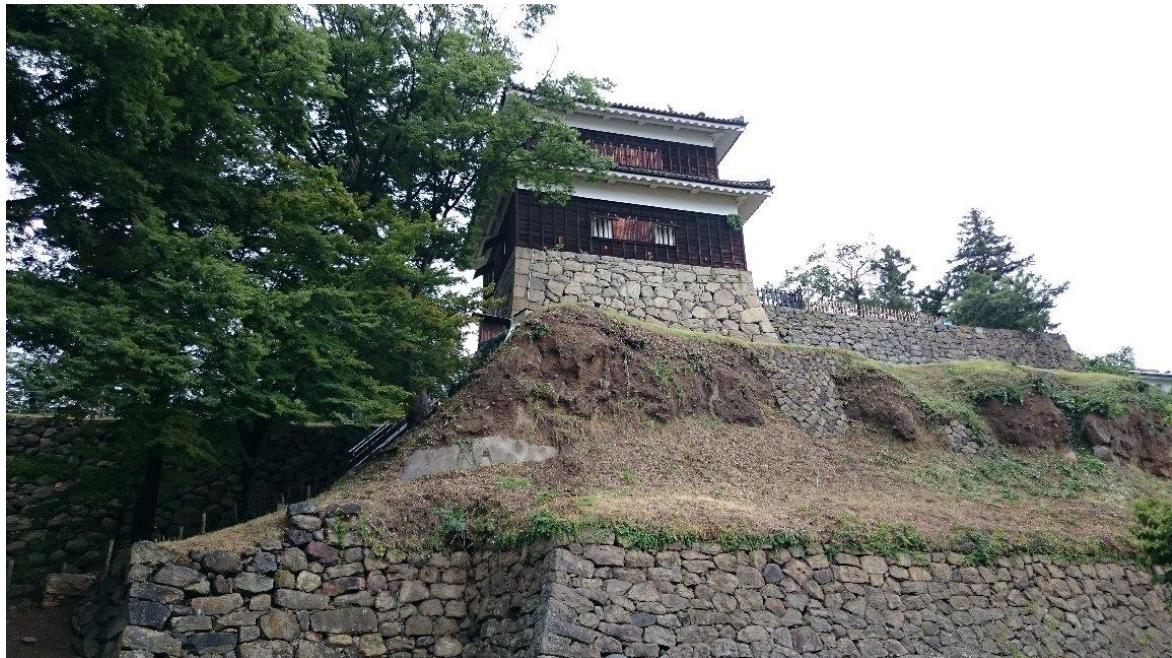


写真11 平成28年尼ヶ淵崖面一部崩落

表4 上田城跡周辺における風水害による被災状況

西暦	和暦	月日	河川	被災区域	被災内容
1603	慶長8		千曲川	尼ヶ淵	尼ヶ淵の水が涸れる（流路の変化か）。
1630	寛永8		千曲川	諏訪部、中之条	尼ヶ淵の地形が変わり、水が涸れる。
1688	元禄5	7.17	千曲川	諏訪部、御所	諏訪部から御所村一面が水没。
1721	享保6	7.16	蛭沢川	原町、海野町	増水で水が小路に溢れる。
1723	享保8	8.10	千曲川ほか	諏訪部ほか	市内各地の橋が流失。
1732	享保17	5.18	千曲川	尼ヶ淵	尼ヶ淵崖面が崩落したため、石垣を築く。
1742	寛保2	7.28	千曲川ほか	上田藩全域	千曲川、利根川流域で甚大な被害（戌の満水）。
1765	明和2	4	千曲川		落橋154、家屋流失9、流死1等。
1790	寛政2	8.5	千曲川		川除決壊382、落橋205等、拝借金4000両。
1791	寛政3	8.5	—	諏訪部	大暴風雨による風倒木で諏訪部神社拝殿倒壊。
1825	文政8	5.3	千曲川	諏訪部ほか	諏訪部橋通行禁止。

1828	文政 11	7.1	千曲川ほか		暴風雨で出水。
1842	天保 13		蛭沢川ほか	柳町ほか	集中豪雨により蛭沢川、矢出沢川溢れる。
1856	安政 3	8.25	千曲川		各所で決壊。
1857	安政 4	⑤.27	矢出沢川		大風雹交じりの雷雨により溢れ、落橋 1。
1859	安政 6	6.6	千曲川ほか	上田藩全域	大風雨により家屋流失 10 など。
1859	安政 6	7.25	蛭沢川ほか	上田藩全域	豪雨により家屋流失 10 など。
1865	慶応元	⑤.15	千曲川ほか	上田藩全域	豪雨により川除等流失。塩尻の岩鼻決壊。
1896	明治 29	7.21	千曲川ほか	上田藩全域	落橋多数、流死 14、家屋流失 37。
1898	明治 31	9.7	千曲川	諏訪部ほか	落橋多数。
1910	明治 43	8.8	千曲川		畠地・鉄道線路水没。駅周辺家屋流出。
1913	大正 2				第一期千曲川改修事業開始（～昭和 16）。
1949	昭和 24				第二期千曲川改修事業開始。
1949	昭和 24	8.31	千曲川	北天神町	キティ台風により、堤防決壊し、家屋流失 10。
1951	昭和 26	6.12	—	市内全域	降雹が 20 分間続く。15cm 積もる。
1958	昭和 33	9.17	千曲川ほか	市内全域	台風 21 号により、河川氾濫。大屋堤防決壊。
1959	昭和 34	8.14	千曲川ほか	市内全域	台風 7 号による強風で倒木等の被害。
1959	昭和 34	9.26	千曲川ほか	市内全域	伊勢湾台風により、甚大な被害。
1965	昭和 40	9.20	—		台風により南北櫓の鼻隠しと北櫓の窓がき損。
1981	昭和 56	8.29	—	尼ヶ淵	台風 15 号等により東南隅崖面が崩落。
1993	平成 5	4.23	—	尼ヶ淵	崖面浸透水により、南櫓下享保石垣が天端一部崩落。
1995	平成 7	7.8	—	二の丸	集中豪雨により、博物館東側の石垣が一部崩落。
1996	平成 8	7.2	—	常盤城	降雹が 20 分間続く。
2004	平成 16	10.20	—	尼ヶ淵・二の丸	台風 23 号により市民会館南側と民有地南側崖面等が崩落。
2010	平成 22	1.4	—	尼ヶ淵	崖面浸透水により、南櫓台の下・空堀側の石垣が一部崩落。
2010	平成 22	7.24	—	市街地周辺	ダウンバーストにより、上田城跡及び周辺で風倒木多数。
2016	平成 28	8.18	—	尼ヶ淵	集中豪雨により尼ヶ淵の崖面が一部崩落。
2018	平成 30	9.4	—	尼ヶ淵	台風 19 号により尼ヶ淵の土砂流出。
2020	令和 2	7.11	—	尼ヶ淵	崖面浸透水により、尼ヶ淵の崖面一部崩落。

※丸囲み数字は閏月を表す。（出典：上田市誌別巻(3)、同自然編資料）

## ②地震（表3）

地震による上田城の被害は、記録に残るもののが少なく、わずか 2 点の史料が知られているのみである（表3）。近世の地震での被害は、弘化 4 年（1847）の善光寺地震（長野市を震源 M7.4）と安政元年（1854）の安政東海地震（駿河湾～遠州灘を震源 M8.4）の例がある。直下型の善光寺地震では、本丸の隅櫓 2 棟が傾き、二の丸三十間堀の水が涸れるなどの被害、安政東海地震では本丸西虎口の石垣が崩れるなどの被害があった。

廃城後は本丸の隅櫓・櫓門が西櫓を除いて撤去されていたこともあり、石垣などの建造物に関する具体的な被害状況についても記録はない。近代では市内を震源とする地震も発生しており、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や長野県北部地震など、近年は震度 3 以上の揺れにもたびたび見舞われている。

表5 地震による被災状況（上田付近を震源とするものを中心に）

西暦	和暦	月日	名称と震度（大手町）	被災内容
1703	元禄 16	12.31	元禄地震	塩田で家屋倒壊 11。
1703	元禄 16	11.22		下之郷ほかで家屋倒壊 12 棟。
1705	宝永 2	10.4		下之郷で家屋倒壊 2 棟、12 棟半傾し、20 日間屋外で炊寝。
1847	弘化 4	3.24	善光寺大地震	櫓が傾き、三十間堀の水が涸れる。

1853	嘉永 6				翌年にかけて上田周辺で地震多発。
1854	安政元	1.23	安政東海地震		本丸西虎口門脇の石垣が崩れる。寺社大破 4、家屋全壊 10 など。
1855	安政 2				~5 年にかけて地震多発。
1889	明治 22	1.8			坂城町域を中心とする強い地震。上田城跡に被害なし。
1901	明治 34				強い地震。上田城跡に被害なし。
1912	大正元	8.17	野竹を震源とする地震		野竹を震源とする M2.1、深さ 10 km の地震。墓石や碑がずれたり、石垣が倒れるなどの被害。余震は 1 ヶ月あまり続く。上田城跡に被害なし。
1916	大正 5	2.22			浅間山の火山活動に伴う地震。上田城跡に被害なし。
1923	大正 12	9.1	関東地震（関東大震災）		上田城跡に被害なし。余震が 2、3 日続く。市内では墓石・塀の倒壊などの被害。
1965	昭和 40	8.3	松代群発地震		石垣損壊。翌年、市内を震央とする地震 3 回。川西地域の池 5ヶ所が被害。
1984	昭和 59	9.14	長野県西部地震		上田城跡に被害なし。
1986	昭和 61	8.24	丸子を震源とする地震		上田城跡に被害なし。丸子の八日町を震源とする M4.9 の地震。ブロック塀が崩れるなどの被害。
2004	平成 16	10.23	新潟県中越地震	3	上田城跡に被害なし。
2007	平成 19	7.16	新潟県中越沖地震	4	上田城跡に被害なし。
2011	平成 23	3.11	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	4	上田城跡に被害なし。
2011	平成 23	3.12	長野県北部地震	3	上田城跡に被害なし。
2011	平成 23	6.30	松本市を震源とする地震	2	松本市を震源とする M5.4 の地震。上田城跡に被害なし。

※震度は 1996 年 10 月 1 日改定の震度階級による。（出典：上田市誌別巻(3)）

### ③火災（表 4）

慶長 6 年に破却された上田城は真田信之に与えられたものの、信之は三の丸に藩主屋形を構え、藩政を執った。後に城を復興した仙石忠政は本丸に隅櫓等を整備したが、藩主屋形は三の丸に置いたままとし、明治維新までこの体制が維持された。こうした事情もあり、城内を出火元とする火災についての記録は現在のところ確認できない。ただし、藩主屋形は二度の火災を被り、寛政元年（1789）の火災では建物が全焼した。

表 6 火災による被害状況

西暦	和暦	月日	出火場所	被災内容
1730	享保 15	12.25	藩主居館（三の丸）	建物焼失する。
1789	寛政元	⑥.14	藩主居館（三の丸）	全焼する。現在の表門は火災後に再建したもの。

※丸囲み数字は閏月を表す。（出典：上田市誌別巻(3)）

## （6）植生

### ①近世の状況

廃城前の上田城の様子を示すものとして、「カラスのねぐら」という表現がよく使われるが、当時の本丸と二の丸はマツ・スギの大木やタケがうっそうと生い茂る林だったと伝えられている。宝暦 11 年（1761）の上田騒動の記録「上田縞崩格子」では、上田城をねぐらにするカラスが大騒ぎしたという異変を一揆勃発の前兆として描いており、同じく「上田騒動実記」にも同様の表現を見ることができる。また、赤松小三郎が城の番人を「鳥の番人」と表現するなど、江戸中期以降、上田城とカラスを結び付けて揶揄することは人々の間で一般的だったのだろう。実際、廃城後に払い下げられたマツやスギは、目通りの周囲が 75~270cm に及ぶも

のが 950 本もあったことが知られている。

近世の上田城の絵図には、当時植えられていた樹木とその範囲を推測できる史料もある（図 14）。絵図を素直に評価するのは危険な面もあるが、元禄 15 年（1702）の絵図には本丸・二の丸の土壘にしかなかった樹木が、享保年間の絵図では僅かに平地にも樹木が描かれるようになり、寛永年間のものとされる絵図では本丸の下の段を除いたほとんどの場所が緑色に塗られ、樹木があったように描かれている。絵図の樹木はほとんどがマツを表現しているようだが、元禄の絵図ではスギや落葉樹など、マツ以外の樹木をいくつか描き分けている。

『上田市誌』自然編(3)では、本丸のスギ、エンジュ、シラカシ、ムクロジの大木、園内所々にある太いケヤキやイチョウなどは、廃城前から上田城跡にあったものとしている。このうち、尼ヶ淵に面するスギ並木は仙石忠政が城を復興した 17 世紀前半頃に植えたものとしている。

石垣の隙間に自生するチチッパベンケイは、石垣と無関係ではないことから、近世にも城跡にあった植物と考えられる。

## ②廃城後の状況

廃城後の本丸の様子が判明する史料として、明治 10 年頃に撮影されたと推定される東虎口の写真がある。本丸内にはスギの大木が見られることから、上記の状況を追認できよう。また、やや時間をおいた明治 28 年（1895）に制作された松平神社の図は、銅版画で桜の花が咲いている季節を描いたもので、本丸にはサクラ、スギ、ヤナギ、落葉樹、常緑樹などが見られる。明治 40 年頃に印刷された絵葉書からも、この状況が確認できる。

また、大正 5 年（1915）頃に撮影された本丸西虎口の写真には、一面が桑畠となった状況が写っている。先の松平神社の図では、既に一部が桑畠と化した状況が描かれており、公園となった本丸以外は桑畠などに変貌していった状況が推定できよう。なお、数はわずかですが、城跡のなかで野生化したクワを見ることができる。

## ③二の丸の公園化と植生の現況

二の丸の公有化が進み、公園として整備される過程で様々な樹木が植えられた。その経過は記録に乏しく、古写真や現状から推測することしかできないが、現在も園内に見られるヒマラヤスギやメタセコイアの大木は、当時植えられたものと推定できる。

二の丸東虎口周辺は、公会堂の目前という事もあり、早い時期にサクラが植えられたようだ。昭和初年頃の写真には、樹高が 2m を超えるようなサクラが見事な花を咲かせている光景が写っている。また、マツや広葉樹、ツツジと思われる低木も確認できる。

本丸堀周辺に所在するソメイヨシノが植えられた時期については、昭和 3 年ごろに撮影された写真には写っていないので、少なくともそれ以降に植えられたことが分かる。また、昭和 15~19 年の写真には、人の背丈よりも少し高いサクラの木が写っている。

戦後、二の丸南西部には「信州の花木園」が整備された。また、昭和末期までは本丸を日本庭園に整備するという構想が主流を占めるなど、城郭本来の景観にはそぐわない植栽あるいは計画がされた。なお、二の丸のシダレグワ並木は昭和 62 年に植えられたものである。

現在、公園で見られる樹木の構成は第 7 表のとおりである。また、ウマノスズクサ・シロ

バナタンボポ・ツユクサ・クサノオウ・ハルジオン・タチツボスミレ・カラスビシャク・ドクダミ・ヨモギ・シロツメクサ・セイヨウタンボポ・ヒメオドリコソウ・アレチウリ・オニウシノケグサ・ヒゲナガスズメノチャヒキなどのほか、四季を通じて 100 種を下らない野草があると考えられる。また、石垣に見られるツタやチチッパベンケイ、ノキシノブ、コケなどは、城跡ならではの植生といえよう。

表 7 上田城跡公園の植栽樹木（五十音順）

No.	樹木名	植栽集中箇所	No.	樹木名	植栽集中箇所	No.	樹木名	植栽集中箇所
1	アオギリ		38	サザンカ	花木園	75	ハルニレ	
2	アジサイ	ケヤキ並木	39	サツキ		76	ヒイラギ	花木園
3	アセビ		40	サンシュユ		77	ヒイラギモクセイ	
4	アンズ	本丸土壘・花木園	41	ソメイヨシノ	本丸・二の丸	78	ヒノキ	
5	イチイ	東虎口・花木園	42	ヒガンザクラ	本丸・二の丸	79	イトヒバ	
6	イチョウ	本丸上の台	43	シダレザクラ	本丸・二の丸	80	チャボヒバ	
7	イボタノキ		44	ヤマザクラ	本丸・二の丸	81	ニオイヒバ	
8	ウグイスカグラ		45	ロトウザクラ	本丸・二の丸	82	ニッコウヒバ	
9	ウバメガシ		46	ウコンザクラ	本丸・二の丸	83	ヒュウガミズキ	
10	コウメ	本丸上の台	47	エドヒガンザクラ	本丸・二の丸	84	ビャクシン	
11	ブンゴウメ	本丸上の台	48	サルスベリ	花木園	85	フジ	本丸上の台・遊園地
12	シラカガウメ	本丸上の台	49	サワラ	二の丸堀沿い	86	プラタナス	児童遊園地
13	コウバイウメ	本丸上の台	50	シダレヤナギ	東虎口	87	マサキ	
14	ウメモドキ		51	シラカバ	東虎口・遊園地	88	アカマツ	本丸・二の丸
15	エノキ	本丸土壘	52	シャラノキ		89	カラマツ	二の丸
16	エンジュ	本丸上の台	53	シャリンバイ		90	クロマツ	本丸・二の丸
17	カキ	二の丸南西部	54	シンジュ		91	ゴヨウマツ	
18	カシ	本丸土壘	55	スギ	本丸・二の丸	92	マメガキ	
19	カシワ	西虎口	56	ヒマラヤスギ	本丸・二の丸	93	マユミ	花木園
20	カツラ		57	ダンコウバイ		94	ムクゲ	花木園
21	カリン		58	チョウセンゴヨウ		95	ムクロジ	
22	キササゲ		59	ツゲ		96	ムベ	
23	キハダ		60	イヌツゲ		97	ムラサキシキブ	
24	ギョリュウ	東虎口	61	ツツジ	東虎口・花木園	98	メタセコイア	
25	キンモクセイ	西虎口	62	ドウダンツツジ	東虎口・花木園	99	モクレン	
26	クヌギ	本丸堀	63	ヨシノツツジ	東虎口・花木園	100	モミ	二の丸東辺土壘
27	クルミ	二の丸南西部	64	レンゲツツジ	東虎口・花木園	101	モミジ	二の丸堀沿い
28	クワ		65	ツバキ	花木園	102	シダレモミジ	二の丸堀沿い
29	シダレグワ	東虎口・北虎口	66	ナツツバキ	花木園	103	ヤツデ	
30	ケヤキ	ケヤキ並木	67	トウカエデ		104	ヤナギ	東虎口
31	コウゾ		68	トウヒ		105	ヤマボウシ	
32	コウヤマキ	北虎口	69	トチノキ		106	ユズリハ	
33	コナラ		70	ナンテン		107	ユキヤナギ	北虎口
34	コノテガシワ		71	ニセアカシア	招魂社北側土壘	108	ライラック	
35	コブシ		72	ニシキギ		109	ラクウショウ	
36	コメツガ		73	ネムノキ		110	レンギョウ	
37	ザクロ		74	ハナミズキ	花木園		※ 「虎口」はすべて二の丸	



図 17 史跡上田城跡 樹木調査図（令和4年度）

## 第2節 指定の状況

### (1) 史跡名称

上田城跡（うえだじょうあと）

### (2) 所在地

長野県上田市二の丸（旧地名	長野県上田市大字上田字上田
同	（旧地名 長野県上田市大字上田字旧館）
同	（旧地名 長野県上田市大字常磐城字城下）
同	（旧地名 長野県上田市大字常磐城字城廻）

### (3) 指定等種別、年月日及び告示番号

昭和9年12月28日 史跡指定 文部省告示 312号

### (4) 管理団体

上田市（昭和10年4月9日指定）

### (5) 指定告示

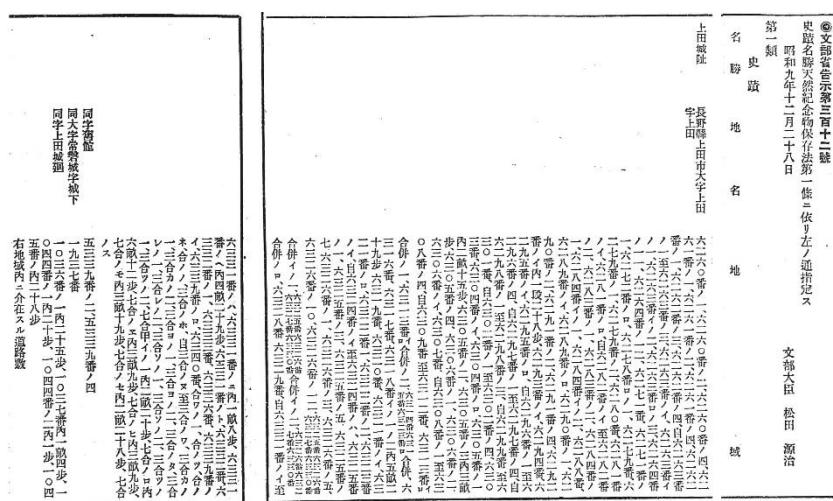


図18 上田城址の史跡指定（昭和9年12月28日付官報の該当部分の抜粋）

表8 官報告示 ※原文のまま掲載したため、旧字や句点はそのまま使用している。ただし、改行等は適宜改変した。

第一類 名勝史蹟		上田城址	長野縣上田市大字 上田字上田	地名	域
同字舊館	同字常磐城字城下			六二六〇番ノ一、六二六〇番ノ二、六二六〇番ノ四、六二六一番ノ一、六二六一番ノ二、 六二六一番ノ四、六二六二番ノ一、六二六二番ノ三、六二六二番ノ四、 自六二六三番ノ一至六二六三番ノ三、六二六三番ノイ、六二六三番ノ一、 六二六三番ノ二、六二六三番ノ三、六二六四番ノ一、六二六四番ノ二、 六二七一番、六二七一番ノ一、六二七二番ノロ、六二七八番ノロ、六二七九番、 六二七九番ノ一、六二七九番ノ二、六二八〇番、六二八一番ノイ、六二八一番ノ、 自六二八二番ノイ至六二八二番ノ二、六二八三番ノ一、六二八三番ノ二、六二八四番ノ一、 六二八四番ノイ、六二八四番ノ二、六二八八番、六二八九番ノイ、六二八九番ノロ、 六二九〇番ノ一、六二九〇番ノ二、六二九一番ノ一、六二九一番ノ四、 六二九二番ノイ内一段二十八歩、六二九三番ノイ、六二九四番、六二九五番ノイ、 六二九五番ノロ、自六二九六番ノ一至六二九六番ノ四、 自六二九七番ノ一至六二九七番ノ四、自六二九八番ノ一至六二九八番ノ三、 自六二九九番至六三〇一番、自六三〇二番ノ一至六三〇二番ノ四、六三〇三番、 六三〇四番ノイ、六三〇四番ノロ、六三〇五番ノ一内二畝十五歩、六三〇五番ノ二、 六三〇五番ノ三内三畝歩、六三〇五番ノ四、六三〇六番ノ一、六三〇六番ノ二、 六三〇六番ノイ、六三〇七番、自六三〇八番ノ一至六三〇八番ノ四、 自六三〇九番至六三一二番、六三一二番ロ合併ノ一、六三一二番ロ合併ノ二、 六三一二番六三一二番ロ合併、六三一二番、六三一七番、 六三二八番ノイ、六三二八番ノ内五畝二十九歩、六三二九番、六三三〇番、六三三二番ノイ、 六三三二番ノロ、六三三三番ノ一、六三三三番ノ二、六三三三番ノイ、 自六三二四番ノイ至六三三四番ノハ、六三三五番ノ一、六三三五番ノ三、 六三三五番ノ五、六三三五番ノ七、六三三六番ノ一、六三三六番ノ三、六三三六番ノ五、 六三三六番ノ一〇、六三三六番ノ一二、六三三五番六三二六番六三二七番六三三〇番 合併ノイ、六三三五番六三二六番六三二七番六三三〇番合併ノイ、 六三三六番六三二七番六三〇番合併ノロ、六三三八番、六三二九番、 自六三三二番ノイ至六三三二番ノハ、六三三二番ノ二内一畝八歩、 六三三二番ノヘ内四畝二十九歩、六三三三一番ノト、六三三三番、六三三三番ノ一、 六三三三番、六三三六番、六三三九番ノイ、六三三九番ノロ、六三四〇番、合ワノ一、 合ノツ、合ノネ、合ノノ、三合ノホ、自三合ノヌ至三合ノワ、三合カノ一、三合カノ二、 三合ヨノ一、三合ヨノ二、三合ノタ、三合レノ一、三合レノ二、三合ソノ一、三合ソノ二、 三合ツノ一、三合ツノ二、七合申ノイ、内二畝二十步、七合ノロ内六畝十二歩、 七合ノエ内三畝九歩、七合ノヒ内三畝九歩、七合ノヒ内三畝九歩、七合ノモ三畝十九歩、 七合ノセ内二畝二十八歩、七合ノス 五三三九番ノ一、五三三九番ノ四 一九三七番 一〇三六番ノ一内二十五歩、一〇三七番内一畝四歩、一〇四四番ノ一内二十步 一〇四四番ノ二内一步、一〇四五番ノ内二十八歩 右地域内二介在スル道路敷	

現在の地番は以下のとおりである。

上田市二の丸	6260-1、6261-1、6262-3、6263-1、6263-イ、6264-イ、6263-イ-1、6265-イ、6266-イ、6267-イ、 6285-イ、6285-ロ、6286-ロ、6286-ハ、6286-ニ、6287-イ、6287-ロ、6277、6275、6274、6273-イ、 6268-イ、6272-イ、6263-イ-2、6264-11、6264-12、6271、6272-ロ、6278-ロ-1、6279、6279-1、6279- 2、6280、6281-イ、6281-ロ、6282-イ、6282-ロ、6282-ハ、6282-ニ、6283-1、6283-2、6284-1、6284- 2、6284-イ-2、6288、6289-イ、6289-ロ、6290-1、6290-2、6291-2、6291-4、6292-イ、6293-イ、 6294、6295-イ、6295-ロ、6296-1、6296-2、6296-3、6296-4、6297-1、6297-2、6297-3、6297-4、 6298-1、6298-2、6298-3、6299、6300、6301、6302-1、6302-2、6302-3、6302-4、6303、6304-イ、 6304-ロ、6305-1、6305-2、6305-3、6306-1、6306-2、6308-1、6308-2、6308-3、6308-4、6309、6310、 6311、6312、6313、6313-2、6314-1、6316、6317、6318-イ-1-2、6306-2、6321-イ、6321-ロ、6322- 1、6322-2、6323-イ、6224-イ、6224-ロ、6325-1、6325-3、6325、6326、6327、6330-イ-4、6325- 7、6326-1、6326-3、6326-5、6326-10、6326-12、6327-1、6327-2、6327-3、6328、6329、6331-イ、 6331-ロ、6331-ハ、6331-ニ、6331-ヘ、6331-ト、6332、6332-1、6333、6336、6339-イ、6339-ロ、 6340、6264-25、6264-30、6264-31、6264-28、6327-4、6330-1、6327-5、6330-2、6327-8、6327-7、 6327-6、6330-3、6330-4、6330-5、6330-6、6330-7、6330-8、6330-9、6330-10、6330-11、6334-17、 6334-20、6334-66、6334-67、6334-68、6334-69、6334-70
上田市大手一丁目	6260-2、6260-4、6261-2、6261-4、6262-1、6262-4、5339-2、5339-4
上田市大手二丁目	6263-2、6263-3、6263-7
上田市常磐城一丁目	1937、1100-1、1100-2

## (6) 指定説明

<b>指定ノ事由</b>	保存要目、史跡の部第四ニ依ル (古城跡、城砦、防壘、古戦場、国郡序跡其ノ他政治軍事ニ関係深キ史跡)
<b>保存ノ要件</b>	公益上必要止ムヲ得ザル場合ノ他現状ノ変更ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス
<b>指定地籍</b>	民有地百六十四筆ノ内空側十一町二反三畝二歩五合八勺 外二右地域内ニ介在スル道路敷
<b>指定説明</b>	千曲河畔尼ヶ淵ノ河岸臺地ニアリ天正十一年眞田昌幸ノ築キタル平城ニシテ同十三年徳川家康ノ將大久保忠世鳥居元忠等之ヲ攻メテ拔クコト能ハス慶長五年昌幸幸村父子此城ニ籠リテ徳川秀忠ノ西上ヲ遮り遂ニ秀忠ヲシテ関ヶ原戦ニ参加スルコト能ハサラシメタリ 今三ノ丸区域ハ殆ト舊形ヲ変セルモ本丸二ノ丸ニハ土壘濠跡等アリ南面及東西虎口附近ニハ石垣ヲ存シ且本丸ノ西南隅櫓ハ猶舊規ヲ存シ今徵古館ニ充用セラル  (千曲川の河畔・尼ヶ淵の河岸段丘上にあり、天正 11 年に真田昌幸が築いた平城で、同 13 年に徳川家康の家臣であった大久保忠世、鳥居元忠らがこれを攻めたが、落城させることができなかった。慶長 5 年には昌幸・幸村父子が籠城して徳川秀忠の西上を遮り、ついに秀忠が関ヶ原合戦に参戦することができなかった。今、三の丸区域はほとんど旧状を変えてしまったが、本丸と二の丸には土壘や堀跡などが残り、南面及び東西虎口付近には石垣があり、且つ本丸の西南隅櫓は未だ旧規のままで今は徵古館として利用されている。)

### 第3節 調査成果

#### (1) 調査の目的

上田城跡では、平成2年度の整備基本計画策定以降、整備事業実施の前提として遺構の規模や構造、残存状況等を確認するための発掘調査を実施してきた。その主な目的は、工作物の設置に伴う試掘調査、本丸及び二の丸の遺構確認調査、尼ヶ淵崖面崩落防止工事に伴う確認調査に大別することができる。

#### (2) 調査の結果

平成2年度から7年度にかけて実施した発掘調査において、本丸では、東・西虎口の石垣や門に関連する遺構が発見された。本丸隅櫓（北西1棟、北東隅2棟）の真柱礎石は、3棟のうち2棟は本来の位置からずれていると推測されるが、小礎列と大引礎石等から、3棟ともほぼ平面形を確認できた。二の丸では、東虎口で蔀塀台の基礎と考えられる遺構、北・西虎口の石垣や門に関連する遺構が発見された。遺構の状況は良好とはいえないものであったが、近世の上田城跡の状況について検討する際の基礎資料を得ることができた。

平成21年度以降は、石垣基礎調査に係る調査のほか、本丸下の段や二の丸を中心に調査を実施した。本丸下の段では、近世の金箔瓦の破片が出土するも、近代の瓦と混在しており、新たに盛られたものであることや近代の建物に伴う遺構などを確認した。二の丸東虎口では、蔀塀台東側の根石を据え直している状況を、二の丸東北隅では、堀の法面と考えられる地山の落ち込みを確認できた。また、土壘の多くは近代以降の盛土であることや二の丸東側の広い範囲で土層の攪乱が確認でき、近代以降の構造物の遺構も検出された。

発掘調査位置や箇所ごとの調査概要について、表5及び図6にまとめた。

表9 史跡上田城跡発掘調査概要

番号	発掘箇所	年度	成 果
①	本丸東虎口	H2	櫓門の遺構を確認。
	本丸東虎口 (石垣基礎調査)	H21	近世(松平氏)の盛土層を確認。(仙石氏時代の瓦等が混入)
		H21	近代以降の粘土による版築、瓦溜まり、暗渠を確認。
②	本丸堀	H2	堀底からの堆積物が1~1.5mであることを確認。
	本丸堀 (浚渫)	H3	北西部~南西部から真田氏時代と思われる瓦(金箔鰐瓦含む)が出土。水面付近の土壘中にも層状に確認。南西部からは緑色凝灰岩の石垣材が検出。
		H3	慶長期の破却によって瓦・石垣等も本丸堀へ埋められ、仙石忠政による復興工事の際に掘り起こした際に残ったものと考えられる。
③	本丸上段部西側	H5	近世の遺構は検出されなかった。現地表面下2mから真田氏時代の瓦が出土する層を検出。
④	本丸上段部北側	H6	招魂社等近代以降の建造物の痕跡を確認。仙石氏時代の水路跡と推定される配石遺構を検出。
⑤	本丸 上段部東及び南側	H7	近代以降の搅乱により遺構は確認されなかった。本丸の上段と下段とを分ける石垣の裏込石が2m程あり、当初は高い石垣を築く予定であった可能性が考えられる。
⑥	本丸 土壘西側~北側部	H6	土壘上に2棟の櫓の痕跡(真柱礎石、礎列等)と土壘基礎と考えられる石列を検出。

番号	発掘箇所	年度	成 果
⑦	本丸土塁東側部	H7	隅櫓 1 棟の痕跡(真柱礎石、礫列等)を検出。H6 の発掘調査の結果と合わせ、3 棟の櫓は現存櫓と同規矩と確認。
⑧	本丸西虎口	H3	北側石垣跡地の根石確認。櫓門の礎石確認。
		H12	石垣天端の裏込の現状を確認。石垣東側の石段は最下部から二段目のみ残存を確認。
⑨	北櫓台石垣東側	H21	土塁の基礎が既に失われていることを確認。
		H21	櫓台根固めの崩落防止対策として設けられた近代以降の石積(玉石の空積)を確認。
⑩	南櫓台石垣西側	H21	中段石垣を積んだ際と考えられる盛土を確認。仙石氏時代の瓦等が出土。近代以降の遺物は検出されず。櫓台石垣の根石を確認。上田泥流層(地山)を掘りこんで設置されていた。
⑪	本丸下の段	H7	尼が淵に面した土塁肩部に、土塀の基礎と推定される小礫列を検出。
		H29	南櫓西側の土塁は近代以降一部破壊され新たに盛られていることを確認。
		H29	金箔瓦(鬼瓦)の破片が出土。近世、近代の瓦と混在していた。
		R2	近代以降の構造物に伴う基礎と考えられる石積を確認。
		H26	近世遺構は検出されなかった。近代の東京鎮台第二分営の病院に伴うものと考えられる石列が検出された。
⑫	二の丸東虎口	H2	蔀塀台の基礎と考えられる遺構を検出。
		H24	近世の遺構面が検出されず、近代以降に地山まで削り、盛土をしたと考えられる。蔀塀台石垣(東)は古写真や積石の状況から、近代に一度解体されて積み直されたことが明白であったが、調査により、根石を据え直した部分と、近世の根石を動かさずにそのまま利用した部分があることが判明。蔀塀台石垣(西)は、近代に解体されて既に失われているが、根石の大部分も既に持ち出されていることが判明。根石を据えた痕跡等も確認できなかった。
		H25	蔀塀台石垣(東)は古写真や積石の状況から、近代に一度解体されて積みなおされたことが明白であったが、調査により、根石を据え直している状況が判明。新たな根石の設置に際し地山である上田泥流層を掘り込んでいる点、二の丸堀の掘形を確認。
		H26	近世の蔀塀台と考えられる根石列を検出。現状の土塁は近現代の盛土であることを確認。
		H2	南、北石垣の根石を検出。
⑬	二の丸北虎口	H3	南側、北側石垣の根石確認。櫓門用と思われる礎石3基確認。土塁内部の版築を確認。東側土塁周辺に石垣の存在が判明。
		H3	T6 設立の伝染病院の遺構確認。
		H3	礎石の確認により、仙石氏の復興において、二の丸北虎口にも門を設置する予定であったと考えられる。
		H4	南石垣と土塁の接続部を確認。栗石と思われる小礫群から南石垣西面を特定。南石垣の規模は全長 26.5m、幅 6.8~7.5m と判明。土橋東側の石垣を確認。
		H4	南東石垣跡の南面では根石・栗石が全く検出されず、一部の絵図に描かれているように、南側は土坡であった可能性が判明。根石は緑色凝灰岩を使用し、石垣の規模(東西約 31m、南北約 34m、幅約 11m)も判明。北西石垣は根石と栗石を確認。櫓門の礎石を据える栗石と思われる遺構が 4 か所で確認。
⑭	二の丸西虎口	H30	土塁に伴う版築を確認。仙石氏以降の土塁の規模構造を確認。
⑮	二の丸粋蔵跡	H27	粋蔵に関する遺構は検出されなかった。近代の動物園に伴うものと考えられる石を並べた構造物を検出。
⑯	二の丸東北隅・三の丸樹木屋敷跡	H27	二の丸堀の法面と考えられる地山の落ち込みを確認。テニスコートの土塁状の盛土は近代以降のものと確認。旧矢出沢川の流路を検出。
⑰	二の丸堀跡(東側)	H27	鉄道敷設工事に伴い一部は失われたが、かつての堀底及び法面と考えられる遺構を確認。
		H28	近代以降と考えられる石列を検出。
⑱	二の丸東南隅	H28	近世の土塁・櫓台ではなく、近現代に盛り直されたものであることを確認。盛土の堀側に近世の普請の痕跡が残っていることを確認。
⑲	二の丸広堀	H28	土塁状の盛土は近現代のものであることを確認。
		H30	土塁に伴う版築を確認。 近現代の陶磁器の破片が多数出土。
⑳	本丸尼が淵南櫓下(石垣解体修復工事)	H13	下段石垣(享保期)の天端上に版築による盛土をし、中段石垣(幕末以降)を積んでいることを確認。
		H15	上段石垣の根石の状況を確認。後補の痕跡から、中段石垣は 4 次にわたって積まれたことを確認。

赤字 : 近世以前の遺構が確認されたもの

青字 : 近世以前の遺構が確認されなかつたもの

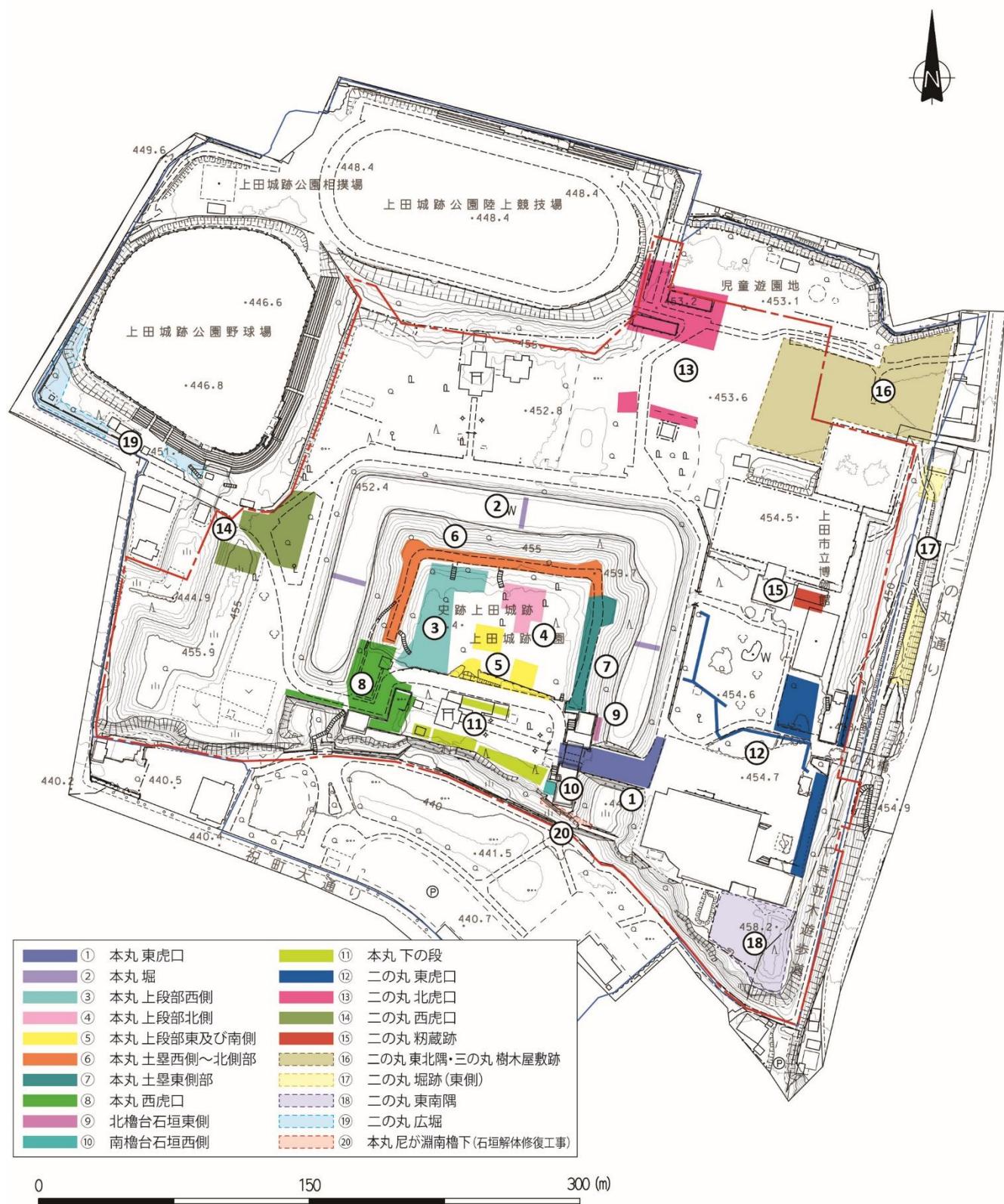


図 19 史跡上田城跡発掘調査位置図

## 第4節 史跡整備の履歴

平成2年度の整備基本計画策定以降に実施した整備事業は以下のとおり。平成5年度に完成した本丸東虎口櫓門の復元整備や石垣の修復、尼ヶ淵の崖面崩落防止工事を重点的に取り組んだ。

表10 史跡整備事業一覧

年 度	事 業 名 称	事 業 の 内 容
平成2年度	二の丸北虎口石垣修復工事	発掘調査結果に基づいて、二の丸北虎口北側の石垣を修復
	二の丸排水路敷設工事	本丸堀法面の保護のため堀東側に石張りの排水路を敷設
	電線地中埋設工事	市民会館駐車場付近の空中電線を地中埋設
	整備基本計画作成委託	「史跡上田城跡整備基本計画書」の作成委託
	上田城跡整備事業実施設計委託	石垣修復・排水路敷設工事ほかの実施設計委託
平成3年度	本丸堀浚せつ工事	堀底のヘドロ等を浚せつ。排水施設を整備
	本丸東虎口櫓門基本設計委託	本丸東虎口櫓門の基本設計委託
	本丸東虎口櫓門実施設計委託	本丸東虎口櫓門の実施設計委託
	本丸東虎口櫓門復元工事	本丸東虎口櫓門の復元工事
	身体障害者用トイレ設置工事	市民会館駐車場に身体障害者用のトイレを新設
平成4年度	本丸東虎口櫓門復元工事	本丸東虎口櫓門の復元工事
	櫓門復元工事監理委託	櫓門復元工事に伴う工事監理委託
	本丸東虎口共同溝敷設工事	櫓門復元工事に先立ち水道管・電線等を共同溝に集約
	本丸西虎口整備工事	石垣・櫓・櫓門の遺構を地上表示により平面的に整備
	電線地中埋設工事	二の丸北虎口付近の空中電線を地中埋設
	史跡内民家移転	史跡内の店舗兼住宅を移転（国庫補助事業）
平成5年度	本丸東虎口櫓門復元工事	完成（総事業費 339,900千円）
	櫓門復元工事監理委託	櫓門復元工事に伴う工事監理委託
	二の丸北虎口石垣修復工事	二の丸北虎口の南側石垣・櫓門礎石を復元。陸上競技場正門を移転
	本丸東虎口整備工事	櫓門前面土橋の石垣修復・武者立石段復元。放水銃地中埋設
	二の丸西虎口周辺歩車道整備工事	小泉曲輪（市民体育館付近）の歩車道を修景整備
	電線地中埋設工事	二の丸西虎口・櫓自動火災報報知設備電線の空中電線を地中埋設
平成6年度	櫓門照明工事	櫓門・南北櫓のライトアップ設備工事
	二の丸北虎口照明工事	二の丸北虎口の夜間照明設備の整備
	石垣修復用石材採取委託	石垣修復用の石材（緑色凝灰岩）採取を委託
	公図調査委託	史跡指定地の公図と現況の調査委託
	北櫓改修工事	北櫓の一般公開に先立ち、床の張り替えと階段を改修。照明設備を設置（県費補助事業）
平成7年度	石積復旧工事	集中豪雨により崩壊した石積（明治期）の復旧工事（国庫補助事業）
平成8年度	発掘調査（整理作業）	本丸郭内発掘調査の整理・報告書発行（国庫補助事業）
	尼ヶ淵地質調査委託（西側）	尼ヶ淵崖面（西側）の地質（ボーリング）調査
	尼ヶ淵石垣ほか測量委託	尼ヶ淵石垣の立面図撮影、一部図化及び断面測量
	南櫓改修工事	南櫓床の張り替えと階段を改修。照明設備を設置（県費補助事業）

年 度	事 業 名 称	事 業 の 内 容
平成 9 年度	尼ヶ淵崩落防止工事実施設計	尼ヶ淵崖面の崩落防止対策工事の実施設計（国庫補助事業）
	尼ヶ淵崩落防止工事	尼ヶ淵崖面の崩落防止工事（国庫補助事業）
	三櫓瓦建具補修工事	豪雪により破損した屋根瓦等の補修工事（県費補助事業）
	南櫓・西櫓ライトアップ設備工事	寄附を受けた南櫓・西櫓ライトアップ設備の周辺整備工事
平成 12 年度	尼ヶ淵地質調査委託（東側）	尼ヶ淵崖面（東側）の地質（ボーリング）調査（国庫補助事業）
	尼ヶ淵崩落防止工事	尼ヶ淵崖面（東側）の崩落防止工事（国庫補助事業）
	二の丸石積改修工事	二の丸東側石積の積み直し工事
	南北櫓柵改修工事	老朽化した南北櫓の柵改修工事
平成 13 年度	南櫓鯨鉾修繕工事	南櫓屋根鯨鉾の補修
	本丸西虎口石垣解体修復工事	西虎口石垣の修復工事・南櫓下石垣の立面図作成及び試掘調査（国庫補助事業）
平成 14 年度	南櫓下石垣解体修復工事	南櫓下尼ヶ淵の享保期下段石垣の解体修復工事(一部解体)（国庫補助事業）
平成 15 年度	南櫓下石垣解体修復工事	南櫓下尼ヶ淵の享保期下段石垣の解体修復工事(解体・石材購入)（国庫補助事業）
平成 16 年度	南櫓下石垣解体修復工事	石材購入・工法検討（国庫補助事業）
平成 17 年度	尼ヶ淵崩落防止工事	前年の台風 23 号被害を受けた西櫓西側崖面の修復工事(国庫補助事業)
	本丸南櫓下石垣解体修復工事	南櫓下尼ヶ淵の下段石垣の解体修復工事（国庫補助事業）
	本丸南櫓下石垣解体修復工事監理委託	上記工事の監理委託（国庫補助事業）
平成 18 年度	本丸南櫓下石垣解体修復工事	南櫓下尼ヶ淵の中段石垣の解体修復工事（国庫補助事業）
平成 21 年度	石垣基礎調査	石垣カルテ作成と 3 次元レーザー測量を実施（国庫補助事業）
	石垣修復工事	南櫓台石垣の東側下にある近代石垣が一部崩落したため、修復工事を実施
平成 22 年度	整備基本計画改訂版作成委託	「史跡上田城跡整備基本計画書」の一部改訂を委託
	尼ヶ淵崩落防止工事	南櫓周辺・尼ヶ淵崖面の崩落防止工事（国庫補助事業）
平成 23 年度	保存管理計画の策定	「史跡上田城跡保存管理計画」の策定
	整備基本計画改訂版の策定	「史跡上田城跡整備基本計画（改訂版）」の策定
	本丸東虎口櫓門排水路改修工事	排水路玉石の入れ替え等
平成 24 年度	園路及び水路改修工事	園路の舗装
平成 25 年度	園路及び水路改修工事	園路の舗装、園内排水路の暗渠化
	本丸石積修復工事	本丸上段へのスロープ脇石積みの積み直し工事
	北櫓修理工事	突上戸の板材及び戸締具の修繕(県補助事業)
平成 26 年度	園路及び水路改修工事	園路の舗装
	二の丸石垣修繕	二の丸石垣の一部積み直し
平成 27 年度	園路及び水路改修工事	園路の舗装
	二の丸公衆トイレ改築工事	博物館西側の公衆トイレ改築
	多目的広場等整備工事	二の丸多目的広場及び緑地帯の整備
	西櫓西側階段の改修工事	老朽化した西櫓西側の階段の改修
平成 28 年度	櫓防災設備等設置工事	3 櫓に火災通報装置及び防犯カメラの設置
	園路及び水路改修工事	園路の舗装
	西櫓真柱調査委託	AMS 炭素 C14 年代測定を実施

## 第5節 関連法規制

史跡上田城跡及び周辺における法規制については、以下のとおりである。

### (1) 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日）

文化財を保存し、その活用を図って国民の文化的向上に資するとともに、文化の進歩に貢献することを目的として定められた。上田市でも上田市文化財保護条例及び施行規則を定め、指定文化財の保護と管理を行っている。

#### ①史跡指定地内（史跡である上田城跡の管理）

上田城跡を史跡の本質的価値を損なうことなく適切に保存活用するため、文化財保護法の規定に基づき管理を行っている。

特に指定地内における土地の現状変更等については、第 125 条の現状変更等に係る適切な管理を実施している。

#### ②史跡指定地外（周知の埋蔵文化財包蔵地である上田城跡の管理）

史跡指定地外である二の丸の一部と三の丸は、藩主居館跡や町人屋敷、堀等の埋蔵文化財を包蔵する地域であるため、文化財保護法第 93 条・94 条・95 条に定める周知の埋蔵文化財包蔵地として保護に努めている。

### (2) 都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められた法律。上田市においても上田市都市公園条例及び管理規則を定めている。

### (3) 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進の寄与することを目的として定められた法律。上田市においても同法に基づき都市計画区域が設定されている。

### (4) 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律。

### (5) 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）

道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定および認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的として定められた。上田市においても同法第32条等に関する規則（平成18年3月6日規則第159号）を定め、このほか占用以外の事項についても、道路法第47条の10「道路保全立体区域」の設定等、道路に係る行為に関する様々な規定が設けられている。

#### （6）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）

土砂災害から国民の生命を守るために、土砂災害のある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進するための法律。三の丸の一部が急傾斜地の崩壊危険区域に指定されており、建造物の新築、増改築等の際の構造規制が設けられている。

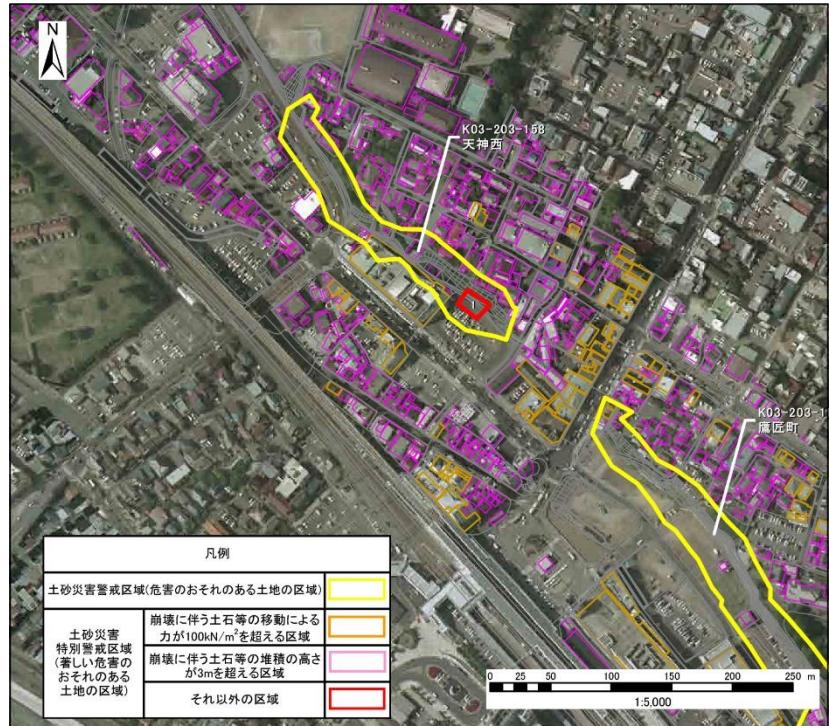


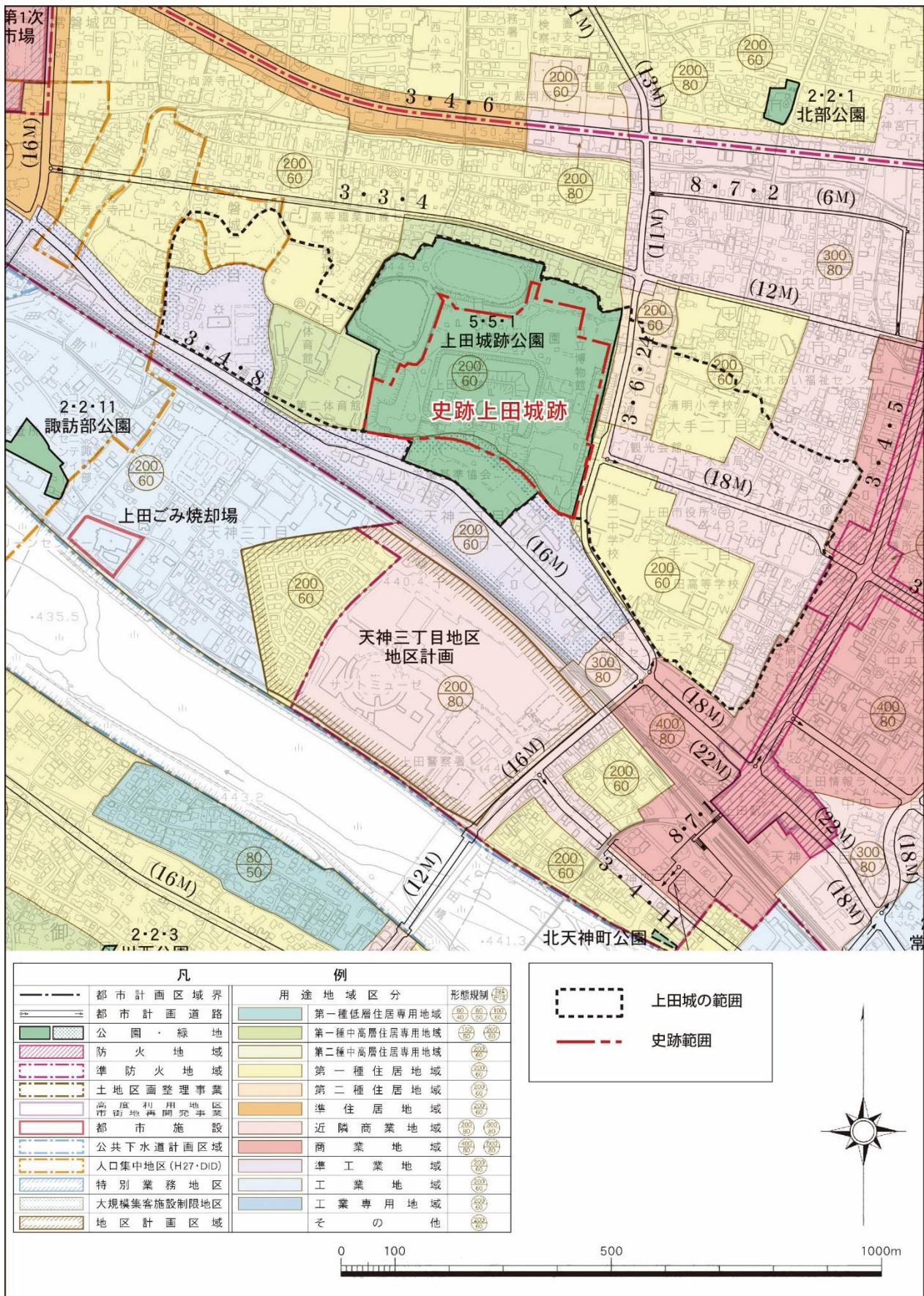
図20 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）位置図

#### （7）景観法（平成16年6月18日法律第110号）

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等の措置を講ずる法律。これに基づき上田市では平成24年に「上田市景観計画」を策定している。

#### （8）長野県文化財保護条例（昭和50年12月25日条例第44号）

史跡内の西櫓・南櫓・北櫓は、長野県文化財保護条例第4条の規定により、長野県宝「上田城」（昭和34年11月9日指定）に指定されている。現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、長野県教育委員会の許可を受ける必要がある。



# 第4章 史跡上田城跡の本質的価値

## 第1節 本質的価値の明示

史跡上田城跡は前述のように天正13年頃に築城され、真田氏の居城として利用されたが関ヶ原の戦い後に破却。仙石忠政によって破却前とほぼ同様の縄張りで復興されたと考えられている。忠政の死により建造物の築造は本丸のみで中断されたが、松平氏の時代になって煙硝蔵1棟と糀蔵6棟が建設され、明治維新を迎える。その後公園化されたことにより現在でも本丸、二の丸の遺構は良好に保存され、上田市のシンボルとして多くの市民や観光客が訪れている。

このため、上田城跡の本質的価値と、近代以降に形成・付加された価値は以下のように整理できる。

### (1) 上田城跡の本質的価値

#### ○上田城跡の歴史的な価値

- ・天正11年(1583)に徳川勢力下の真田昌幸によって築かれ、天正13年(1585)及び慶長5年(1600)の二度徳川軍によって攻められるも落城しなかった堅城である。
- ・天正11年から幕末まで変遷を遂げながらも地域の拠点として、中世から近世の城郭の変換期をまたいで使用された城である。

#### ○仙石氏復興開始後の縄張としての価値

- ・北に太郎山が聳える千曲川の河岸段丘上に梯郭式に築かれ、矢出沢川と蛭沢川を惣構えとし、西側には小泉曲輪、東側には城下町を配した、自然地形を巧みに利用した城である。
- ・本丸及び二の丸に隅欠<sup>すみおとし</sup>を設け、本丸北東隅には2つの櫓を配置した、鬼門除けを強く意識した城である。
- ・二の丸には門や櫓等は建てられなかったものの、本丸上に7つもの櫓が建てられた城である。
- ・二の丸が復興途中で中断され形骸化し、幕末まで三の丸で藩政が行われていた城である。

#### ○遺構としての価値

- ・石垣や堀、土壘、西櫓及び移築復元された南・北櫓が近世の絵図どおりに多く残り、城郭としての姿をよく残している。
- ・発掘調査により真田期と考えられる瓦が出土するなど、仙石期とあわせ上田城跡の複数期の遺構が確認できる。
- ・尼ヶ淵に石垣が良好に残り、千曲川による崖面の水害対策をうかがうことができる。

## (2) 近代以降に形成・付加された価値

- ・廃城後、多くの櫓や門、石垣などが払い下げにより取り壊されるが、本丸は神社用地として寄付され、二の丸も監獄等として利用されたことにより、市街地化による開発を免れ、良好に残された。
- ・昭和初期には二の丸の公園化が進み、市街地に隣接した中核公園として市民の憩いの場となり、野球場や陸上競技場、鉄道の建設が行われるが、堀跡を利用するなどにより、遺構の破壊が最小限に抑えられた。
- ・本丸南・北櫓が市民運動により移築復元されるなど、昭和初期から上田城跡が「城跡」として市民のシンボルとして親しまれるようになる。
- ・城跡としての整備が進められ、神社への参拝も含めた観光客が多く訪れるようになり、市民のシンボルであると同時に観光名所としてまちづくりの拠点としての役割を担う史跡である。

## 第2節 構成要素の特定

史跡上田城跡の範囲と、史跡周辺（三の丸と小泉曲輪を含む上田城全体）の範囲を対象に、構成要素を抽出する。これらは、近世の上田城の城郭構造を表す「本質的価値を構成する諸要素」と、「本質的価値を保管する要素」、「近代以降に形成・付加された要素」に大別する。また、「近代以降に形成・付加された要素」には史跡の活用に伴い設置した要素も含まれる。

### （1）史跡上田城跡の構成要素（指定地内）

表 11 史跡の構成要素一覧（総括表）

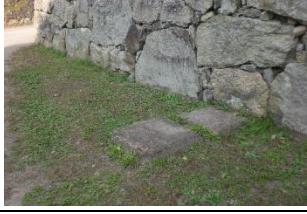
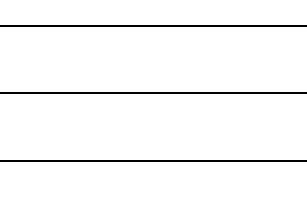
			本丸	二の丸	尼ヶ淵
史 跡 の 構 成 要 素	①本質的価値（城郭遺構）	地下に埋蔵される遺構（確認済の要素を列記）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土塹跡</li> <li>・真田期瓦出土層</li> <li>・西虎口北側石垣根石</li> <li>・西櫓東側石段</li> <li>・東虎口櫓門礎石</li> <li>・隅櫓基礎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堀跡（北東側）</li> <li>・西虎口櫓門礎石</li> <li>・西虎口石垣跡</li> <li>・部塙台石垣跡</li> </ul>	—
		地上で確認される遺構（堀・石垣等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西櫓台石垣</li> <li>・北櫓台石垣</li> <li>・南櫓台石垣</li> <li>・東虎口石垣（2箇所）</li> <li>・東虎口土橋石垣（2箇所）</li> <li>・西虎口石垣（1箇所）</li> <li>・西虎口土橋石垣（1箇所）</li> <li>・本丸上段石垣（一部）</li> <li>・土塁</li> <li>・堀</li> <li>・真田井戸</li> <li>・櫓礎石（3箇所）</li> <li>・西虎口櫓門礎石</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北虎口土橋石垣（2箇所）</li> <li>・土塁（東虎口北側、北側、西虎口北側、西虎口南側）</li> <li>・櫓台（西南隅、東南隅）</li> <li>・北虎口櫓門礎石</li> <li>・堀（南東側、南西側）</li> <li>・石樋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南櫓下下段石垣</li> <li>・南櫓下中段石垣（一部）</li> <li>・西櫓下下段石垣</li> <li>・真田神社下石垣（一部）</li> <li>・東側堀尻石垣</li> </ul>
		建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西櫓（県宝）</li> <li>・南櫓（移築復元）（県宝）</li> <li>・北櫓（移築復元）（県宝）</li> </ul>	—	—
		自然地形	—	—	・尼ヶ淵崖面
		樹木	—	—	—
		工作物	—	—	—
		地上で確認される遺構	—	・北虎口石垣（復元）	—
補完する要素	②本質的価値を補完する要素	建築物	・東虎口櫓門（復元）	—	—
	自然地形	—	—	—	
	樹木	—	—	—	
	工作物及び地下埋設物	—	—	—	
③その他（近代以降に形成された要素）	地下に埋蔵される遺構	・土橋下の暗渠排水	—	—	—
	地上で確認される遺構（石垣、石段、その他諸施設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西櫓台東側石段</li> <li>・西櫓台西側石垣</li> <li>・南櫓台石垣西側石段石垣</li> <li>・本丸上檀石垣（一部）</li> <li>・南櫓台東側法面石垣</li> <li>・北櫓台東側法面石積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上田監獄支署の石垣</li> <li>・本丸堀東側園路脇石垣</li> <li>・上田交通真田傍陽線軌道敷跡地</li> <li>・公会堂下駅跡地</li> <li>・市営テニスコート</li> <li>・駐車場（旧市民会館用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南櫓下中段石垣（一部）</li> <li>・真田神社下石垣（一部）</li> </ul>	

	建築物 ○は史跡の活用に伴い設置した要素	・眞田神社（本殿、拝殿、社務所、東屋、眞田幸村像、手水舎） ○東屋（1棟）	・旧市民会館 ・上田招魂社 ・平和の鐘 ○市立博物館（本館・別館） ○公衆トイレ（3棟） ○東屋（1棟）	
	自然地形	—	—	—
	樹木	・樹木（カエデ、ウメ、カシ、ソメイヨシノ等）	・花木園 ・耕作地（民有地） ・樹木（マツ、イチョウ、スギ、ソメイヨシノ等）	・樹木
	工作物及び地下埋設物 ○は史跡の活用に伴い設置した要素	・石碑（6基） ・公園施設（階段等） ○史跡標柱 ○史跡説明板（4基） ○消火栓（放水銃）及び貯水槽 ○ライフルライン（電気・上下水道）	・ラジオ塔 ・石碑・胸像（15基） ・二の丸橋 ・愛の鐘鉄塔 ・池 ○公園・便益施設（表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水呑み等） ○電話ボックス（1棟） ○史跡説明板（6基） ○ライトアップ施設 ○ライフルライン（電気・上水道）	

## ①本質的価値（城郭遺構）を構成する要素

範囲	分類	構成要素名称	解説	写真
本丸	地下に埋蔵される遺構 (確認済の要素を列記)	土壙跡	本丸東・北・西土壙上に設置された土壙の遺構	
		真田期瓦出土層	本丸上段の発掘調査にて地表面下2m前後に真田期の瓦が出土する層を検出	
		西虎口北側石垣根石	西虎口北側石垣跡地で検出された根石	
		西櫓東側石段	西櫓へ上る石段(西櫓台東側石段)下に残る近世期の石段(雁木)	
		東虎口櫓門礎石	近世の櫓門の礎石。 復元された櫓門の地下に埋設されている。	
		隅櫓基礎	北東隅2ヵ所、北西隅1ヵ所に残る櫓基礎遺構である小礎。	
本丸	地上で確認される遺構 (堀・石垣等)	西櫓台石垣	西櫓を支える石垣。 近世に積まれたものとされる。	

範囲	分類	構成要素名称	解説	写真
		北櫓台石垣	北櫓を支える石垣。 近世に積まれたものとされる。一部は近代に積みなおされている。	
		南櫓台石垣	南櫓を支える石垣。 近世に積まれたものとされる。	
		東虎口石垣 (2箇所)	東虎口櫓門両端の石垣。 近世に積まれたものとされる。昭和50年代に南櫓側の北面の解体修復を実施。	
		東虎口土橋石垣 (2箇所)	本丸東虎口前の土橋を支える石垣。 近世遺構だが上部は平成5年に修復されている。	
		西虎口石垣 (1箇所)	西虎口東側の石垣。 近世に積まれたものとされる。平成14年に一部で解体修復を実施。	
		本丸上段石垣 (一部)	本丸上段と下段を分ける石垣。 大部分は近代以降の積み直しだが、一部近世のものも残る。	
		土塁	本丸周囲に築かれた土塁。 近世のものだが南側の一部は近代以降に盛り直されたもの。	
		堀	本丸と二の丸を分ける堀。	

範囲	分類	構成要素名称	解説	写真
		真田井戸	真田神社境内にある井戸。近世の絵図でも描かれている。	
		櫓礎石	4・5・6号櫓跡地に残る真柱の礎石。 (写真は北西隅)	
		西虎口櫓門礎石	西虎口に残る櫓門の礎石。東側石垣西面下の2石が検出された礎石。西側の3石については発掘調査後に据えられたもの。	
	建造物	西櫓(県宝)	唯一移転等がなされず現存する櫓。	
		北櫓(県宝)	廃城後城外へ移築されたが、昭和24年に移築復元された。	
		南櫓(県宝)		
二の丸	地下に埋蔵される遺構 (確認済の要素を列記)	堀跡(北東側)	二の丸北東側堀跡の一部。	
		西虎口櫓門礎石	二の丸西虎口で検出された櫓門の礎石。	
		西虎口石垣跡	二の丸西虎口で検出された虎口を形成する石垣の根石。	
		蔀塀台石垣跡	二の丸東虎口に築かれた西側の蔀塀台の根石が検出されている。	
	地上で確認される遺構 (堀・石垣等)	北虎口土橋石垣(2箇所)	北虎口土橋の両脇に築かれた近世の石垣。東側の大半は児童遊園地造成時に埋められている。	

範囲	分類	構成要素名称	解説	写真
尼 が 淵		土壘(東虎口北側、北側、西虎口北側、西虎口南側)	二の丸の周囲に築かれた近世の土壘。	
		櫓台(西南隅、東南隅)	二の丸に建築予定だった櫓の予定地。絵図にも描かれているほか東南隅からは造成したと考えられる版築が検出されている。  (写真は南西隅にある櫓台)	
		北虎口櫓門礎石	北虎口に残る礎石。櫓門は実際には築かれなかったが、この礎石から建築予定だったと考えられている。 南側石垣北面沿いの西側 2 石は露出展示、その最西石の北側に 1 石(鏡柱礎石)は埋設保存されている。それ以外の石については発掘調査後に設置されたもの。	
		堀(南東側、南西側)	仙石期に整備された。 南東側は昭和 2 年～47 年まで上田交通真田傍陽線（上田温泉電軌北東線）の軌道敷及び駅として利用され、南西側は畠等に利用された。	
		石樋	二の丸北虎口橋下の石垣内に設けられたもの。 堀水を東から西へ通していた。元禄 15 年に木樋から石樋に替えられた。	
	地上で確認される遺構 (堀・石垣等)	南櫓下下段石垣	松平期に川による浸食防止のために築かれた。 緑色凝灰岩を主とし、打込みハギで積まれている。	
	南櫓下中段石垣 (一部)	近世末期から近代にかけて割玉石を用いて築かれた。		
	西櫓下下段石垣	仙石期に緑色凝灰岩を主として野面積み、打込みハギによって築かれたもの。		

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
		眞田神社下石垣 (一部)	仙石期に緑色凝灰岩を主として野面積み、打込みハギによって築かれたもの。	
		東側堀尻石垣	仙石期に緑色凝灰岩を主として野面積み、打込みハギによって築かれたもの。	
	自然地形	尼ヶ淵崖面	千曲川の河岸段丘形成に伴いできた崖面。 崖下に千曲川支流が流れおり天然の要害として城郭形成に大きな役割を果たした。	



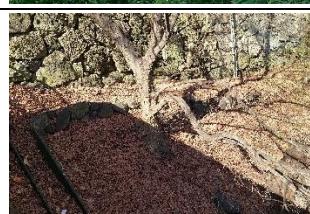
図 22 史跡の本質的価値を構成する要素図

②本質的価値を補完する要素

範囲	分類	構成要素名称	解説	写真
本丸	建築物	東虎口櫓門	平成4～5年に古写真等を基に復元されたもの。	
二の丸	地上で確認される遺構	北虎口石垣(復元)	平成5年度に復元された二の丸北虎口の石垣。	

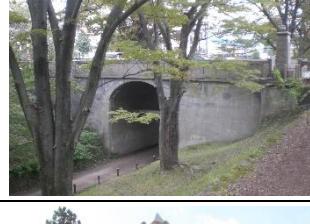
③その他の要素（近代以降に形成された要素）

範囲	分類	構成要素名称	解説	写真
本丸	地下に埋蔵される遺構	土橋下の暗渠排水	かつて本丸堀水を排出していた暗渠排水。設置時期は不明だが、近代以降のものと考えられる。 現在は使用されていない。	
	地上で確認される遺構 (石垣、石段、その他諸施設)	西櫓台東側石段	西櫓へ上る石段。 近代以降に積まれたもの。	
		西櫓台西側石垣	西櫓台石垣西側の一段下に積まれた石垣。 玉石を練積みで積まれている。	
		南櫓台石垣西側石段石垣	南櫓へ上る石段。 近代以降に設置されたもの。	
		本丸上段石垣(一部)	本丸上段と下段を分ける石垣。 大部分は近代以降の積み直しだが、一部近世のものも残る。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
本丸	建築物	南櫓台石垣東側法面石垣	南櫓台石垣東側の一段下に積まれた石垣。玉石を練積みで積まれている。	
本丸		北櫓台東側法面石積	北櫓台石垣東側の一段下に積まれた石垣。玉石を練積みで積まれている。	
	真田神社 (本殿、拝殿、社務所、東屋、真田幸村像、手水舎)	明治 12 年に旧松平藩士によって建てられた神社。現在では松平氏、仙石氏、真田氏を祀っている。		
	東屋(1 棟)	来訪者休憩用		
樹木	樹木(カエデ、ウメ、カシ、ソメイヨシノ等)	在来種の広葉樹が主体となっている。近代以降に植樹されたものとされる。  (写真はカエデ)		
本丸	工作物	史跡標柱	本丸跡であることを示す石製標柱	
		史跡説明板(4基)	遺構解説のための説明板  (東北隅櫓遺構の説明板)	
		石碑(6基)	上田市ゆかりの先人等を顕彰した石碑  (写真は上田藩戊辰役従軍紀念碑)	

範囲	分類	構成要素名称	解説	写真
		消火栓(放水銃)及び貯水槽	櫓の火災発生時に備え、消火のために設けられた設備  写真は消火栓（放水銃）	
		ライフライン(電気・上下水道)	外灯や各施設へ引かれた電気及び上下水道設備	
		階段	尼ヶ淵から本丸へ上の階段。	
二の丸	地上で確認される遺構 (石垣、石段、その他諸施設)	上田監獄支署の石垣	石垣は明治18年の上田監獄支署建築時に積み直されているが、一部で近世の石材を転用している。	
		本丸堀東側園路脇石垣	近代以降の公園造成時に積まれた石垣。	
		上田交通真田傍陽線軌道敷跡地	二の丸東側堀底を通っていた軌道敷跡。線路敷設部がそのまま歩道となっている。	
		公園下駅跡地	プラットホームが歩道の一部として残されている。	
		市営テニスコート	昭和3年設置のテニスコート。	
		駐車場(旧市民会館用)	旧市民会館の駐車場として整備されたもの。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
二の丸	建築物	旧市民会館	二の丸東側・武者溜り跡地に大正 12 年、上田市公会堂として建築。昭和 38 年に市民会館として建替えられ、平成 26 年閉館。	
		市立博物館	二の丸東側に昭和 40 年建築。上田城跡に関する資料の保存、展示等を行う。	
		上田招魂社(本殿、拝殿、社務所(赤松小三郎記念館))	明治 3 年に三の丸旧藩主屋形付近に建立され、明治 11 年に二の丸三十間堀北に遷座。明治 14 年に本丸西北隅に遷座。大正 12 年に二の丸北部(現在地)に遷座。	
		平和の鐘	城下町に時を知らせていた鐘で、安政年間の城下町絵図では丸堀に位置しており、数度の移転の後昭和 9 年に二の丸東虎口石垣上に移された。第二次大戦時に鐘が軍に接収されたが、昭和 47 年に復元された。現在では平和の鐘という名称になっている。現在は大手町自治会が年末に鐘を鳴らしている。	
		公衆トイレ(3棟)	来訪者用トイレとして利用。	
		東屋(1 棟)	来訪者休憩用として利用。	
二の丸	樹木	花木園	戦後に整備されたもの。多様な植栽がなされている。	
		耕作地	二の丸南西隅及び二の丸西側堀にある私有地。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
二の丸	工作物	樹木	マツやスギ等の針葉樹、イチョウやケヤキ等の落葉樹が多く、いずれも高木である。	
		史跡説明板 (6基)	遺構等解説のための説明板として設置。	
		公園・便益施設 (表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水呑み等)	上田城跡公園としての便益施設として整備されている。  (写真は水呑み場)	
		ライトアップ施設	旧市民会館に設置された本丸東虎口をライトアップする施設。	
		ラジオ塔	二の丸東側にあり、昭和 26 年以降に信越放送のラジオ放送を流すために設置されたと考えられる。現在は稼働していない。	
		石碑・胸像 (15基)	上田市ゆかりの先人等を顕彰した石碑  (写真は第二代上田市長勝保栄吉翁像)	
		二の丸橋	鉄道敷設のために架け替えられた橋。現在でも二の丸への主要な入口として利用されている。	
		愛の鐘鉄塔	昭和 36 年に建設され、当時は 1 日 4 回、現在では 3 回時間の節目等を知らせる音楽を放送。	
		ライフルライン (電気・上下水道)	外灯や各施設へ引かれた電気及び上下水道設備	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
		池	博物館前にある池。公園整備の過程で設けられた。	
尼 ヶ 淵	地上で確 認される 遺構 (石垣、石 段、その他 諸施設)	南櫓下中段石垣 (一部)	近世末期から近代にかけて割玉石を用いて築かれたが、東側半分が平成18年度に崩落に伴い練積みで補修された。	
		眞田神社下石垣 (一部)	仙石期に緑色凝灰岩を主として野面積み、打込みハギによって築かれたものを、一部補強コンクリートにて補強している。	



図 23 史跡内の近代以降に形成・付加された要素図

(2) 史跡周辺の構成要素（二の丸の一部、三の丸、小泉曲輪）

表 12 史跡周辺の構成要素一覧（総括表）

		二の丸・尼ヶ淵 (指定地外/都市公園範囲)	三の丸	小泉曲輪
①本質的価値 (城郭遺構)	地下に埋蔵される遺構 (確認済の要素を列記)	・二の丸堀跡	・中屋敷（作事場）跡 ・大手門跡 ・藩校跡 ・大手通り ・三の丸堀跡 ・藩主居館堀跡 ・藩主居館井戸跡①	—
	地上で確認される遺構 (堀・石垣等)	・百間堀 ・広堀 ・土壘 ・二の丸堀	・藩主居館井戸跡②	・小泉曲輪 ・捨堀
	建造物		・藩主居館跡（表門、土壠、土壘、濠、土蔵）（市指定）	—
	自然地形	—	—	・上田泥流層崖面
	樹木	—	—	—
	工作物	—	—	—
史跡の構成要素	②本質的価値を補完する要素	—	—	—
	地下に埋蔵される遺構	—	—	—
	地上で確認される遺構 (堀・石垣、その他諸施設)	・市営陸上競技場 ・市営野球場 ・やぐら下芝生広場 ・やぐら下多目的広場 ・上田交通真田傍陽線軌道敷跡	・道筋 ・大手門公園	・上田高校グラウンド
	建築物 ○は史跡の活用に伴い設置した要素	・相撲場 ・ボクシング場 ○公衆トイレ（3棟） ○東屋（3棟）	・旧上田市立図書館（市指定） ・小県上田教育会館 ・上田新参町教会 ・梅花幼稚園 ・市役所関連施設 ・上田市立清明小学校 ・上田市立第二中学校 ・長野県上田高等学校	・市民体育館 ・市営西テニスコート ・弓道場 ○公衆トイレ（1棟）
	自然地形	—	—	—
	樹木	—	—	—
③その他 (近代以降に形成された要素)	工作物及び地下埋設物 ○は史跡の活用に伴い設置した要素	・石碑・胸像（5基） ・浅間大溶岩 ・児童遊園地（鳥小屋含む） ○文化財説明板（6基） ○公園・便益施設（表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水呑み等） ○ライトアップ施設	○史跡標柱 ○文化財説明板（7基） ○公園等案内板	・石碑・胸像（2基） ○文化財説明板（1基）

①本質的価値を構成する要素

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
二の丸・尼が淵	地下に埋蔵される遺構 (確認済の要素を列記)	二の丸堀跡	二の丸北東側の堀については、昭和38年に埋め立てられ、児童遊園地が整備された。北側は残され、水路となっている。	
	地上で確認される遺構 (堀・石垣等)	百間堀	二の丸北側に設けられた水堀。昭和3年に市営陸上競技場が設置された。	
		広堀	二の丸北西側に設けられた水堀。昭和3年に市営運動場(野球場)が設置された。	
		土壙	広堀と捨堀を分ける土壙。平成30年の発掘調査にて版築が確認された。	
		二の丸堀	二の丸東側の二の丸橋より北側の堀。昭和2年から47年まで鉄道敷として利用され、その後遊歩道として利用されている。	
三の丸	地下に埋蔵される遺構 (確認済の要素を列記)	中屋敷(作事場) 三の丸堀跡 藩主居館堀跡 藩主居館井戸跡①	三の丸内の諸施設や三の丸堀の遺構	
	地上で確認される遺構 (堀・石垣等)	藩主居館井戸跡②	藩主居館(上田高校)内にある井戸跡	
	建造物	藩主居館跡(表門、土塀、濠、土蔵)(市指定)	近世の政庁跡。堀や土壙、文久3年(1863)築の土塀、寛政元年(1790)築の表門が残る。 現在は上田高校敷地となっている。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
小泉曲輪	地上で確認される遺構 (堀・石垣等)	小泉曲輪	上田城二の丸西側に設けられた曲輪。建造物や土壘等は設けられておらず、一時期「御茶屋」や「調練場」が設置されていた。	
		捨堀	広堀の西側に設けられた水堀。広堀と水路でつながり給水されていた。	
	自然地形	上田泥流層崖面	河川面と城郭面を分ける上田泥流層の崖面が一部で観察できる。	

## 史跡の本質的価値を構成する要素

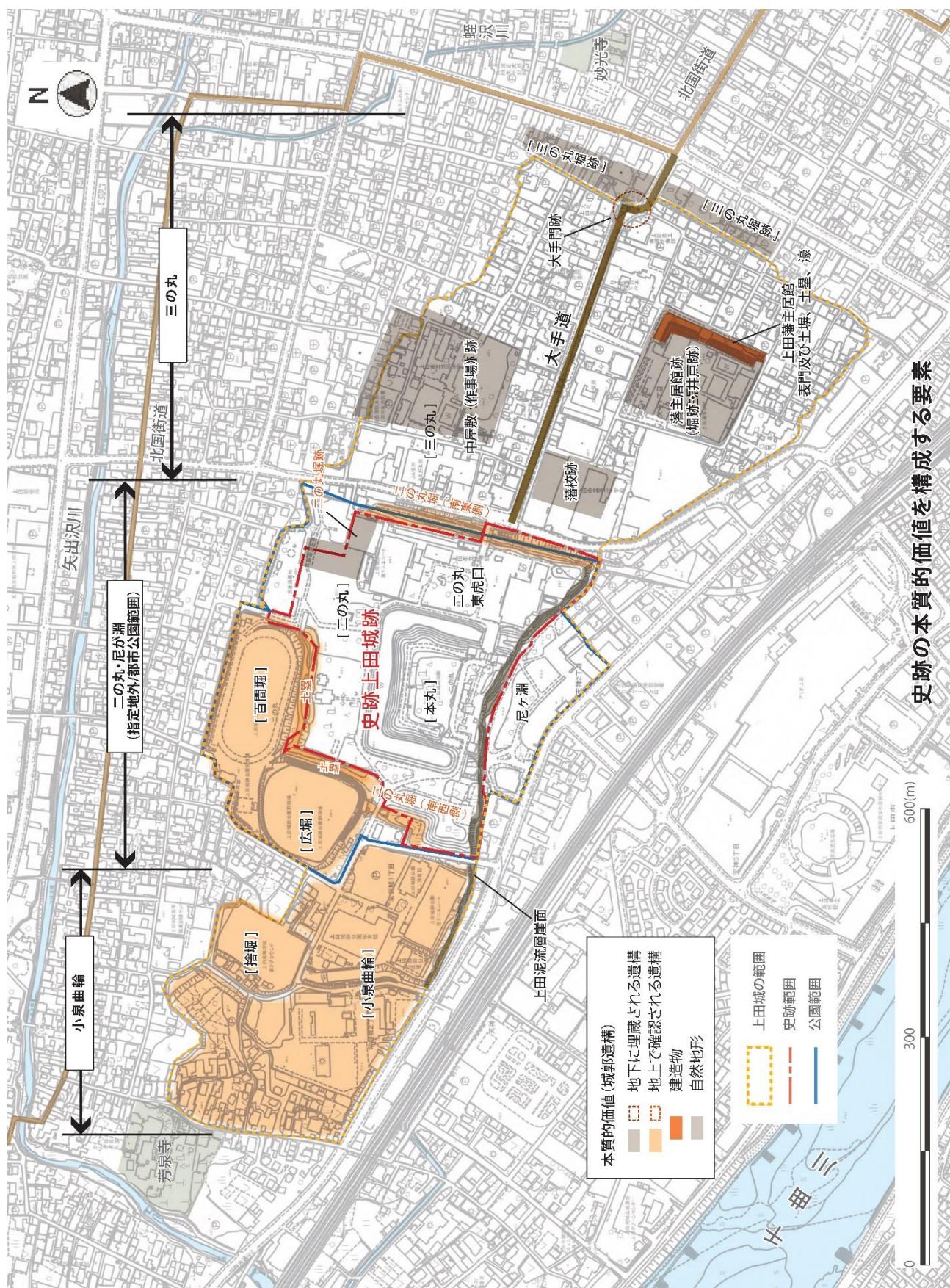


図 24 史跡外の本質的価値を構成する要素図

③その他の要素（近代以降に形成された要素）

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
二の丸・尼が淵	地上で確認される遺構（堀・石垣等）	市営陸上競技場	一部二の丸櫓台を崩しているが、ほぼ百間堀をそのまま利用して昭和 2 年(1927)に設置されたもの。	
		市営運動場(野球場)	広堀をそのまま利用して昭和 3 年(1928)に設置されたもの。	
		やぐら下芝生広場	近世は千曲川の支流が流れている場所だが、近代以降畠や工場等となり、平成 14 年(2002)に芝生広場として整備された。	
	やぐら下多目的広場	やぐら下多目的広場	近世は千曲川の支流が流れていた場所だが、近代以降畠や工場等となり、平成 14 年(2002)に多目的広場として整備された。	
		上田交通北東線軌道敷跡	昭和 2 年(1927)に上田駅から伊勢山まで上田温泉電軌北東線が開通。二の丸堀東側の堀底を掘り下げて軌道敷とし、二の丸東虎口の土橋を架け替えてトンネルを設置した。二の丸橋南側には公会堂下駅が設置され、昭和 47 年(1972)の廃線まで使用された。 現在でも二の丸橋及びプラットホームが残されている。	
	建築物	相撲場	昭和 3 年(1928)に百間堀跡地の陸上競技場西側に設置された。	
		ボクシング場	昭和 27 年(1952)に上田城跡公園体育館分館として建設。	
		公衆トイレ(3棟)	公園来訪者用に設置されたトイレ	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
三の丸	工作物	東屋（3棟）	公園来訪者休憩用に設置された東屋	
		石碑・胸像(5基)	上田市ゆかりの先人等を顕彰した石碑	
		浅間大溶岩	天明3年(1783)の浅間山大噴火の際に現東御市まで押し出されたとされる溶岩。平成14年(2002)まで上田駅前に据えられていたが、駅前再開発事業に伴い現在地に移された。	
		児童遊園地(鳥小屋含む)	二の丸北東側の堀を埋め立てて昭和4年(1929)に設置された児童公園。一角には動物も飼育されていた。	
		文化財説明板(6基)	遺構等解説のための説明板として設置。	
		公園・便益施設(表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水呑み等)	上田城跡公園としての便益施設として整備されている。	
		ライトアップ施設	西櫓及び南櫓をライトアップする施設。	
		地上で確認される遺構(堀・石垣等)	近代以降市街地化に伴い改変された場所も多いが、大手通や丸堀周辺など、近世の道筋が残っている場所も多い。	

範囲	分類	構成要素名称	解説	写真
		大手門公園	大手門跡北西側に設置された公園。	
	建造物	旧上田市立図書館	大正2年(1913)に建設された洋風建築の図書館。昭和44年(1970)まで使用され、その後は市役所分室や石井鶴三美術館等として使用され、平成27年、耐震改修等が必要となったことから使用されていない。	
		小県上田教育会館	昭和13年(1938)に小県上田教育会によって建設された洋風建築。	
		上田新参町教会	昭和9年(1934)に建設されたカナダ・メソジスト派の教会。外観の色等建設当時と異なる部分もあるが、基本的な構造等は残されている。	
		梅花幼稚園	明治35年(1902)にカナダ・メソジスト派の幼稚園として建設。かつては宣教師館が隣接していた。外壁がモルタル壁になるなど、後世に改修が行われているが、基本的な構造は残されている。	
		市役所関連施設	昭和42年(1967)年建築の本庁舎と昭和55年(1980)建築の南庁舎を中心とした施設。令和4年度に完了した本庁舎の建替え及び南庁舎の改修によりこの2棟及び東庁舎に集約された。	
		上田市立清明小学校	近世には作事場が置かれていた場所に大正5年(1916)、上田町立女子尋常高等小学校が置かれ、昭和34年(1959)に清明小学校として開校。	
		上田市立第二中学校	文化10年(1813)に文武学校(明倫堂)が設置された場所に明治6年(1873)に松平学校が開校。昭和22年(1947)に上田市立第二中学校が開校した。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
小泉曲輪	工作物	長野県上田高等学校	旧上田藩主屋形地に建つ高校。明治 28 年(1895)に長野県尋常中学校上田分校が現地に移転され、昭和 33 年(1958)に長野県上田高等学校と改称し現在に至る。 建築物のほとんどは現代建築物となつたが、藩主屋形時代の表門や濠、土塀、土壘、井戸や近代の土蔵等が残る。	
		史跡標柱	史跡上田城跡であることを示す石製の標柱。	
		文化財説明板	遺構等解説のための説明板	
		公園等案内板	公園内等を案内するための説明板	
小泉曲輪	地上で確認される遺構 (堀・石垣等)	上田高校グラウンド	捨堀の地形を利用して昭和 52 年(1977)に設置されたグラウンド。	
	建築物	市民体育館	昭和 45 年(1970)建設。 第二体育館は昭和 55 年(1980)に建設。	
		市営西テニスコート	昭和 47 年(1972)設置。	
		弓道場	昭和 53 年(1978)建設。	

範囲	分類	構成要素名称	解 説	写 真
	工作物	公衆トイレ	公園来訪者用に設置されたトイレ	
		石碑・胸像	市民体育館駐車場の一角に建てられた石碑及び銅像。	
		文化財説明板	遺構等解説のための説明板	

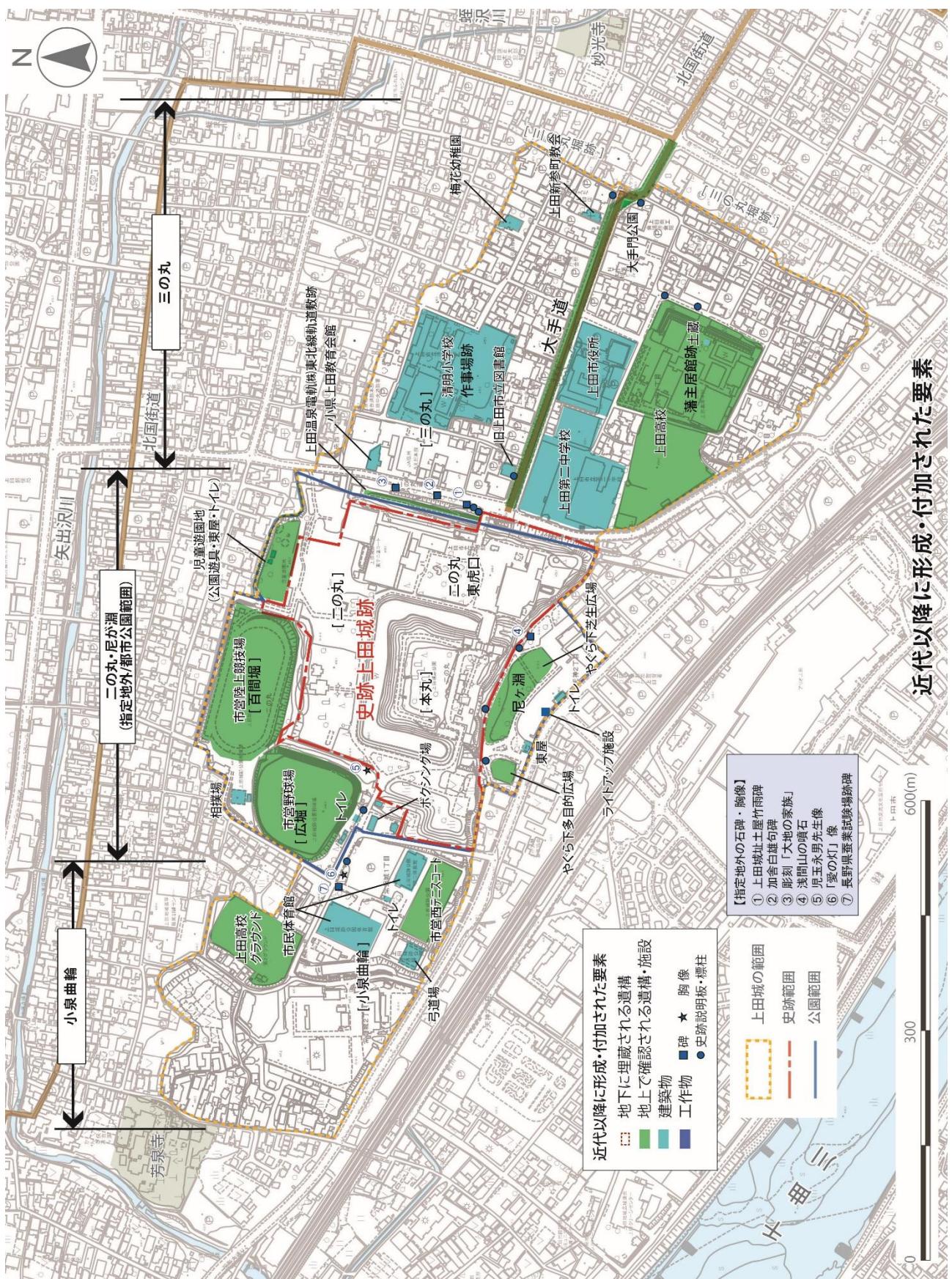


図 25 史跡外の近代以降に形成・付加された要素図

# 第5章 史跡の現状と課題

## 第1節 史跡指定地

### (1) 構成要素別の現状と課題

#### ①本丸

	名称	現状	課題
①本質的価値 (城郭遺構)	さ地位 れ下るに 遺埋構 蔵	土壙跡	遺構保存が図られている。
		真田期瓦出土層	
		西虎口北側石垣根石	
		西櫓東側石段	
		東虎口櫓門礎石	
	地上で確認される遺構 (堀・石垣等)	西櫓台石垣	孕みや石材の風化、間詰石の抜け落ち等が見られる。
		北櫓台石垣	
		南櫓台石垣	
		東虎口石垣(2箇所)	
		東虎口土橋石垣(2箇所)	
建造物	土塁	西虎口石垣(1箇所)	孕みや石材の風化、間詰石の抜け落ち等が見られる。
		本丸上段山石垣(一部)	
		土塁	間詰石の緩み、抜け落ち、石材のズレが見られる。
		堀	本丸堀に面している部分が水による浸食を受けている。
		真田井戸	崩落対策を講じる必要がある。
	櫓礎石	説明看板及び転落防止用の柵が設置されている。	土塁崩落対策とともに水質悪化対策も進める必要がある。
		西虎口櫓門礎石	露出展示されている。
	西櫓(県宝)	内部を一般公開されていない。	VRの活用や映像資料の提供等により内部の様子がわかる方法を検討する必要がある。
	北櫓(県宝)	内部が一般公開されているが、急な階段があるなどバリアフリー化できていない。	VRの活用や映像資料の提供等により、あらゆる来訪者が内部や櫓からの景色を知ることができる方法を検討する必要がある。
	南櫓(県宝)		

補②本質的要素を示す	建築物	東虎口櫓門	内部が公開されているが、バリアフリー化ができていない。	VR の活用や映像資料の提供等により、あらゆる来訪者が内部や櫓からの景色を知ることができる方法を検討する必要がある。
		遺構下	土橋下の暗渠排水	現在は使用されていない。
③その他(近代以降に形成された要素)	地上で確認される遺構	西櫓台石垣	危険を伴うような老朽化等は見られない。	
		北櫓台石垣		
		南櫓台石垣		
		東虎口石垣(2箇所)		
		南櫓台石垣東側法面石垣		
		北櫓台東側法面石積		
	建築物	眞田神社(本殿、拝殿、社務所、東屋、眞田幸村像、手水舎)	史跡内では主要な観光スポットとなっている。	
		東屋(1棟)	大きな破損等は見られない。	
	樹木	樹木(カエデ、ウメ、カシ、ソメイヨシノ等)	高木化し、景観への影響や根による遺構への影響が懸念される。	計画的な植生管理を行う必要がある。
	工作物及び地下埋設物	史跡標柱	大きな破損等は見られない。	
		史跡説明板(4基)	一部で日焼け等により見づらくなっているものがある。	修繕を検討する必要がある。
		石碑(6基)	管理者がわからないものがある。	管理者の特定や移転等について検討していく必要がある。
		消火栓(放水銃)及び貯水槽	設置から40年以上が経過し、老朽化している。	更新等を検討する必要がある。
		ライフライン(電気・上下水道)	・現在使用されていないものもあり、一部で埋設場所が明らかになっていない。	
		階段	急であるため登りづらいとの意見が多い。	

## ②二の丸

		名称	現状	課題
①城本郭質的構価値	され下るに遺埋構蔵	堀跡(北東側)	遺構の保存が図られている。	
		西虎口櫓門礎石		
		西虎口石垣跡		
		蔀塀台石垣跡		
	地上遺構	北虎口土橋石垣(2箇所)	西側については見ることができが、東側の大部分は埋め立てによりみることができない。	東側にも残されていることを周知する必要がある。
		土壘(東虎口北側、北側、西虎口北側、西虎口南側)	一部近代以降の改変がみられるが、概ね良好に残されている。	近世の城郭遺構であることが充分に認知されておらず、周知

		名称	現状	課題
		櫓台(西南隅、東南隅)		する必要がある。
		北虎口櫓門礎石	露出展示されている。	
		堀(南東側、南西側)	南西側は一部民有地がある。	所有者の意向も踏まえ、公有化を検討する必要がある。
		石樋	大きな破損等は見られない。	
②本質的価値	地上遺構	北虎口石垣(復元)	孕みや石材の風化、間詰石の抜け落ち等が見られる。	継続的な観察を行い、必要に応じて修復を行う必要がある。
③その他（近代以降に形成された要素）	地上で確認される遺構	上田監獄支署の石垣	孕みや石材の風化、間詰石の抜け落ち等が見られる。	継続的な観察を行い、必要に応じて修復を行う必要がある。 修復等の際に、近世の石材については慎重に取り扱う必要がある。
		本丸堀東側園路脇石垣	一部で孕みが見られる。	継続的な観察を行い、必要に応じて修復を行う必要がある。
		上田温泉電軌(株)東北線 軌道敷跡地	遊歩道として利用されている。	
		公会堂下駅跡地	階段の一部として利用され、大きな破損等は見られない。	
		市営テニスコート	史跡外への移転が予定されている。	移転後の整備方針を定める必要がある。
		駐車場(旧市民会館陽)	駐車場としては使用されておらず、園路の一部となっているが、武者溜り整備等のため一部立ち入り禁止としている。	
	建築物	旧市民会館	取り壊し後、武者溜りとして整備予定となっている。	
		市立博物館	・50年以上経過し、老朽化が進んでいる。 ・一部バリアフリーに対応していない。	・建替え等を検討する必要がある。 ・I C T技術の活用等により、あらゆる来訪者が展示内容を知ることができるよう検討する必要がある。
		上田招魂社(本殿、拝殿、社務所(赤松小三郎記念館))	多くの参拝客が訪れている。	
		平和の鐘	大晦日に地元自治会によって使用されているのみとなっている。	これまでも移転を繰り返していることから、全面改修等が必要な場合には史跡への移転も検討する必要がある。
		公衆トイレ(3棟)	一部老朽化が見られる。	適時に更新を進め、来訪者の利便性を確保する必要がある。
		東屋(1棟)	来訪者の休憩場所として利用されている。	

		名称	現状	課題
工作物及び地下埋設物	樹木	花木園	樹木の生長等により土壌の視認性が低下している。	城郭景観に配慮した植生管理を行う必要がある。
		耕作地	1箇所は耕作が行われていない。	所有者の意向を確認し、公有地化を検討する必要がある。
		樹木	高木化、老木化しているものもある。	落枝、倒木等の対策が必要。
	工作物及び地下埋設物	史跡説明板(6基)	老朽化等は見られない。	
		公園・便益施設(表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水呑み等)	公園化の過程で徐々に整備されており、老朽化やデザインの不統一がある。	史跡の活用に必要なものについては、計画的に更新を行う必要がある。
		ライトアップ施設	旧市民会館の取り壊しが予定されている。	取り壊し後のライトアップについて検討する必要がある。
		ラジオ塔	現在稼働していない設備である。	移設等を含めた検討を進める必要がある。
		石碑・胸像(15基)	管理者がわからないものがある。	管理者の特定や移転等について検討していく必要がある。
		二の丸橋	二の丸内への主要入口として利用されている。	
		愛の鐘鉄塔	老朽化が進行している。	大規模改修等が必要となった際にはその必要性も含め検討していく必要がある。
		ライフライン(電気・上下水道)	現在使用されていないものもあり、一部で埋設場所が明らかになっていない。	
		池	現在でも通水している。	

### ③尼ヶ淵

		名称	現状	課題
①本質的価値（城郭遺構）	構地上で確認される遺	南櫓下下段石垣	・平成14～17年に解体修復工事を実施。	継続的な経過観察が必要となる。
		南櫓下中段石垣(西側)	風化・孕み等は見られない。	継続的な経過観察が必要となる。
		西櫓下下段石垣	一部で風化・割れ・孕みが見られる。	継続的な観察を行い、必要に応じて修復を行う必要がある。
		眞田神社下石垣(一部)		
	地形	東側堀尻石垣		
③その他	構地上遺	尼ヶ淵崖面	これまでたびたび崩落している。	必要に応じて補強を行う必要がある。
		南櫓下中段石垣(東側)	風化・孕み等は見られない。	継続的な経過観察が必要となる。
		眞田神社下石垣(一部)		

## (2) 保存の現状と課題

### ①保存の現状

- ・史跡指定地は、上田市が史跡指定地は上田市が管理団体として保存管理を行っており、全域が都市公園「上田城跡公園」に位置付けられている。
- ・史跡内の現状変更については、文化財保護法に基づき文化庁許可が必要なものについては土地所有者から生涯学習・文化財課が許可申請を受け、長野県教育委員会を経由し、文化庁へ提出、許可を得ている。市の権限で許可できる軽微な変更については生涯学習・文化財課で内容を審査し、許可している。
- ・史跡内の除草等の日常的な維持管理は、各管理者が行い、公園利用に関する許可や指導は公園管理事務所で行っている。各管理者において現状変更が必要となる場合は、生涯学習・文化財課の指導のもと、進めている。
- ・史跡内は市有地の他、神社地(眞田神社、招魂社)と個人所有の畠がある。神社地については工事等の際に事前の相談や現状変更等の手続きが行われている。畠については耕作が行われている場所と行われていない場所がある。
- ・これまでの発掘調査により一部の石垣や土壘について、近代の積み直しであることが明らかとなってきた。
- ・樹木の日常的な剪定等は公園管理事務所が行っているが、保存管理計画で掲げている支障木の伐採等は進んでいない。
- ・遺構保存について、これまでに尼ヶ淵崩落防止工事や石垣基礎調査を実施している。建造物である3棟の櫓については、耐震診断が未実施である。

### ②保存の課題

- ・無耕作地については、所有者の意向も確認しながら公有地化を検討する必要がある。
- ・老木化・高木化により倒木や落枝の危険があるほか、一部で景観を阻害しているため、計画に沿った植生管理を行う必要がある。
- ・崩落等の進行状況について、継続的な経過観察を行っていく必要があるほか、3棟の櫓についても耐震診断を実施し必要に応じて耐震化工事を行う必要がある。
- ・発掘調査未実施地や実施済みだが遺構の検出ができていない場所について、近世期の状況が明らかとなっていない。

## (3) 活用の現状と課題

### ①活用の現状

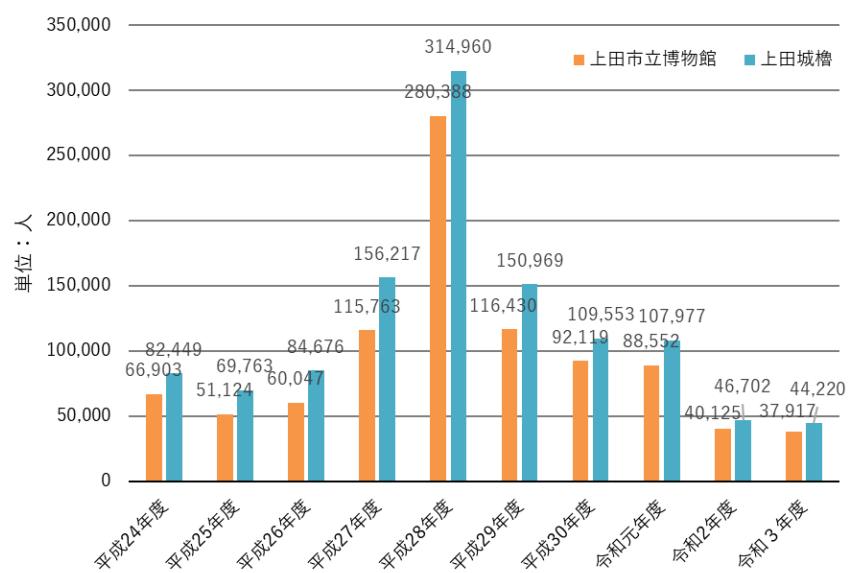
- ・史跡内を会場とした主なイベントは、「上田城千本桜まつり」「うえだこどもまつり」「上田眞田まつり」「上田城紅葉まつり」であり、毎年開催している大規模イベントが主となっている。上田城千本桜まつり期間中は史跡内の主要スポットがライトアップされ、史跡の演出や防犯に寄与しているが、設置・撤去費用や機材保管場所などの負担が大きい。

- ・表 12 のとおり、史跡内で公開している櫓へは過去 10 年平均で年間約 12 万人が、市立博物館へは 9.5 万人が訪れる。例年、春及び夏に来館者が多く、冬場は少ない傾向にある。また、史跡内へはこの他にウォーキングや公園利用者、スポーツ施設の利用者も多く見られる。

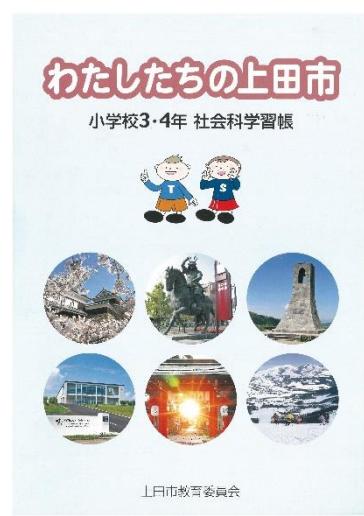


写真 12 上田城千本桜まつり

表 13 史跡上田城跡内施設 年度別入館者数



- ・城跡への来訪者の多くは 3 棟の櫓や櫓門を見学するが、天守等がないため、城郭見学として不十分との意見がある。
- ・現在の遺構が近世(仙石期以降)のものであることについて、文化財説明板では記載しているが観光客向けの表示や幟等のほとんどが真田氏を示すものであるため、真田期のものであると認識する来訪者も多い。
- ・学校教育においては、毎年小学 3 年生に歴史や文化財を含む地元学習の副読本『わたしたちの上田市』を配布しており、その中で上田城についても触れているほか、小学生の校外学習で上田城を訪れている。
- ・本丸 3 櫓及び櫓門は通常期でも夜間のライトアップが行われ、来訪者や近隣通行者、新幹線の乗客等へのイメージアップが図られている。
- ・平成 22 年には真田一族にゆかりのある長野県・群馬県内の



13市町村が「真田街道推進機構」を結成、平成18年には大阪城と友好城郭提携を行うなど、広域に連携しながらイベントにおけるブースの出展など上田城も含めた様々な情報発信を行っている。

- ・近世の上田城の様子を知るコンテンツとして、平成28年から令和元年までアプリ「VR上田城」を公開していたが、現在はマルチメディア情報センターによって一部がWEB公開されている。また、上田市立博物館ではその映像を現在放映している。



真田街道推進機構パンフレット

## ②活用の課題

- ・演出や防犯の観点から他期間でもライトアップの要望があり、設備の常設化及び史跡全体のライトアップ計画の検討が必要。
- ・上田城の城郭構造を総合的に伝えるパンフレットの作成等により、縄張りや史跡全域の遺構から城郭としての情報発信を進める必要がある。
- ・文化財説明板をより分かりやすくするなど、歴史・遺構の経過が来訪者にも理解しやすいようにする必要がある。
- ・「上田城千本桜まつり」等の大規模イベントは行われているが、市民団体等による中、小規模イベントの開催が少ない。
- ・上田城跡内を歩きながら近世期の様子を知ることができるコンテンツが限定的である。

## (4) 整備の現状と課題

### ①整備の現状

- ・今後整備が予定されている場所は、旧市民会館周辺を除き概ね発掘調査が終了している。
- ・これまで整備基本計画に基づき、発掘調査や本丸東虎口櫓門及び二の丸北虎口の整備、民家の移転、本丸堀の浚せつ等を実施してきた。現在は平成23年度改訂時の短期目標に掲げている二の丸東虎口及び武者溜りの整備、本丸北東隅櫓の復元的整備を進めている。
- ・上田市立博物館については、建設から本館・別館ともに約60年が経過し、老朽化が進行しているほか、収蔵庫が不足している状況である。

### ②整備の課題

- ・これまでの発掘調査成果について精査し、必要に応じて追加調査を検討するとともに、建造物について、資料調査を継続していく必要がある。
- ・平成23年の整備基本計画改訂時から10年程度が経過し、状況等に変化も出てきているため、再度改訂の必要がある。
- ・市内の他の博物館も含めた仮称博物館整備基本計画を策定し、移転も含めた方向性について定める必要がある。

## (5) 運営・体制の整備の現状と課題

### ①運営・体制の整備の現状

- 史跡上田城跡の管理団体は上田市であり、史跡の保存管理に関する事務は教育委員会生涯学習・文化財課が担当している。また、「史跡上田城跡整備専門家会議」を組織し、管理や整備方針に対して各専門分野の委員から意見を得ている。
- 一方、上田城跡公園の維持管理については都市建設部都市計画課が担当している。また、史跡内には公的施設として市立博物館やスポーツ施設があるほか、神社や畠などの民有地もあり、関係部署や所有者と連携するなかで史跡全体の管理を行っている。
- 平成2年度の整備基本計画策定以降、教育委員会が計画に掲げた整備の実現に向け、発掘調査および資料等の調査を進めてきている。

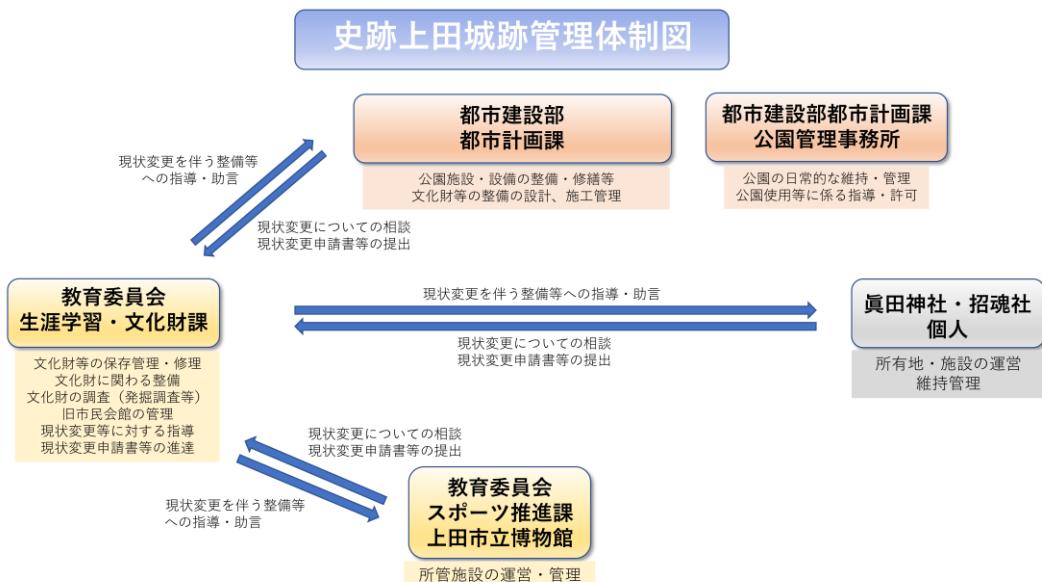


図 26 史跡内の管理体制図

### ②運営・体制の整備の課題

- 保存・整備・活用を円滑に進めていくために、関係部局における役割を整理し、連携を強化していく必要がある。
- 今後の整備にあたっては、市民全体の整備に対する気運の醸成が不可欠であり、住民自治組織や市民団体、地元住民との連携を強化し、PR活動等を推進して行く必要がある。
- 整備活用事業の推進のため、さらなる調査研究を進める必要があるが、専門知識や技術を有する職員が不足しており、体制が不十分である。特に発掘調査については、史跡の調査を担当できる若手・中堅職員が皆無であり、人材の育成が急務である。

## 第2節 史跡指定地周辺

### (1) 構成要素別の現状と課題

#### ①史跡周辺の構成要素 二の丸・尼ヶ淵

		名称	現状	課題
①本質的価値 (城郭遺構)	地上で確認される遺構		児童遊園地及び駐車場として活用されている。 平成27年の発掘調査により堀の法面が検出されている。	二の丸堀北東側全体の遺構残存状況が明らかになっていないため、調査を行う必要がある。
		百間堀	陸上競技場として利用されている。	
		広堀	市営野球場として利用されているが、施設の老朽化が進行している。	大規模修繕等が必要となった場合の方向性について検討していく必要がある。
		土塁		
		二の丸堀	ケヤキ並木遊歩道として利用されている。	ケヤキの落枝の危険性がある。
③その他 (近代以降に形成された要素)	地上で確認される遺構	市営陸上競技場	老朽化が進んでいるが、当面は修理をしながら使用するとの方向性が示されている。	改修等の際には遺構や景観の保護に留意する必要がある。
		市営野球場		
		やぐら下芝生広場	多くの来訪者があり、尼ヶ淵からの城郭景観を体感することができている。	
		やぐら下多目的広場		
		上田交通北東線軌道敷跡	二の丸橋及びプラットホームは良好に保存されている。	周辺の鉄道関連遺構が少なく、鉄道遺産としての広域的な活用ができていない。
	建築物	相撲場	現在も活用されている。	改修等の際には遺構や景観の保護に留意する必要がある。
		ボクシング場	現在も使用され、今後も改修して施設維持を行う方針であるが、将来的には城外に移転予定。	上田城跡体育館とあわせ長期的な視点での整備の方向性を検討していく必要がある。
		公衆トイレ(3棟)	多くの来訪者に利用されている。	
		東屋(3棟)		
	工作物及び地下埋設物	石碑・胸像(5基)	管理者がわからないものがある。	管理者の特定を進める必要がある。
		浅間大溶岩		
		児童遊園地(鳥小屋含む)	現在でも遊具や鳥小屋が設置され、多くの子供連れが利用している。	かつて上田城の堀であったことが十分に周知されていない。
		文化財説明板(6基)		
		公園・便益施設(表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水飲み等)	維持管理が良好に行われている。	

		名称	現状	課題
		ライトアップ施設	鉄道や道路から夜間でも櫓や尼ヶ淵が良好に見ることができている。	

## ②史跡周辺の構成要素 三の丸

		名称	現状	課題
①本質的価値（城郭遺構）	地下遺構	中屋敷(作事場) 三の丸堀跡 藩主居館堀跡 藩主居館井戸跡①	地下で保存が図られている。	
	遺地構上	藩主居館井戸跡②		
	建造物	藩主居館跡(表門、土塀、濠、土蔵)(市指定)	一部で老朽化が進行している。	状況を定期的に観察し、必要に応じ保存修理を図っていく必要がある。
③その他	地上遺構	道筋	舗装等は行われているが、道筋は良好に残されている。	住民等に十分に周知されていない。
		上田高校		
		大手門公園	東屋や滝が設置され、通行人の休憩場所となっている。	滝が石積みで構成されており、当時の石垣と誤解される可能性がある。
④文化財	建築物	旧上田市立図書館	現在は倉庫として使用されているが、老朽化が進行している。耐震改修見通しやその後の活用方法が決まっていない。	耐震改修や今後の活用方法について早急に検討する必要がある。
		小県上田教育会館	現在でも石井鶴三作品の展示室や事務所として使用されている。	
		上田新参町教会	教会として使用されている。	
		梅花幼稚園	幼稚園として使用されている。	
		市役所関連施設	東庁舎については老朽化が進行している。	取り壊しや改築等の際には遺構への影響について確認する必要がある。
		清明小学校	現在も使用されている。	
		上田第二中学校		
	工作物	上田高校	高校の敷地として日常的に使用されており、表門、土塀、濠、土壘は市指定文化財となっている。	門については、一部老朽化がみられるため、継続的な経過観察及び必要に応じた修理が必要である。
		史跡標柱	良好な状態で設置されている。	
		文化財説明板	良好な状態で設置されている。	設置した年代等により不統一のものもあり、更新等の際には留意する必要がある。
		公園等案内板	良好な状態で設置されている。	

### ③史跡周辺の構成要素 小泉曲輪

		名称	現状	課題
①本質的価値 (城郭遺構)	地上遺構	小泉曲輪	上田城跡体育館やテニスコート等の体育施設や工場が建てられている。	今後体育施設の移転が検討されており、その後の整備方針等について検討する必要がある。
		捨堀	堀地形をほぼそのまま上田高校のグラウンドとして使用されている。	
	形自然地	上田泥流層崖面	一部で崩落対策としての柵が設けられている。	崖面の定期的な観察を行い、必要に応じ対策工事等を検討する必要がある。
③その他	遺地構上	上田高校グラウンド	現在でも使用されている。	
	建築物	市民体育館	将来的には移転も含めた建て替えが検討されている。	移転後の整備方針を検討する必要がある。
		市営西テニスコート	今後城外への移転が予定されている。	
		弓道場	当面は施設の維持を行う予定となっている。	
	工作物	公衆トイレ	多くの来訪者に利用されているが、老朽化が進んでいる。	改修等を検討する必要がある。
		石碑・胸像	スポーツ推進課で管理しているが、劣化等は見られない。	
	文化財説明板	良好な状態で設置されている。		

## (2) 保存の現状と課題

### ①保存の現状

- 史跡周辺については、藩主居館跡や二の丸堀跡、小泉曲輪、武家屋敷など、近世遺構がある。  
上田藩主居館跡については市指定史跡、二の丸堀跡や小泉曲輪は都市公園の市有地、武家屋敷については未指定となっている。
- 中屋敷跡や大手門跡などの地下に埋蔵されている遺構については、周知の埋蔵文化財包蔵地として設定されている。開発行為が行われた場所については発掘調査により遺構の残存状況が把握されているが、それ以外については明らかとなっていない。

### ②保存の課題

- 未指定地については、担当部局や所有者と協議を進め、追加指定等も含めた保護措置を検討する必要がある。
- 開発行為等が行われる場合には必要に応じ発掘調査を行い、遺構の状況を確認する必要がある。

### (3) 活用の現状と課題

#### ①活用の現状

- ・藩主屋形跡は高校として、二の丸堀跡や小泉曲輪はスポーツ施設として利用されている。周辺には近世の状況を伝える看板が設置され、周知が図られているが十分に認識されているとは言えない。
- ・三の丸東側は近代以降開発が進み、近世の遺構の他に近代建造物や現代建造物が混在している。様々な時代や産業等ごとに紹介するパンフレットや刊行物、看板等により情報発信が図られている。近年ではそういった歴史的建造物をリノベーションした店舗がオープンし、連携してイベントを開催するなど、新たな活用が行われている。

#### ②活用の課題

- ・三の丸や小泉曲輪については、かつては城内であったことをパンフレット等の作成やまちあるきイベント、Web やアプリ上で発信する必要がある。
- ・歴史的建造物の活用が行われ始めているが、現在のまちなみ至った歴史的経過や価値が充分に周知されているとは言えない。様々なイベントや歴史的建造物を活かした店舗等と連携し、歴史的経過や価値について発信していく必要がある。



写真 13 歴史的建造物を活用したイベント

### (4) 整備の現状と課題

#### ①整備の現状

- ・三の丸東側は近代以降開発が進み、近世の遺構の他に近代建造物や現代建造物が混在している。旧上田市立図書館や上小教育会館など蚕都上田の繁栄を物語る建造物や上田新参町協会や梅花幼稚園など近代化を今に伝える建築物も残る。
- ・スポーツ施設については、当面は現状維持の方針となっているが、いずれも設置から 50 年以上経過し老朽化が進んでいる。市営野球場や市営陸上競技場等は当面維持される予定だが、市民体育館や市営西テニスコート等は今後城外への移転が予定されている。

#### ②整備の課題

- ・様々な時代の要素が混在しているため、整備の方針を設定し、計画的に進める必要がある。
- ・市営野球場や市営陸上競技場等については遺構に合わせた整備が行われているため、現状維持を認めるが、工事等の際には遺構への影響に配慮する必要がある。また、市民体育館や市営西テニスコート等の城外移転の際には発掘調査を実施し、遺構の確認を踏まえた整備方針を定める必要がある。

## (5) 運営・体制の整備の現状と課題

### ①運営・体制の整備の現状

- ・二の丸・尼ヶ淵の児童遊園地や芝生広場は都市計画課、陸上競技場や野球場、市民体育館などのスポーツ施設はスポーツ推進課が管理・運営を行っている。ボクシング場は民間が運営している。
- ・三の丸は市役所関連施設や学校施設（上田高校、第二中学校、清明小学校）、が多く、各施設管理者のもと日常の管理が行われている。上田高校には市指定文化財である表門・土壙・濠があり、日常の維持管理は高校が行っている。
- ・小泉曲輪の市民体育館、テニスコート、弓道場はスポーツ推進課が一体的に管理・運営を行っている。捨堀跡地は上田高校のサッカー用グラウンドとして利用されている。

### ②運営・体制の整備の課題

- ・史跡外についても、都市公園内はもとより、公園外のスポーツ施設も含め、史跡との関係を意識した管理・運営が求められ、連携を強化していく必要がある。
- ・藩主居館跡表門、土壙、濠、土塁について、今後修繕等が見込まれるが、県教委高校教育課、上田高校、市教委生涯学習・文化財課による連携に加え、歩道の修景も一体と捉え都市計画課との連携も必要となる。

# 第6章 大綱・基本方針

## 第1節 大綱

史跡上田城跡は上田泥流の押し出しにより形成された台地上にあり、天然の要害である尼ヶ淵と百間堀と呼ぶ大規模な堀などを巧みに配した城構えにより、真田昌幸が城主だった時代には、二度の徳川軍の襲来に耐えた堅牢な城である。ただし、関ヶ原合戦後に徳川方により破却され、現在見ることができる城跡は、仙石忠政が復興し、仙石氏・松平氏が維持した城の姿を現代に伝えるもので、第4章に掲げた「本質的価値」のほとんどは、この時期に形成されたものだと言うことができる。

明治維新を迎え、明治4年（1929）に兵部省により東京鎮台第二分営が置かれ、いったん「存城」となるが、2年後の明治6年（1931）に「廃城」とされて第二分営が撤退した後には、城地の払下げが進み、本丸への松平神社（真田神社の前身）設置を契機として公園化が進められた。昭和9年（1934）に国指定史跡となり、現在では史跡全域が都市公園にもなっている。

現状の上田城跡は、市民の憩いの場として親しまれている。そして、上田城千本桜まつりなどで多くの観光客が訪れている。今後も史跡とその周辺は、上田城及び城下町としての歴史的価値をわかりやすく伝えていくことが求められる。また、史跡内の土地は大半が既に公有化されているが、真田神社及び上田招魂社の境内地と民有地（畠）が所在しており、宗教活動、生産活動等に配慮しながら、関係者の理解と協力を得ていく必要がある。

こうした歴史的経過や現状、課題を踏まえ、史跡上田城跡保存活用の大綱を以下のとおり定める。

### 「史跡・観光・憩いの場」～市民とともに未来へつなぐ上田城跡～

1. 関連資料史料の調査研究の成果をもとにした保存整備を行い、史跡の価値や魅力を未来へ継承する。
2. 観光の拠点として、また、市民の憩いの場としても魅力的な史跡公園として整備する。
3. 市民や関係団体などと史跡の魅力や価値観を共有し、協働で整備活用を推進する。

## 第2節 基本方針

第1節のとおり、今後の史跡上田城跡の望ましい姿を、大綱として示した。次に「保存」「活用」「整備」「体制」に係る基本方針を示す。

### (1) 史跡の保存

各種調査の結果を踏まえ、史跡の本質的価値を構成する諸要素を特定し、それらを良好な状態で保存できるよう、適切な方法で実施する。

特に、史跡内には神社境内と民地（畠地）があり、それぞれ宗教、生産の場として市民が利用している。恒久的な史跡の保存にむけて、現状の宗教、生産活動を含む、史跡内における各種現状変更等の行為に対しての取扱いの方針と具体的な取扱い基準を定める。特に円滑な保存管理を行うために、日常の維持管理行為や維持の措置等の範囲を明確にする。

あわせて、史跡の本質的価値を保存するために必要となる、上田城跡の公有化や、追加指定の適切な範囲等を設定するなど、保存策を検討する。

### (2) 活用

上田城築城以降、様々な変遷をたどってきた歴史や構造、遺構について来訪者が体感し理解を深められるよう情報発信を進める。また、Web媒体や講座などのさまざまな手段を用いて来訪者のみならずより多くの人々が上田城について知り、興味を持つことができる機会を創出していく。

都市公園やスポーツ施設としての利用者も多いことから、府内他部局や各種団体等とも連携し多面的な活用を図る。

### (3) 二の丸の復元整備

上田城に特徴的な二の丸東虎口に設けられた武者溜りや三十間堀による堅固な防御施設を体感できるようにするため、古写真による検証を可能とする幕末の城郭構造を復元するという原則のもと、廃城後の歴史や都市公園としての役割にも配慮しつつ、整備・活用を進める。

また、市街地では貴重なものとなった緑地空間の維持に配慮する。

### (4) 管理運営体制の整備

将来にわたって継続的な保存と活用を行うために、運営の方法及びそれらを進めるうえで必要な体制を整備します。

# 第7章 保存管理の方向性と方法

## 第1節 保存管理の方向性

史跡指定地内における上田城跡の本質的価値を構成する要素は引き続き確実に保存・継承し、上田城跡の本質的価値をより明確にするための継続的な調査研究を進める。本質的価値を補う要素についても、本質的価値と同等の取り扱いにより保存管理を行う。また、近代以降に形成された要素についても本質的価値との関係性を整理し、保存が必要な要素については対策を講じる。

上田城跡を形成する自然環境や景観の保全を図るとともに、必要に応じて史跡の追加指定や公有地化を行い、城跡の適切な保護を図る。

## 第2節 保存管理の方法

### (1) 地区区分の設定および地区別方針

史跡指定地は、本丸地区、二の丸地区、尼ヶ淵地区の計3地区を基本的な地区区分としたうえで、土地利用の取扱い上の細分としてA地区（市の所有管理する範囲）、B地区（境内地及び耕作地）を設定する。これに、史跡指定地外ではあるが史跡と一体的に保存管理を行っている都市公園の範囲であるC地区（指定地外の都市公園）を加える。

合計6つの地区に対し、それぞれ構成要素について保存管理の方法を提示する。

このほか、三の丸および小泉曲輪地区についても基本的な方向性を示す。

表14 地区別の保存管理方針

地区名	基本方針
本丸地区 (A地区・B地区共通)	●史跡上田城跡で最も本質的価値が顕在化している地区であり、隅櫓3棟、土壘、堀をはじめ、石垣や礎石など、城郭構造を体感できる枢要な区域である。これらの建造物や遺構について、現状を適切に保存し、必要な修理を行う。
二の丸地区 (A地区・B地区共通)	●現存する遺構は現状を適切に保存し、必要な修理を行う。 ●近代・現代の施設については、維持や移設、撤去等の方針を個別に検討する。 ●便益施設や植生について史跡公園・都市公園としての環境を維持する。
尼ヶ淵地区	●良好な状態を維持している石垣は、現状を適切に保存する。石垣および景観の保護のため、樹木や草木を適切に管理する。 ●き損した石垣は、調査成果等を反映させて修復等の措置を講じる。 ●崖面の保護を行う際は、上田泥流層の風合いを維持する措置を検討し、対策を講じる。
二の丸・尼ヶ淵	●百間堀・広堀は、城が営まれていた当時の堀が良好に保存されている箇

C 地区（指定地外/都市公園範囲）	<p>所はないが、良好な状態を維持している土壙は、現状を適切に保存する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●き損した土壙は修復を行い、発掘調査等の成果を反映させて修復等の措置を講じる。</li> <li>●二の丸堀の地下遺構については、適切に保存を行う。</li> <li>●尼ヶ淵は、樹木等の適切な管理を行い、景観維持に努める。</li> </ul>
-------------------	---

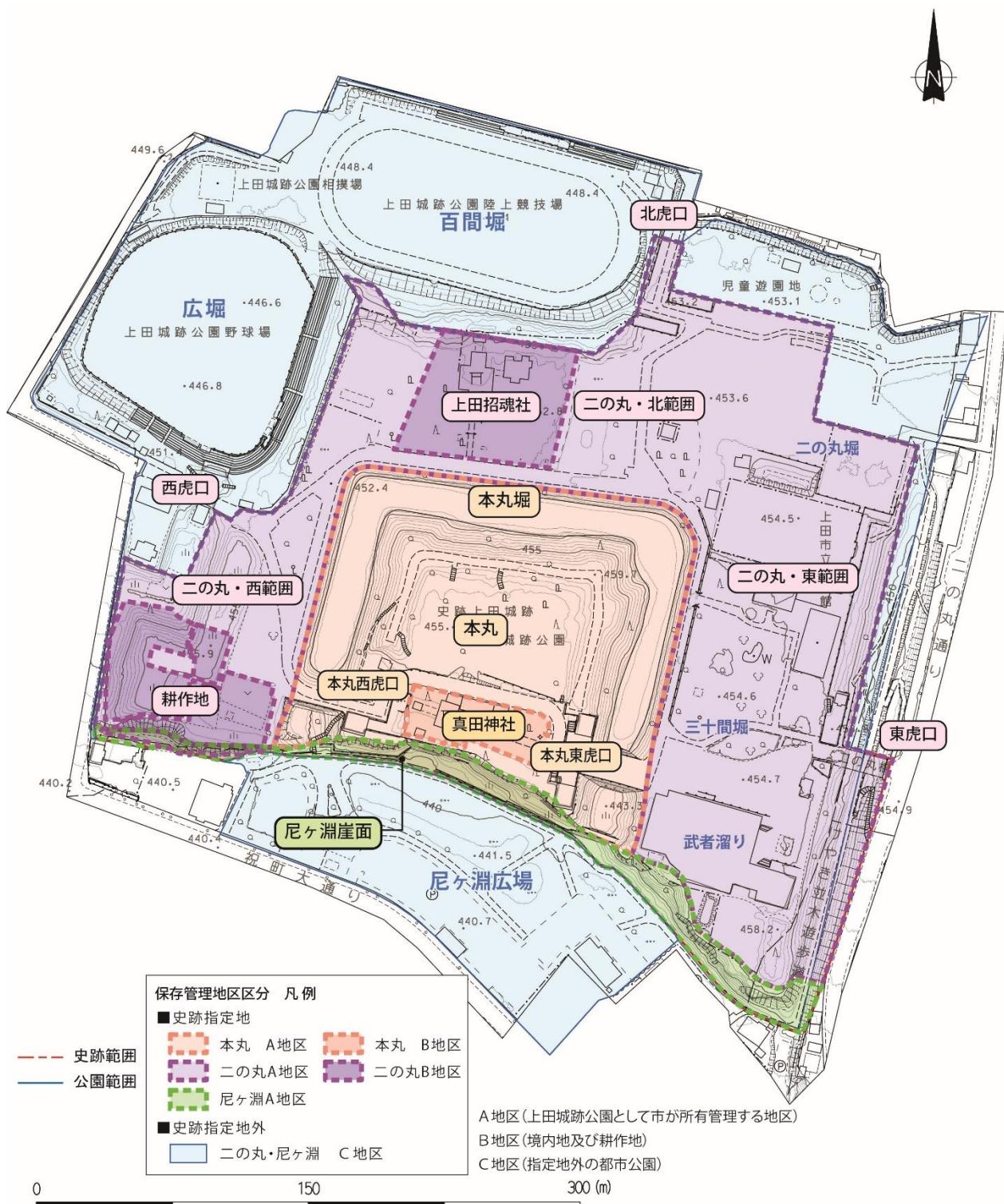


図 27 地区区分の設定考え方

## (2) 構成要素の保存管理（地区別）

### ■ 本丸 A 地区（市有地）

#### 〈本質的価値を構成する諸要素〉

##### ①地下に埋蔵される遺構（確認済の要素）

ア 隅櫓跡、土塀跡、真田期瓦出土層、西虎口北側石垣根石、西櫓東側石段、東虎口櫓門礎石

失われた本丸隅櫓のうち 3 基の遺構や土塀跡が発掘調査で検出されている。また、真田期の瓦出土層や近世の石垣根石、石段を確認しているほか、東虎口櫓門の礎石は復元された櫓門の下に埋設されている。これら地下遺構は、現地で適切に保存する。発掘調査や史跡整備の実施等の際には、地下遺構の保存を最優先とする。

##### ②地上で確認される遺構

ア 西・北南櫓台石垣、東虎口石垣、東虎口土橋石垣、西虎口石垣、西虎口土橋石垣、だんご山石垣

良好な状態を維持している石垣は、現状を適切に保存する。石垣および景観の保護のため、定期的にツタを除去する。遺構の現状を日常的に観察し、き損等の恐れのある場所の把握に努め、適切な対策を講じる。き損もしくはその危険が生じた石垣は、発掘調査や文献調査、3 次元レーザー測量の成果を反映させて解体修復等の措置を講じる。

#### イ 土塁

良好に保存されている土塁は、現状を適切に保存する。き損している箇所については、復元整備を実施する。また、隅櫓等の建造物を土塁上に復元整備する際には、適切な保護を図るとともに、発掘調査等の成果を反映させ、土塁の整備を実施する。

#### ウ 堀

堀は将来にわたって水面を保持していくこととする。水深は正保絵図に記される 2 間（約 3.6m）とするのが理想だが、城が営まれていた当時と水源が異なる（現在は雨水や地下水を使用）ことや公園利用者の安全確保上の問題から、現状の 50cm 程度を維持する。なお、自然環境の変化により水が確保できなくなった場合には、この限りではない。

堀の水質向上のために、堀底の堆積物については、しゅんせつ等の適切な管理を実施する。ただし、水質浄化については、堀本来の機能を考慮し、水が極端に透明となるような浄化は行わないものとする。

堀の法面の崩落が著しい箇所には保護措置を検討する。また、堀水による法面下部の浸食が著しい箇所には、遺構の保存と景観上の観点から措置を検討し、防止対策を講じることとする。

#### エ 真田井戸

地下遺構の状態は比較的良好である。現在、上部に木製構造物等はなく、経年変化により地上の石積みにズレが生じている。き損もしくはその危険が生じた場合には、文献調査等の成果を反映させて解体修復等の措置を講じる。

#### オ 櫓礎石（3 箇所）、西虎口櫓門礎石

土壘上の北東隅・北西隅の櫓跡地に残る心柱の礎石および西虎口櫓門の礎石は、現地で適切に保存する。

### ③建造物

#### ア 西櫓、南櫓、北櫓

現存する3棟の隅櫓は、現状を適切に保存し、必要な修理を行う。また、文化庁・長野県教育委員会および専門家の指導・助言を受けながら、耐震対策について検討し、必要な措置を講じる。南櫓・北櫓は内部を展示公開しており、史跡の理解促進に資するため今後も展示公開を継続しながら保存管理を行う。

#### 〈本質的価値を補完する諸要素〉

##### ①建造物

###### ア 東虎口櫓門

復元整備した東虎口櫓門は、適切に保存しながら、必要な修理を行う。南北櫓と接続していることから、両櫓とともに内部の展示公開を積極的に行う。

#### 〈その他（近代以降に形成された要素）〉

##### ①地下に埋蔵される遺構

###### ア 土橋下の暗渠排水

東虎口の地下で近代の暗渠排水跡が確認されており、現地で適切に保存する。

##### ②地上で確認される遺構

###### ア 西櫓台東側・西側石段、南櫓台石垣西側石段石垣、だんご山石垣、南櫓台東側法面石垣、北櫓台東側法面石積

現状を適切に保存する。遺構の現状を日常的に観察し、き損等の恐れのある場所の把握に努め、適切な対策を講じる。き損もしくはその危険が生じた石垣は、必要な修理を行う。

### ③建造物

#### ア 東屋

来園者の休憩所として機能しており、該当箇所での史跡整備が具体化するまでは、適切な維持管理を行い、利用を継続する。必要に応じて修理を行うが、その際は遺構の保護を優先する。

#### ④樹木

剪定・整枝等の適切な管理を実施し、都市公園としての環境を維持する。さらに、史跡としての景観や眺望の維持確保に努め、支障がある場合は改善策を講じる。

#### ⑤工作物及び地下埋設物

##### ア 石碑

日常的に観察し、き損等による危険防止に努める。史跡整備等にあわせ、計画的な移設を検討する。

#### イ 史跡標柱

日常的に観察・点検を行い、適切に維持管理する。

#### ウ 史跡説明版

日常的に観察・点検を行い、適切に維持管理する。必要に応じて修理・更新を行う。

#### エ 消火栓（放水銃）及び貯水槽

定期的に点検を行い、適切に維持管理する。必要に応じて修理・更新を行う。

#### オ ライフライン（電気・上下水道）

定期的に点検を行い、適切に維持管理する。

#### カ 公園施設（階段等）

定期的な点検と適切な維持管理を行い来訪者の安全な利用に供する。必要に応じて修理を行いうが、その際は遺構の保護に配慮する。

### ■本丸 B 地区（民有地）

#### 〈その他（近代以降に形成された要素）〉

##### ① 建造物

###### ア 真田神社（本殿、拝殿、社務所、東屋、真田幸村像、手水舎）

所有者により一帯の適切な管理を行う。連携体制を維持し、史跡の保護において連絡調整を行う。

##### ② 樹木

所有者により一帯の適切な管理を行う。連携体制を維持し、史跡の保護において連絡調整を行う。

### ■二の丸 A 地区（市有地）

#### 〈本質的価値を構成する諸要素〉

##### ① 地下に埋蔵される遺構（確認済の要素）

###### ア 堀跡（北東側）、西虎口櫓門礎石、西虎口石垣跡、薔薇台石垣跡

現地で適切に保存する。発掘調査や史跡整備の実施等の際には、地下遺構の保存を最優先とする。

##### ② 地上で確認される遺構

###### ア 北虎口土橋石垣（2箇所）、上田監獄支署の石垣

良好な状態を維持している石垣は、現状を適切に保存する。遺構の現状を日常的に観察するとともに、崩落など危険度の高い箇所は変位量計測等の実施も検討し、き損等の恐れのある場所の把握や未然防止に努め、適切な対策を講じる。き損もしくはその危険が生じた石垣

は、発掘調査や文献調査、3次元レーザー測量の成果を反映させて解体修復等の措置を講じる。

**イ 土壘（東虎口北側、北側、西虎口北側、西虎口南側）**

良好に保存されている土壘は、現状を適切に保存する。き損もしくはその危険が生じた場合は、修復等の措置を講じる。

**ウ 樓台（南東隅）**

地表面は近現代の改変を受けているが、歴史的景観を保持しており、今後も適切に保存し現在の形状を維持する。発掘調査や史跡整備の実施等の際には、地下遺構の保存を最優先とする。

**エ 北虎口櫓門礎石**

現地で適切に保存し、現在行っている遺構の露出展示を維持する。

**オ 堀（南東側）**

適切な管理を行い、現状を維持する。き損もしくはその危険が生じた場合は、修復等の措置を講じる。

**カ 石垣**

現地で適切に保存し、現在行っている遺構の露出展示を維持する。

**〈本質的価値を補完する諸要素〉**

**① 建造物**

**ア 北虎口石垣**

復元整備した北虎口石垣は、現状を適切に保存する。き損等の恐れのある場所の把握や未然防止に努め、適切な対策を講じる。き損もしくはその危険が生じた石垣は、3次元レーザー測量の成果を反映させて解体修復等の措置を講じる。

**〈その他（近代以降に形成された要素）〉**

**① 地上で確認される遺構**

**ア 本丸堀東側園路脇石垣**

適切に維持管理を行う。き損もしくはその危険が生じた石垣は、必要な修理を行う。

**イ 上田交通真田傍陽線軌道敷跡地**

二の丸堀の底を掘り下げた軌道敷の跡地で、現在は遊歩道となっており、形状を維持しながら適切な維持管理を行い、利用を継続する。

**ウ 公園下駅跡地**

鉄道跡を象徴する遺構の一つであり、現地で適切に保存する。

**エ 市営テニスコート**

計画的に移設する。

**オ 駐車場（旧市民会館用）**

市民会館閉館に伴い供用を停止している。今後の史跡整備にあわせ、撤去する。

**② 建造物**

#### **ア 旧市民会館**

計画的に解体撤去する。

#### **イ 市立博物館（本館・別館）**

老朽化が進んでおり、史跡外への移転を検討する。移転先等が具体化するまでは、必要な修繕等を行い、施設を維持する。

#### **ウ 平和の鐘**

当面は現地で維持管理を行い、今後の史跡整備に合わせて適地への移設を検討する。

#### **エ 公衆トイレ、東屋**

定期的な点検と適切な維持管理を行い、必要に応じて修理等を行う。史跡整備に合わせて要不要を整理し、撤去や移設等を検討し、史跡公園・都市公園として適切な環境を維持する。

### **③ 樹木**

#### **ア 花木園**

剪定等の適切な管理を行い、当面は現在の状態を維持する。二の丸南西櫓台跡地周辺の個人所有地の公有化後は、一体的な再整備を検討する。

#### **イ 樹木（マツ、イチョウ、スギ、ソメイヨシノ等）**

近世からある樹木、史跡の景観上有効な樹木を調査し、必要な樹木については保護する。ソメイヨシノを含む桜については、現状を維持し延命を図る。剪定・整枝等の適切な管理を実施し、都市公園としての環境を維持する。

遺構の保護に加え、史跡としての景観や眺望の維持確保に努め、支障がある場合は改善策を講じる。

### **④ 工作物及び地下埋設物**

#### **ア 公園・便益施設（表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水呑み等）**

定期的な点検と適切な維持管理を行い来訪者の安全な利用に供する。必要に応じて修理・更新を行うが、その際は遺構の保護に配慮する。

#### **イ 電話ボックス**

適切に維持管理を行い、利用を継続する。

#### **ウ ラジオ塔**

現地で維持するが、周辺の史跡整備に合わせて要不要、移設等を検討する。

#### **エ 石碑・胸像**

日常的に観察し、き損等による危険防止に努める。史跡整備等にあわせ、計画的な移設を検討する。

#### **オ 二の丸橋**

上田城跡への主要入場通路であり、近代鉄道遺構でもあるため、日常的に観察・点検を行い適切に管理し、現状を維持する。

#### **カ 愛の鐘鉄塔**

定期的な点検と適切な管理を行い、当面は現状を維持し、活用を継続する。

#### **キ 池**

周辺の史跡整備に合わせて要不要を検討する。

#### ク 史跡説明板

日常的に観察・点検を行い、適切に維持管理する。必要に応じて修理・更新を行う。

#### ケ ライトアップ施設

適切に維持管理し、施設の長寿命化を図る。夜間の活用や防犯の観点も含めたライトアップ計画を検討する。

#### コ ライフライン（電気・上水道）

定期的に点検を行い、適切に維持管理する。

### ■二の丸B地区（民有地）

#### 〈本質的価値を構成する諸要素〉

##### ① 地上で確認される遺構

###### ア 檜台（南西隅）

8箇所存在したとする檜台の中で、良好な状態で保存されている。公有地化し保護を図るために、所有者との連絡体制を維持する。

###### イ 堀（南西側）

遺構が良好な状態で保存されており、公有地化し保護を図るために、所有者との連絡体制を維持する。

#### 〈その他（近代以降に形成された要素）〉

##### ① 建造物

###### ア 上田招魂社

所有者により一帯の適切な管理を行う。連携体制を維持し、史跡の保護において連絡調整を行う。

##### ② 樹木

所有者により一帯の適切な管理を行う。連携体制を維持し、史跡の保護において連絡調整を行う。

##### ③ 工作物及び地下埋設物

###### ア 石碑・胸像

所有者により一帯の適切な管理を行う。連携体制を維持し、史跡の保護において連絡調整を行う。

### ■尼ヶ淵地区

#### 〈本質的価値を構成する諸要素〉

##### ① 地上で確認される遺構

**ア 南櫓下下段石垣、南櫓下中段石垣（一部）、西櫓下下段石垣、眞田神社下石垣（一部）、東側堀尻石垣**

良好な状態を維持している石垣は、現状を適切に保存する。石垣および景観の保護のため、定期的に除草等を実施する。遺構の現状を日常的に観察し、き損等の恐れのある場所の把握に努め、適切な対策を講じる。き損もしくはその危険が生じた石垣は、発掘調査や文献調査、3次元レーザー測量の成果を反映させて解体修復等の措置を講じる。

**② 自然地形**

**ア 尼ヶ淵崖面**

日常的に観察を行い、き損等の恐れのある場所の把握に努める。崩落の危険性がある場合には、上田泥流層の風合いを失うことのないように配慮した方法を検討したうえで、措置を講じる。

**〈その他（近代以降に形成された要素）〉**

**① 地上で確認される遺構**

**ア 南櫓下中段石垣（一部）、眞田神社下石垣（一部）**

現状を適切に保存する。遺構の現状を日常的に観察し、き損等の恐れのある場所の把握に努め、適切な対策を講じる。き損もしくはその危険が生じた石垣は、必要な修理を行う。

**■二の丸・尼ヶ淵C地区（指定地外/都市公園範囲）**

**〈本質的価値を構成する諸要素〉**

**① 地下に埋蔵される遺構（確認済の要素）**

**ア 二の丸堀跡**

現地で適切に保存する。発掘調査や史跡整備の実施等の際には、地下遺構の保存を最優先とする。

**② 地上で確認される遺構**

**ア 百間堀、広堀、土塁、二の丸堀**

現地で適切に保存する。発掘調査や史跡整備の実施等の際には、地下遺構の保存を最優先とする。

**〈その他（近代以降に形成された要素）〉**

**① 地上で確認される遺構**

**ア 市営陸上競技場、市営野球場**

当面の間は施設を適切に管理しながら使用する。かつて堀であった地形を保持していることから、現状の景観維持に努める。機を捉えて発掘調査を実施して遺構の確認を行い、重要な遺構等が確認された場合は保護措置を講じる。

#### **イ やぐら下芝生広場**

憩いの場であり、イベント会場としても使用されるため、適切に維持管理を行う。眺望に優れた場所であることから、現状の景観維持に努める。

#### **ウ やぐら下多目的広場**

施設を適切に管理しながら使用する。眺望に優れた場所であることから、現状の景観維持に努める。

#### **エ 上田交通真田傍陽線軌道敷跡**

二の丸堀の底を掘り下げた軌道敷の跡地で、現在は遊歩道となっており、形状を維持しながら適切な維持管理を行い、利用を継続する。

### **(2) 建築物**

#### **ア 相撲場、ボクシング場、公衆トイレ、東屋**

定期的な点検と適切な維持管理を行い、必要に応じて修理等を行う。

### **(3) 工作物及び地下埋設物**

#### **ア 石碑・胸像**

日常的に観察し、き損等による危険防止に努める。

#### **イ 浅間大溶岩**

現地で適切に維持管理する。

#### **ウ 児童遊園地**

定期的な点検と適切な維持管理を行い、必要に応じて修理・更新を行うが、その際は遺構の保護に配慮する。

#### **エ 文化財説明板**

日常的に観察・点検を行い、適切に維持管理する。必要に応じて修理・更新を行う。

#### **オ 公園・便益施設（表示板、照明灯、遊歩道、階段、ベンチ、水呑み等）、ライトアップ施設**

定期的な点検と適切な維持管理を行い来訪者の安全な利用に供する。必要に応じて修理・更新を行うが、その際は遺構の保護に配慮する。

## **■三の丸**

藩主居館や作事場、大手門、三の丸堀といった地下遺構が点在し、武家屋敷の面影を保存する建造物もわずかに見られる。所有者や管理者の協力を得ながら、遺構の保護を図る。三の丸の区域全体については、埋蔵文化財包蔵地・上田城跡（遺跡番号上田 66）として開発行為等に伴う発掘調査を市民の理解と協力を得ながら実施し、三の丸の遺構の状況についてデータを蓄積していくこととし、重要な遺構等が確認された場合は保護措置を講じる。

## **■小泉曲輪**

体育館やテニスコートなどの体育施設等が所在しているが、当面の間はこれを適切に管理し、必要な修理等を行い維持する。施設の更新については、総合的な計画や防災の視点も含め、場所の検討を行う。

今後、発掘調査が行われていない区域については、機を捉えて発掘調査を実施し、重要な遺構等が確認された場合は保護措置を講じる。

### (3) 植生の管理

史跡上田城跡の植生は、全体的に落葉樹を主体とする公園植栽地として良好に維持管理・育成されており、春の「上田城千本桜まつり」や秋の「紅葉まつり」などでも賑わう公園緑地として広く親しまれ、重要な観光拠点ともなっている。主体となる公園樹木は、全体に調和がとれたものとなっているが、局部的な密植個所や高木化による史跡の景観阻害などもみられ、今後の史跡管理・整備において長期的な視点に立って、城郭の表現との調和を図っていくことが求められる。また、利用者や構造物等に対する防災の観点から安全確保に努める。

植生を含めた史跡の景観は、上田城跡の城郭構造を表現するために重要な事項であることから、近世の絵図に示される樹木や近代の写真等を調査し、史跡整備の進捗も考慮しながら植生計画に反映させる。また、史跡としての景観や眺望確保の観点からも既存の樹木を評価し、特に「上田城跡の東側における二の丸から本丸への景観」と「尼ヶ淵からの景観」を重視するなかで、支障となる樹木は整枝や伐採を検討する。また、遺構に悪影響のある樹木についても剪定や伐採を進める。ただし、都市公園として長年にわたり市民や観光客に親しまれている現状を踏まえ、段階的な植生整備を基本とし、長期的な取り組みのなかで史跡と都市公園との調和がとれた景観を形成していく。

### 第3節 現状変更等の取扱い

#### (1) 現状変更等の取扱いに関する基本的事項

- 史跡の本質的価値及び本質的価値を構成する諸要素、史跡の景観に対して悪影響を及ぼす行為については、原則として認めないことを前提とする。
- 史跡の保存と活用を目的として実施する調査や整備等における現状変更等は、史跡の本質的価値に悪影響を与えない、もしくは最小限にとどめることを条件として許可を行う。
- 現状変更等を行おうとする事業主体は、文化庁、長野県教育委員会、上田市教育委員会と事前協議のうえ、必要な手続きを行う。ただし、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された行為は、上田市教育委員会がその事務を行う。
- 「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急処置」、「保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの」については、許可申請不要とされているが、災害等で史跡にき損が生じた場合には「き損届」を、復旧しようとする場合には「復旧届」を文化庁長官に提出する。
- その他、史跡の環境を整え、価値を維持するために日常的に行われる管理行為については、許可申請不要とする。

#### (2) 現状変更等の許可の区分

史跡において現状変更等の許可申請の対象となる行為、または史跡において現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等）をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならない（文化財保護法第125条）。国機関が現状変更等を行う場合には、文部科学大臣を通じて文化庁長官の同意を求めなければならない（文化財保護法第168条）。

##### ①現状変更等の許可が必要な行為（文化庁長官による許可）

- ア 建築物・構造物の新築、増築、改築、移転、除去
- イ 工作物の設置、撤去、改修
- ウ 公園管理に伴う修繕等の行為
- エ 土地の掘削、切土盛土等による土地の形状の変更
- オ 木竹等の伐採、移植、植栽
- カ 発掘調査等の土地の掘削を伴う調査及び史跡の保存整備
- キ 地中に埋設された水道管等の設置、撤去
- ク その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

##### ②上田市教育委員会による許可が必要な行為

前項に示した文化財保護法第125条による現状変更が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、現状変更の許可及びその取り消し並びに停止命令を上田市教育委員会が行う。

- ア 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつ

て、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築。

- イ 工作物（建築物を除く。）の設置もしくは改修（改修にあっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）または道路（園路を含む）の舗装もしくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）。
- ウ 文化財保護法第 115 条第 1 項に規定する史跡の管理に必要な施設（標識、説明板、境界標、囲いその他の施設）の設置または改修。
- エ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置または改修。
- オ 建築物等の除却（建築または設置の日から 50 年を経過していない建築物に係るものに限る。）。
- カ 史跡の保存活用に影響を及ぼす木竹の伐採。

### ③現状変更等許可が不要な行為

維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、許可を受けることは不要とされている（文化財保護法第 125 条）。ただし、これらの行為を実施する際には、上田市教育委員会と事前協議をするものとする。

#### ア 維持の措置

- ・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡をその指定当時の現状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。
- ・史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

#### イ 非常災害のために必要な応急措置

- ・地震、台風等の災害による石垣や土塁、崖面の崩落、土砂の流出など、き損の拡大を防止するための応急措置。
- ・被災後に崩壊又はその危険性のある建築物、工作物、樹木、石垣石材、土砂などの除去するとき。

#### ウ 保存に及ぼす影響が軽微なもの

- ・土地の形状の変更を伴わない工作物などの維持管理に係る作業、修理、改修、撤去
- ・既存の仮設物の移動（ベンチ、看板等）
- ・建築物、工作物、園路等の小規模な修繕
- ・打設や土地の形状の変更を伴わない一時的な仮説看板等の設置
- ・堀（浚渫工事は除く）、水路の清掃
- ・指定以前から土地の所有権を有し、地下遺構面をき損する方法で、現在の作物ないし同種の作物を栽培する農業行為

### (3) 現状変更等の取扱い基準（地区別）

指定地における現状変更等の取扱い基準について、地区別に示す。

表 15 現状変更等の取扱い基準一覧

現状変更等の行為	具体例	現状変更等の取扱い基準			
		本丸 A	二の丸 A	本丸 B・二の丸 B	尼ヶ淵 A
建築物の新築・増改築・除去	近代以降の建築物の増改築・改修・除去、建築物の新築	・除去以外は原則として許可しない。	・新築は原則として許可しない。 ・既存建築物は、現在の用途において活用および安全管理上不可欠であるものについて、必要最小限の改修は許可する。	・神社においては、活動上および来訪者の安全管理上不可欠であるものについて、遺構の保護や景観への配慮を前提として必要最小限の範囲で許可する。 ・耕作地においては、除去以外は原則として許可しない。	・許可しない。
活用のための施設の設置・改修・撤去	案内板・解説版・ベンチ・東屋・トイレ・水道・照明設備・園路・柵・階段・手すり・自動販売機・券売所・ガイドバス施設等の設置・改修・撤去		・保存管理・公開活用において不可欠である場合、必要最小限の範囲で、遺構の保護や景観への配慮を前提として許可する。		
土地の形状の変更	土砂採取、掘削、削平、埋立、盛土、その他の地形改变等	・許可しない。	・原則として許可しない。ただし、史跡整備等において必要であり、やむを得ない場合は、必要最小限の範囲で遺構の保護や景観への配慮を前提として、史跡の保存に悪影響を与えないことを条件に認める。		・許可しない。
伐採	樹木伐採	・枯死や樹勢の衰えた樹木などの危険木、史跡の保存管理や活用に悪影響のある樹木、整備に際し必要かつ最小限度の支障木の伐採については許可する。 ・伐根は原則として許可しないが、史跡整備等において必要であり、やむを得ない場合は、周辺の遺構の有無を確認し、地下遺構に影響のない範囲で認める。			
植栽	新規植栽、移植	・原則として許可しない。	・遺構や史跡の景観に悪影響を及ぼす恐れがあるものは許可しない。 ・史跡および都市公園としての活用や景観形成において必要なものに限り、遺構の保護および景観への配慮を前提として必要最小限の範囲で許可する。	・原則として許可しない。 ・耕作地においては、現在の作物ないし同種の作物を栽培する農業行為に限り、遺構の保護及び景観への配慮を前提に許可する。	・原則として許可しない。
土地の掘削を伴う調査	発掘調査、地質調査等		・目的を明確にしたうえで必要最小限度の調査範囲とし、遺構の保存を原則とする。		

現状変更等の行為	具体例	現状変更等の取扱い基準			
		本丸 A	二の丸 A	本丸 B・二の丸 B	尼ヶ淵 A
その他の調査	建造物調査 (サンプル採取等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存管理や本質的価値の顕在化を図るために必要である場合、価値を著しく損なわない方法によるものに限り許可する。</li> </ul>		—	
史跡の保存整備	堀・土塁・石垣等遺構の改修、堀の浚渫	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として保存のための行為以外は許可しない。</li> <li>遺構の保存管理や安全確保の観点からやむを得ない改修については、学術的調査の成果に基づく方法により、遺構の保護を前提に許可する。石垣の改修は、必要最小限の解体範囲で実施するものに限る。</li> <li>堀の浚渫は、保存管理上必要な範囲において、遺構の保護を前提に許可する。</li> </ul>		—	
	歴史的建造物の改修・復元 (復元的整備)、復元建造物の修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存管理上必要である場合、学術的調査の成果に基づく改修は許可する。</li> <li>復元あるいは復元的整備については、本質的価値の顕在化を図り、史跡の価値を高め、活用に資するものであり、かつ、学術的調査に基づく事業である場合、遺構の保護や景観への配慮を前提として許可する。</li> </ul>		—	
工作物の設置・改修・撤去	石碑・胸像等の設置・改修・除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>除去以外は原則として許可しないが、安全管理上やむを得ない場合に限り、応急的な改修を許可する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>新規の設置は許可しない。</li> <li>安全管理上必要な場合は、遺構の保護や景観への配慮を前提として改修を許可する。</li> <li>本丸や整備予定地の対象物に移設の必要が生じた際、移設先の用意や調整に期間を要する等の事情によりやむを得ない場合は、遺構の保護や景観への配慮を前提として、史跡の保存活用に悪影響を与えない場所への設置を認める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>神社の活動において必要であるものについては、遺構の保護や景観への配慮を前提として史跡の保存に悪影響を与えないことを条件に許可する。</li> <li>耕作地においては許可しない。</li> </ul>
	防火施設・防犯施設・上下水道設備・電気通信設備、その他簡易構造物等の設置・改修・除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存管理・整備活用において必要なものに限り、遺構の保護および景観への配慮を前提として許可する。</li> <li>埋設されている電線・ガス管・上下水道設備等の改修については、原則として規格・規模・位置の変更を伴わないこととする。</li> </ul>		・許可しない。	

#### (4) 災害復旧

災害等により史跡にき損が生じた場合には「き損届」を文化庁長官に提出しなければならない（文化財保護法第33条、118条）。また、復旧する場合は「復旧届」を文化庁長官に提出する（文化財保護法第127条）。

#### (5) 維持管理行為

史跡の環境を維持するための植生の手入れ（草刈り、ツタ除去、枯損木・倒木処理、剪定、

添え木等の設置、病害虫防除、その他植生の日常的な管理行為)、街灯や防火設備など機器の清掃・保守点検、園路等の簡易な補修、清掃作業等の日常的な維持管理行為については、許可申請手続きが不要な行為とする。

## 第4節 史跡追加指定の考え方

現在の史跡範囲は本丸全域と二の丸の一部であり、百間堀・広堀や小泉曲輪、尼ヶ淵等の範囲は指定地には含まれていない。また、三の丸にも史跡の本質的価値を構成する要素として位置づけられる、藩主居館跡や中屋敷（作事場）跡などが分布している。これらは国史跡の指定はされていないものの、上田城跡の本質的価値を理解するうえで重要な遺構であり、保護を図る必要がある。

特に、指定地に隣接する二の丸橋北側の二の丸堀跡は遺構が良好に残っており、城郭の構造を現在に伝える重要な範囲である。また、三の丸の藩主居館跡は、関ヶ原合戦以降、廃城に至るまで藩政が行われた場所であり、現在は高等学校敷地となっているが、表門、土塀、濠（堀）、土塁が市指定文化財として保存されている。尼ヶ淵についても、遺構の存在は確認されていないが、史跡の景観上極めて重要な範囲であり、保護する必要がある。これらについては、今後も引き続き調査や関係者との協議を進め、史跡の追加指定を目指していくこととする。

百間堀や広堀、小泉曲輪については、遺構の残存状況や埋蔵文化財の把握に努める。また、中屋敷（作事場）跡は小学校敷地となっているが、これまでの調査で堀の一部や炉跡が確認されている。これらについても調査を継続し追加指定が必要な範囲の検討を行い、必要な範囲については将来的な追加指定を目指す。

このほか、三の丸や城下町には、上田藩校明倫堂跡が中学校敷地として利用されており、大手門があった付近では、櫓台等は撤去されているが、枱形や三の丸堀の地下遺構が残っていることが確認できている。これらについては、埋蔵文化財包蔵地として機会を捉えた調査研究に努め、遺構の保護を図る。また、蚕都上田として発展したこの区域には、近世から近代にかけての歴史的建造物も多く残っていることから、「上田市歴史的風致維持向上計画」とも連携し、所有者・管理者の理解と協力を得ることで保存活用を図るものとする。

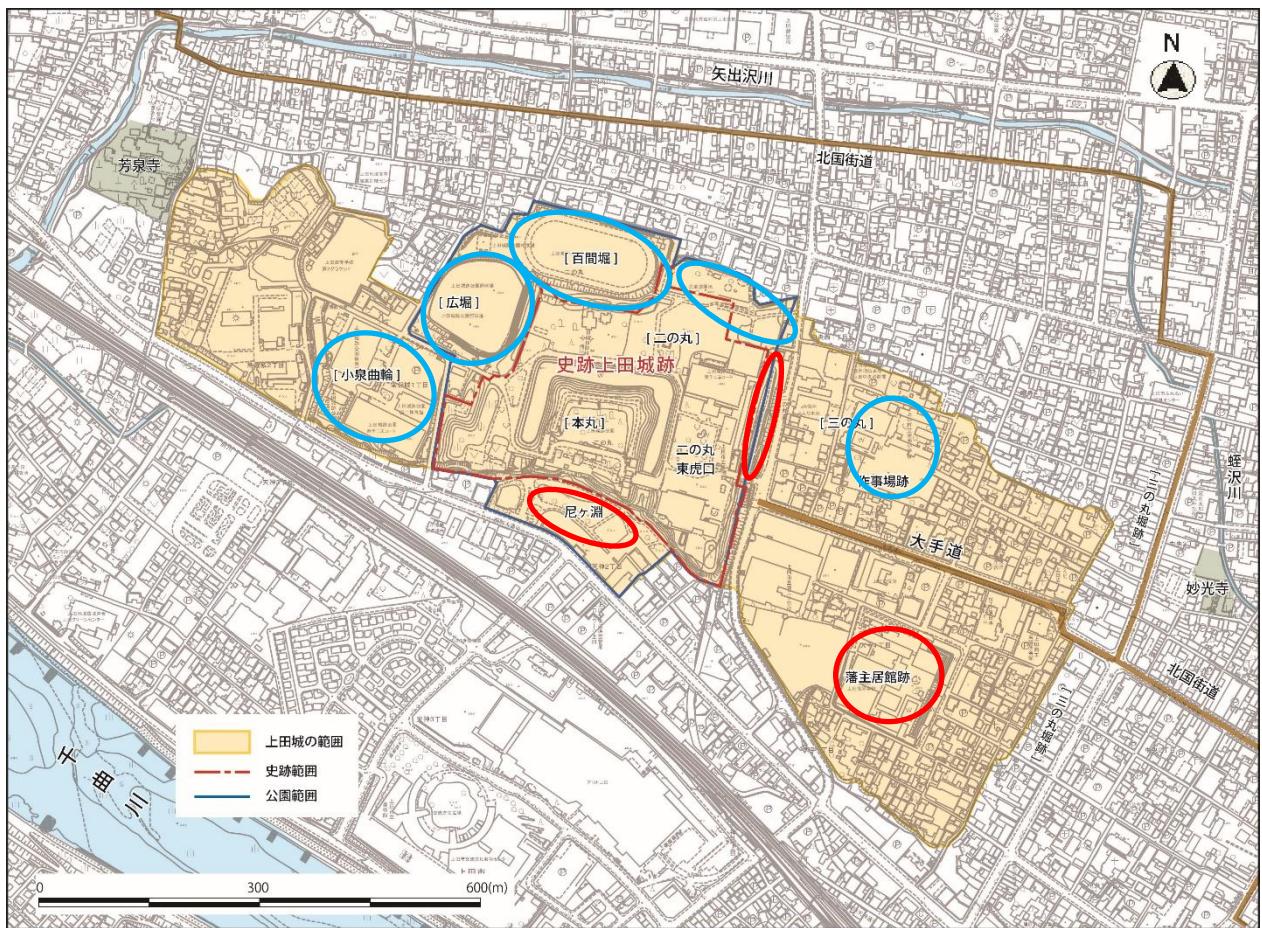


図 28 史跡の追加指定を目指す範囲

## 第5節 指定地公有化の考え方

現在、史跡指定地の 87.2%が市有地となっており、残りの土地は神社所有地と個人所有の耕作地である。管理団体である上田市は、現状変更等の制限により地権者が損失を受ける場合や史跡整備のために、指定地内の民有地の公有化（買上げ）を行う方針とする。ただし、これらの土地においては、現在も神社の活動、畠の耕作が行われていることから、継続的に史跡の保存に対する理解と協力を得ながら、公有化に向けた協議を行い、条件を整えていくものとする。個人所有地については、先行して公有化が行えるよう、地権者の意向も尊重しながら協議を継続する。

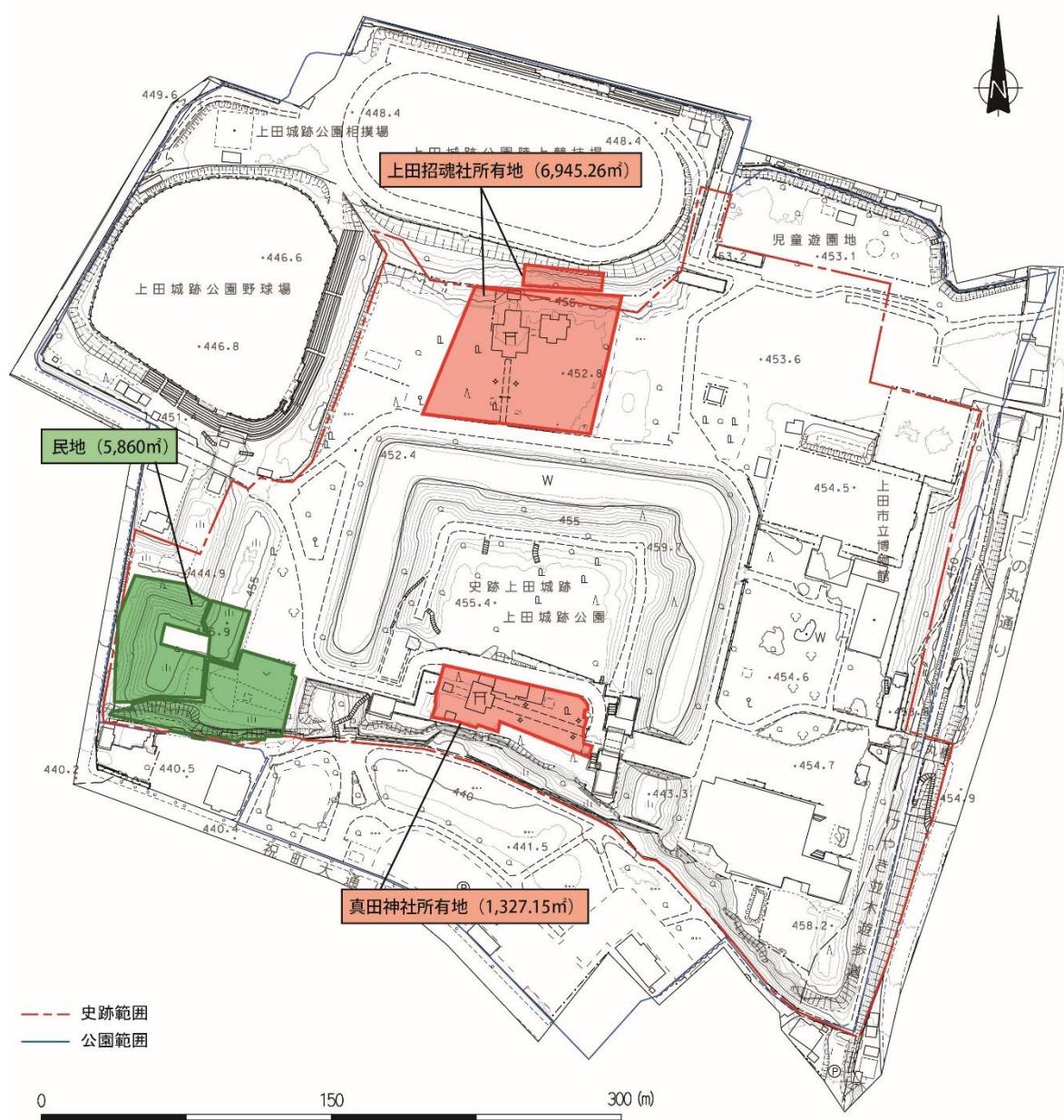


図 29 史跡指定地内の民有地

# 第8章 活用の方向性と方法

## 第1節 活用の方向性

上田城跡の歴史的価値について、来訪者が体感し理解を深めるだけではなく、様々な媒体による分かりやすい情報発信に取り組むものとする。

また、中心市街地に存在する市民の憩いの場として、あるいはイベント活用などを通じて、上田城跡への訪問機会が得られるよう、様々な活用事業の中で史跡の価値を伝え、次世代へと継承する機運の醸成を図る。

## 第2節 活用の方法

### (1) 歴史遺産としての活用

#### ①VR、ARを活用した上田城の全体像の発信

近世の上田城の全体像をイメージするコンテンツとして、H28年度から令和元年度まで「VR上田城」を作成し、公開していた。維持費等の問題から現在はマルチメディア情報センターがWEB上で一部公開しているのみである。今後進めていく本丸櫓の復元的整備等のイメージを市民や来訪者が持つことができるよう内容等を専門家等の意見も参考に再検証し、再公開を検討する。



現在公開中の復元映像

#### ②全体的な城郭遺構の情報発信

上田城跡への来訪者の多くは東虎口から本丸を見学するのみであり、天守を持たないため城郭に訪れたという満足感を得られないとの意見もある。三の丸も含めた上田城の城郭遺構を総合的に伝えるパンフレット等を作成することにより土木構造物も含めた城郭の魅力を発信していく。

また、整備事業や発掘調査に際しては見学会や現地説明会、ホームページ上等での情報提供などを積極的に行い、人びとが構造を理解する機会を設ける。

#### ③歴史的経緯の情報発信

現在史跡内において説明板やパンフレット等における上田城の沿革部分を除き、幟や掲示物等のほとんどが真田氏に関わるものであるため、現遺構が真田期のものと認識する来訪者も多い。仙石氏や松平氏についての情報提供の機会を増やすことにより、上田城の遺構や経

緯についての理解を促していく。

#### ④イベント等における活用

現在上田城跡公園内では「上田城千本桜まつり」「上田真田まつり」「上田城紅葉まつり」などの大規模イベントが開催され、多くの来場者が訪れる。そういった機会にブース展示やパンフレット配布等によって城郭としての魅力を発信し、イベントスペースのみならず城郭遺構への見学を促していく。また、イベントの開催方法や機材等の設置方法等も含めた負担軽減を検討することにより、イベントの継続を図る。

また、市民団体等が主催する中・小規模イベント会場としての利用を促進し、より多くの人々が上田城跡を訪れる機会をつくっていく。

### (2) 都市公園としての活用

上田城跡は上田市街地内にある都市公園としての機能も有しており、城郭遺構見学者のほかにもスポーツやレクリエーション、子供の遊び場として多くの来訪者がある。上田城跡の本質的価値の保存やそれを活かした活用とともに、より多くの来訪者に上田城跡をより身近に感じ親しんでもらうための多面的な活用を図る。

### (3) 学校教育や生涯学習に関する活用

学校教育においては、地域学習で上田城について学ぶほか、校外学習でも上田城跡を訪れる学校も多い。子供たちが上田城跡について興味をもってもらえるよう学校教育と連携した情報提供や教員向けの上田城の紹介などを積極的に行っていく。

また、これまで市民団体や自治会向けに実施している出前講座等も継続していくことにより、生涯学習面での活用を図る。

# 第9章 整備の方向性と方法

## 第1節 整備の方向性

史跡の本質的価値を保存するとともに、史実に忠実な復元整備を進め、学びの場、憩いの場などの様々な公開活用の取り組みが適切に図られるよう、史跡上田城跡整備基本計画（以下、「整備基本計画」とする。）を改訂する。

### （1）保存のための整備の方向性

史跡の本質的価値の保存と、来訪者の安全確保を最優先とした整備を行うこととする。

整備にあたっては、現存する櫓や石垣等を確実に保存し、継承することができるよう、発掘調査や建造物、文献史料等の学術的調査を行い、その成果に基づいて修理等の事業を進める。

- ・現在実施中である復元や修理の根拠となる資史料収集は、今後も継続的に実施する。
- ・現存する本丸隅櫓3棟について、昭和時代末期の大修理以降、櫓の修理事業を検討する時期を迎えており、また復元建造物である本丸東虎口櫓門を含めた耐震補強、防災・防犯対策等の計画について優先して検討を進める。
- ・整備基本計画において樹木伐採計画を定め、遺構に悪影響を与える樹木や景観上支障を来たす範囲については、優先的に伐採や剪定等を行う樹木を定めて進める。
- ・史跡に馴染まない目的外の構造物については移設・撤去を進める。

### （2）活用のための整備の方向性

平成2年度に策定した「史跡上田城跡整備基本計画」で掲げた本丸7つ櫓の「復元」については、今後もその目標に向かって必要な史料の調査研究を進めるとともに、令和2年に新たに示された「復元的整備」の手順も参考に、歴史的建造物の具現化による史跡の活用を目指していくものとする。

史跡上田城跡を学校教育や生涯学習の場として活用するとともに、上田市の観光拠点であること、市民の憩いの場である都市公園「上田城跡公園」であること、そして小泉曲輪に所在する市営体育館が災害時の緊急避難場所に指定されていることなどを考慮し、史跡の本質的価値の保存を最優先とした上で、市民や観光客の多様な利用を想定した整備を進めるものとする。

### （3）史跡と城下町の一体的な整備事業の推進

史跡周辺の小泉曲輪周辺や三の丸、城下町は近代以降の市街地化の影響を受けながらも近

世の遺構やまちなみが一部で確認でき、これまでにも都市計画部局が主体となり歴史的なまちなみを活かした整備を進めてきた。この度、令和4年度に作成（認定申請中）した「歴史的風致維持向上計画」においては、市内に残る歴史的建造物の保存・活用に関する事業や道路の美装化、歴史文化を活かした観光振興事業等を推進し、歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととしている。重点区域に設定した「城下町・北国街道西部区域」の中では、上田城跡及び城下町に関連する「上田城跡櫓復元や武者溜まり整備」、「上田映劇の調査と有形文化財登録検討」、「無電柱化事業」、「歴史的建造物調査」、「景観形成事業」など複数事業を実施予定であり、史跡と城下町が一体となった整備活用事業を推進する予定である。

## 第2節 整備の方法

前節で掲げた方向性に基づき、短期的に進める史跡上田城跡の整備は次のとおりとする。

### （1）二の丸東虎口（武者溜り・三十間堀周辺）

「史跡上田城跡整備基本計画」で移転対象施設と位置付けた旧市民会館は、上田市交流文化施設（サントミューゼ）が史跡外に新たに建設されたことにより、平成26年にその役目を終えた。しばらく未利用の状態が続いたが、都市公園整備事業による解体工事に向けて、現在準備を進めている。解体工事に先立つ令和4年度から5年度にかけて二の丸東虎口の発掘調査を実施し、その成果をもとに武者溜り整備の設計検討を経て、旧市民会館建物解体工事を行う予定である。解体後は、武者溜り・三十間堀の整備工事に着手し、令和8年度の完成を目指している。

### （2）二の丸東虎口北側一帯（テニスコート跡地周辺）

「史跡上田城跡整備基本計画」で移転対象施設と位置付けた体育施設のうち、平成26年度に市民プールの廃止と撤去が実現し、史跡内において唯一の体育施設として残ったテニスコートに関しては、令和6年度廃止に向けて準備を進めている。廃止後の跡地整備は、今後市民意見や史跡上田城跡整備専門家会議委員の意見をもとに検討を進める。

当面は、旧市民会館の解体に伴う工事車両の通行路として一時的に利用することとし、武者溜りの整備が完了後に、整備工事に着手するものとする。

### （3）本丸7つ櫓の復元（復元的整備）

平成2年度の「史跡上田城跡整備基本計画」策定以来、本丸には平成6年に東虎口櫓門を復元したが、7つ櫓の復元には至っていない。今後、史料の探索については「懸賞金」制度を用いて広く一般に古写真の提供を呼び掛けるとともに、新たに示された「復元的整備」の手順に則り、江戸時代から唯一現存する西櫓を基にした櫓の再現について、今後も取り組んでいく。

### （4）上田市立博物館の整備

上田市立博物館については、市内にある信濃国分寺資料館や丸子郷土博物館も建設から一

一定程度の期間が経過していることから、市内全体における博物館の今後の整備方針について仮称「博物館整備基本計画」を策定し、史跡外への移転も含めた計画を示していく。

## 第10章 運営・体制の整備の方向性と方法

### 第1節 運営・体制の整備の方向性

史跡上田城跡の管理団体である上田市は、史跡の適正な保存・管理、活用・整備を行っていくために、上田市教育委員会を含む上田市の体制整備・強化に取り組む。また、史跡上田城跡整備専門家会議、文化庁、長野県教育委員会の指導・助言を受けながら事業を進める。史跡内の民有地所有者と緊密な連携を行う体制を構築し、さらに、市民団体や一般社団法人信州上田観光協会などの民間組織とも連携し、協働により一層の機運の醸成を図りながら取組を推進する。

### 第2節 運営・体制の整備の方法

#### (1) 上田市における体制の確立

史跡の保存管理は、管理団体である上田市が適切に実施することを基本とする。事業主体である教育委員会生涯学習・文化財課は、保存活用事業の推進に必要な人員の確保に努める。また、整備事業推進のための発掘調査や古写真・文献史料などの調査研究を継続して行うため、体制の充実を図るとともに、市立博物館や上田図書館、公文書館等の史料所蔵施設と連携した調査に取り組む。一方、都市公園である上田城跡公園の維持管理については都市計画課が行っており、整備事業の推進に当たっては土木技師や建築技師の協力が不可欠であることから、共同で事業を推進する体制を構築する。

活用においては、上田城跡公園を会場としたイベント実施の実績が多い観光課をはじめ、文化振興部局、教育部局との連携を強化する。

史跡指定地内において施設を管理する市立博物館、スポーツ推進課とは保存管理・活用整備における協力体制を継続し、連携を一層強化する。

#### (2) 専門家会議等からの指導・助言体制の維持

整備計画の策定や事業の実施に当たっては、専門家による指導や意見聴取は不可欠である。現在、学識経験者で構成する「史跡上田城跡整備専門家会議」を設置しているが、この体制を継続するとともに、文化庁や長野県教育委員会から指導・助言を得ながら事業を進める必要がある。また、調査研究において大学等の研究機関とも連携して取り組むほか、整備事業や調

査研究において先進的な他自治体とも積極的に交流・連携を図る必要がある。

### （3）関係機関等との連携

史跡指定地内で土地を所有する眞田神社、上田招魂社、個人と、史跡の保存管理及び活用整備において、連絡体制を構築してきているが、引き続き緊密な連携を行いながら事業を推進する。

### （4）市民協働の推進

史跡上田城跡を適正に維持管理し、後世に伝えるためには、市民の皆様や観光で訪れる方により一層親しんでいただき、歴史的な価値を知ることで魅力を感じ、愛着心を高めていただくことが重要である。案内パンフレットや櫓の内部公開、発掘調査や史跡整備事業の現地公開などを通じて、地域の重要な文化遺産であることを発信し、文化財保護意識の促進に努める。また、市民団体とも協働することで、より広く周知し取組の効果を高めていくことができるよう努める。

# 第11章 施策の実施計画の策定・実施と経過観察

## 第1節 施策の実施計画の策定と実施

第1章で示したとおり、本計画の計画期間は令和5年度から令和15年度までの10年間としている。その間に第6章で述べた保存・活用の大綱と基本方針及び第7章～10章で述べた各分野の方向性と方法等に基づき、保存・管理、活用、整備、運営・体制の整備について、計画的に実施すべき施策の項目と概要を以下に示す。

表16 実施計画の総括表

区分	項目	短期	中期	長期
保存管理	調査・研究(資料調査・収集等)	○	○	○
	発掘調査(史跡・埋蔵文化財包蔵地)	○	○	○
	石垣・土塁等の観察・点検	○	○	○
	遺構の保護、建造物・構造物の維持管理	○	○	○
	本丸隅櫓の耐震対策(調査・検討を含む)		○	○
	防犯・防火対策	○	○	○
	植生管理	○	○	○
	史跡環境の維持管理	○	○	○
	史跡の追加指定(調査・協議を含む)		○	○
	指定地公有化(協議を含む)	○	○	○
活用	VR、ARを活用した上田城の全体像の発信	○	○	○
	全体的な城郭遺構の情報発信	○	○	○
	歴史的経緯の情報発信	○	○	○
	イベント等における活用	○	○	○
	都市公園としての活用	○	○	○
	城下町と一体とした活用	○	○	○
	学校教育や生涯学習に関する活用	○	○	○
整備	二の丸東虎口整備	○	○	
	二の丸東虎口北側一帯整備		○	○
	本丸7つ櫓の復元及び調査	○	○	○

	整備基本計画の改訂	<input type="radio"/>		
	仮称博物館整備基本計画の策定	<input type="radio"/>		
体制整備	上田市における体制の確立	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	専門家会議等からの指導・助言体制の維持	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	関係機関等との連携	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※事業の進捗その他により必要に応じ見直しを行う。

## 第2節 経過観察

史跡上田城跡の確実な保存と活用の推進のためには、実施される多様な事業を計画的に経過観察し、進捗状況を把握したうえで事業の有効性・効果を評価しつつ事業計画の見直しや改善を行う必要がある。

経過観察の方法については、上田市教育委員会生涯学習・文化財課が主体となり、平成27年(2015)3月に文化庁が刊行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』にて示された自己点検表を基に作成した表17を利用する。実施については、関係する府内他部局と連携して年1回行う。

実施結果については、適宜文化庁や長野県教育委員会、史跡上田城跡整備専門家会議に報告し、指導・助言を受けて事業計画の見直し等を行う。

表17 経過観察点検チェックシート

項目	実施例	取組状況			
		未実施	実施中	実施済	備考(現状・目的・成果等)
(1) 基本 情報	ア)標識は適正に設置されているか				
	イ)境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか				
	ウ)説明板は設置されているか				
(2) 保存	ア)指定時における本質的価値について十分把握できているか				
	イ)調査等により史跡の価値等の再確認はできているか				
	ウ)専門家の参加、連携は図られているか				
	エ)史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか				
	オ)災害対策は十分されているか				
	カ)保存活用計画に基づいて実施されているか				
(3) 管理	ア)公開が適切に行われているか				
	イ)史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか				
	ウ)市民の文化的活動の場となっているか				
	オ)文化的観光資源としての活用がされているか				
	カ)パンフレット等は活用されているか				
	キ)外国人向けの対応はなされているか				
	ク)ガイダンス等の施設は充分に活用されているか				
(4) 整	ア)史跡の表現は、学術的根拠に基づいているか				
	イ)遺構等に影響がないように整備さ				

	れているか				
	ウ) 整備後に修復の状況を管理しているか				
	エ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか				
	オ) 活用を意識した整備が行われているか				
	カ) 多言語に対応した整備が行われているか				
	キ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか				
	ク) 整備基本計画の見直しはされているか				
( 5 ) 整 備 ・ 体 制 ・	ア) 運営については適切に行われているか				
	イ) 体制については十分であるか				
	ウ) 他部署との連携については十分であるか				
	エ) 地域との連携については十分であるか				
( 6 ) 予 算	ア) 予算確保のための取組はあるか				